令和７年第３回広野町議会定例会会議録目次

第１日　　９月８日（月曜日）

○議事日程 …… 1
○出席議員 …… 1
○欠席議員 …… 1
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… 1
○本会議に出席した事務局職員 …… 2
○開会の宣告 …… 3
○会議録署名議員の指名 …… 3
○会期の決定 …… 3
○諸般の報告 …… 3
○町長の町政全般について経過報告 …… 4
○監査委員報告 …… 9
○委員会報告 …… １０
○一般質問 …… １１
　北　郷　伯　弘　君 …… １１
　西　内　玄　太　君 …… １５
　渡　邉　忠　義　君 …… ２８
　遠　藤　　浩　君 …… ３９
　門　馬　まりえ　さん …… ４６
　高　木　光　雄　君 …… ５５
○散会の宣告 …… ６６
○署名 …… ６９

第２日　　９月９日（火曜日）

○議事日程 …… ７１
○出席議員 …… ７１
○欠席議員 …… ７１
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 …… ７１
○本会議に出席した事務局職員 …… ７２
○開議の宣告 …… ７３

○会議録署名議員の指名 ……７３
○一般質問 ……７３
　西　本　久　雄　君 ……７３
○議案第４１号　広野町議会議員及び広野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 ……８４
○議案第４２号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 ……８５
○議案第４３号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ……８５
○議案第４４号　広野町税特別措置条例の一部を改正する条例 ……８６
○議案第４５号　双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について ……８７
○議案第４６号　福島県市町村総合事務組合規約の変更について ……８８
○議案第４７号　原状回復請求等調停事件の和解について ……９０
○議案第４８号　工事請負契約の締結について ……９１
○議案第４９号　工事請負契約の締結について ……９３
○議案第５０号　工事請負契約の変更契約について ……９５
○議案第５１号　令和６年度広野町一般会計歳入歳出決算認定について ……９７
○散会の宣告 ……１０９
○署名 ……１１１

第３日　　９月１０日（水曜日）

○議事日程 ……１１３
○出席議員 ……１１３
○欠席議員 ……１１３
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ……１１３
○本会議に出席した事務局職員 ……１１４
○開議の宣告 ……１１５
○会議録署名議員の指名 ……１１５
○議案第５２号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について ……１１５
○議案第５３号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について ……１１８
○議案第５４号　令和６年度広野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について ……１２０
○議案第５５号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について ……１２３
○議案第５６号　令和６年度広野町下水道事業会計歳入歳出決算認定について ……１２５
○散会の宣告 ……１２７
○署名 ……１２９

第４日　　９月１１日（木曜日）

○議事日程 ……１３１
○出席議員 ……１３１
○欠席議員 ……１３１
○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 ……１３１
○本会議に出席した事務局職員 ……１３２
○開議の宣告 ……１３３
○会議録署名議員の指名 ……１３３
○議案第５７号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第３号） ……１３３
○議案第５８号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号） ……１３７
○議案第５９号　令和７年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第２号） ……１３９
○議案第６０号　令和７年度広野町介護保険特別会計補正予算（第２号） ……１４０
○議案第６１号　令和７年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） ……１４０
○議案第６２号　令和７年度広野町下水道事業会計補正予算（第１号） ……１４２
○議案第６３号　広野町教育長の任命に関する同意を求めることについて ……１４３
○議案第６４号　広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて ……１４４
○報告第　１号　広野町の健全化判断比率等の報告について ……１４４
○委員会の閉会中の継続調査の申出について ……１４６
○閉会の宣告 ……１４６
○署名 ……１４９

第 3 回 定 例 町 議 会

(第　1　号)

令和７年第３回広野町議会定例会会議録（第１日）

令和７年９月８日（月曜日）午前９時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　町長の町政全般について経過報告
日程第　５　監査委員報告
日程第　６　委員会報告
日程第　７　一般質問

○出席議員（８名）

１番	西本久雄　君	２番	渡邉忠義　君
３番	高木光雄　君	４番	渡邉正俊　君
５番	西内玄太　君	６番	北郷伯弘　君
７番	遠藤　浩　君	８番	門馬まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　智	君
副町長	杉浦孝幸	君
教育長	根本良政	君
参事兼総務課長	飯島洋一	君
参事兼復興企画課長	加賀博行	君
産業振興課長	黒田泰将	君
建設課長	松本周次	君
参事兼環境防災課長	佐藤尚文	君
健康福祉課長	金子一隆	君
こども家庭課長	北郷　功	君

参事兼 町民税務課長	猪	狩	裕	一	君
会計管理者兼 出納室長	横	山	正	文	君
参事兼教育次長 兼学校教育課長	遠	藤	義	宏	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介	君
代表監査委員	針	生	寛	美	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻	介	君

○開会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第３回広野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

３番　高　木　光　雄　君

５番　西　内　玄　太　君

を指名いたします。

○会期の決定

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期については、去る９月２日開催の広野町議会運営委員会に諮問いたしたところ、本日から９月11日までの４日間とする答申がありましたので、本日から９月11日までの４日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から９月11日までの４日間とすることに決しました。事務局をして議事の日程表を配付いたさせます。

（配付する。）

○議長（渡邉正俊君）　今期定例会の議事日程はお手元に配付のとおりでありますが、事務局長をして報告いたさせます。

（報告する。）

○諸般の報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、諸般の報告をいたします。

今まで議長宛て提出されました例月現金出納検査報告、財政援助団体等に関する監査報告、広報委員会視察研修報告書、株式会社広野町振興公社に係る事業の計画及び決算に関する書類、令和７年第３回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会の議決書、令和７年第２回双葉地方水道企業団議会

定例会の議決書、被害者のための復興意見要望、唯一の戦争被爆国日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名、令和８年度理科教育設備費等補助金予算計上についてのお願い、これらについてはお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○町長の町政全般について経過報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、町長の町政全般について経過報告を行います。

町長、登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　おはようございます。

令和７第３回広野町議会定例会一般経過報告。本定例会に提出しました議案を審議いただくに当たり、令和７年第２回定例会以降における町政の経過をご報告申し上げます。

初めに、総務課であります。

７月24日、広野町町制施行85周年記念式典を広野町中央体育館で執り行いました。式典には、復興庁福島復興局志田文毅局長、経済産業省・原子力災害現地対策本部佐野究一郎副本部長、福島県鈴木正晃副知事をはじめ多くのご来賓の方々が出席し、東日本大震災並びに原子力災害からのさらなる復興と新たな未来創造を誓いました。式典では、町勢進展に貢献された功労者を表彰するとともに、震災からの復旧・復興支援等へ貢献された個人・団体へ感謝状を贈呈しました。式典終了後、「元気で健康な人生を送るために必要なこと」と題し、馬場医院小鹿山博之院長による記念講演を行いました。

７月３日公示、７月20日投開票の日程で第27回参議院議員通常選挙が執行されました。投票率向上に向け、防災行政無線及び広報車による定期的な広報活動を行いました。投票率は、選挙区選出選挙で62.40％、比例代表選出選挙で62.42％となりました。

８月３日、大阪・関西万博で開催された「司法書士による自由かつ公正な社会プロジェクト」に出席し、東日本大震災並びに原子力災害からの被災地の復興の状況を国内外に発信するため、講演を行いました。講演では、日本司法書士会によるこれまでの被災地支援に対しての感謝を伝えるとともに、広野町の復旧・復興の状況や今後の町づくりの展望について紹介しました。

８月６日、広野町町制施行85周年記念事業の一環として、二ツ沼総合公園において「2025年度夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会」が開催され、ＮＨＫラジオ第１にて全世界に生放送されました。早朝にもかかわらず町内外から約300名の来場があり、会場はたくさんの笑顔と元気な声であふれていました。

次に復興企画課です。

６月25日、町、議会との合同要望として、第２期復興・創生期間以降における支援の継続及び安

定的な財源の確保、教育環境整備に係る支援、福島イノベーション・コースト構想の推進、移住・定住の促進並びにカーボンニュートラルへの支援など、輿水恵一復興副大臣、大串正樹経済産業副大臣、中田宏環境副大臣、谷公一自由民主党東日本大震災復興加速化本部長に要望いたしました。

また、東京電力ホールディングス株式会社、秋本展秀常務執行役福島復興本社代表に対し、安全対策の徹底と、着実な廃炉の推進について要望活動を行いました。

６月28日、第５回南相馬市・広野町パークゴルフ交流会が南相馬市・東部パークゴルフ場で約110名の参加の下開催されました。パークゴルフを通して、南相馬市と広野町の親睦及び参加者の健康増進並びに世代を超えた交流が図られました。

７月12日、早稲田大学ふくしま浜通り未来創造リサーチセンター主催、第16回ふくしま学（楽）会が、県立ふたば未来学園中高一貫校をメイン会場として、リモートと合わせて約80名の参加の下開催されました。

福島第一原子力発電所の廃炉や浜通り地域社会の将来像について、早稲田大学、原子力規制委員会、地元企業の代表者、ふたば未来学園の高校生らが登壇し、福島浜通りにおける人材育成、「学びの場」の創出など、対話を通じた参加者との意見交換が行われました。

７月13日、東北移住＆つながり大相談会が東京都の東京交通会館で開催され、東北への移住を検討する約470名が来場しました。本町は移住相談窓口を出展し、町の魅力をＰＲするとともに、訪れた18名の移住相談に対応しました。

７月27日、福島くらし＆“就農”フェア2025が東京都の東京交通会館で開催され、福島県への移住、就農を検討する約100名が来場しました。本町は農業委員会と移住相談窓口を出展し、町の魅力をＰＲするとともに、訪れた７名の移住相談に対応しました。

８月24日、スイーツ甲子園ふくしまチャレンジカップがＪヴィレッジをメイン会場として、広野産バナナ、楢葉産サツマイモ、富岡産パッションフルーツ、大熊産キウイフルーツのそれぞれを材料に、全国の高校生がスイーツを製作し、高校ナンバーワンパティシエを決定する大会が開催されました。応募総数547件、学校数120校、書類審査を通った12校が本番に臨み、バナナ部門では鹿児島県の神村学園高等部が製作した「リュミエール」が優秀賞となりました。

８月３日、第９回福島第一廃炉国際フォーラムが葛尾村中学校体育館で約200名の参加の下開催されました。福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進めていくため、国内外に対して正確性と透明性を持った情報発信が求められ、地元住民との丁寧な議論が続けられています。今般の開催は、廃炉作業関係者と地元住民による直接の対話が行われ、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉と未来についての共通理解が深められました。さらに、国内外の専門家間で、世界で行われる廃炉の取組の最新状況等についてプレゼンテーションや意見交換が行われました。

次に町民税務課です。

８月11日、「広野町サマフェス2025」の開催に合わせ、広野町人権擁護委員３名によりイベント

会場において、来場者を対象として人権に関するリーフレット等を配布し、人権啓発活動を実施しました。

次に健康福祉課です。

７月１日から５日までの５日間、保健センターにおいて、総合検診を実施しました。受診されなかった方の受診機会として８月24日、日曜日に検診日を設けるとともに、国保特定健康診査の未受診者に対して受診勧奨通知を行い、受診率の向上を図りました。受診者数は、国保特定健康診査411人、後期高齢者健康診査325人、社保被扶養者特定健康診査64人、その他検診16人、合計816人でした。

また、女性特有の疾病である「乳がん・子宮がん」の早期発見・早期治療を図るため、７月１日から10月31日の期間、乳がん検診・子宮がん検診について検診日・検診場所を設定し、広野町保健センターまたはいわき市の医療機関において実施しています。

９月３日、令和７年度広野町敬老会を町中央体育館において開催し、結婚50周年を迎えられた９組のご夫妻へ福島民報社と共に金婚夫婦表彰を行い、最高齢者及び満85歳以上の高齢者に対して記念品の贈呈を行いました。敬老会終了後には余興を開催し、来場された高齢者の皆様は、楽しいいっときを過ごしました。

次にこども家庭課です。

６月20日、いわき短期大学附属幼稚園において、こども園と幼稚園の５歳児同士が交流を行いました。遊具で遊んだり、ダンスをしたり、グループに分かれてゲームを楽しんでいました。次回は、広野こども園で両園児の交流を予定しております。

７月４日、こども園の３歳から５歳児を対象に、劇団飛行船によるアリオスでの演劇鑑賞に参加しました。園児たちは、大きな会場で演じられる劇を楽しく鑑賞しました。

７月７日、こども園において七夕会を実施しました。園児たちは、色とりどりの短冊に願い事を書き、笹に飾りつけをしました。七夕の行事の意味や由来の話を聞いたり、手作りの七夕飾りを楽しみました。

７月18日、児童館において夏祭りを実施しました。児童たちは、屋台風に焼きそばやかき氷などを食べた後に、高学年の児童をリーダーとしてグループをつくり、ゲームやヨーヨーすくいなど、夏祭りを楽しみました。

７月31日、こども園の３歳から５歳児を対象に、田村市ムシムシランドでの体験見学会を開催しました。園児たちは、昆虫館で世界の貴重な生きた昆虫を見学し、カブトムシドームでは自然の中で実際にカブトムシに触れるなど、貴重な体験をしました。

９月１日現在、こども園、児童館の在籍者は、こども園96人、児童館60人となっています。

次に環境防災課です。

６月18日、７月24日、８月28日、広野町安心・安全ネットワーク会議立哨活動を国道６号役場前

交差点等で実施し、ドライバーに安全運転への注意喚起を促しました。７月24日、広野町安心・安全ネットワーク会議を開催し、交通事故防止対策、熱中症予防、ごみの分別について会員企業に協力を求めました。

７月13日、広野町公民館において、「豊かな自然環境と地域文化を次世代に引き継ぐために～広野町環境基本計画に込めた想い～」と題し、早稲田大学環境総合研究センター研究員教授、永井祐二氏による広野町環境学習講座を実施しました。深刻化する環境問題への意識を高めました。

７月30日、カムチャツカ半島付近の地震に伴い、午前８時37分に津波注意報、午前９時40分に津波警報が発表され、災害に備え警戒配備体制を敷き、防災行政無線により町民に避難指示を促しました。午後８時45分に津波注意報への切替えが発表されましたが、夜間を通して情報の収集、関係機関との連携・対応に取り組みました。７月31日、午後４時30分、津波注意報が解除され警戒配備体制を解除しました。この津波により、人的被害、住宅等への被害はありませんでした。

７月14日、双葉警察署の「夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動出発式」が、道の駅ならはで行われました。出動式には、富岡地区交通安全協会をはじめ、各種関係機関から約60名が参加して運動期間中の無事故を誓い合いました。

８月16日、町内の河川と海岸の環境を守るため、盆送り供物の回収を行ないました。役場敷地内に焼香台と供物置場を設置し、早朝より多くの方々にご活用いただき、供物270世帯分、重さにして350キログラム回収しました。

９月７日、第72回福島県消防協会双葉支部幹部大会が楢葉町コミュニティセンターで開催されました。大会には、双葉地方の消防団幹部団員及び婦人消防隊員、双葉消防本部、約300名が参加し、長年の消防功労者に対しての表彰及び国、県等表彰、日本消防協会、福島県消防協会表彰受賞者の披露が行われました。

次に産業振興課です。

７月８日、ＪＡ福島さくらふたば統括センターが主体となり「あぜみち指導会」を実施いたしました。延べ28人の参加者に対し、水稲栽培管理、病害虫防除対策、農作業中の安全管理等について説明を行いました。

８月11日、広野町サマフェス2025を二ツ沼総合公園において開催しました。坂本竜太郎衆議院議員、齋藤裕喜衆議院議員をはじめとする多くのご来賓と、町内外から訪れた約１万1,000人の皆様が夜空を彩る4,000発の花火を堪能していただきました。

次に建設課です。

８月６日、国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所で開催された「令和７年度第１回福島県渋滞対策連絡協議会」において、国道６号の朝夕の渋滞解消のため、新たに「サービスレベル向上検討会」の開催が決定されました。広野町においては、いわき市久之浜町の明不作交差点を先頭に役場前交差点までの夕方の渋滞について、道路交通状況を把握した上で道路に求められるサービスレ

ベルに対する課題の抽出を行い、一定の区間として詳細な分析を行い、有識者や関係行政機関から意見を伺いながら検討を進めることになりました。

町道北釜・大谷地原線道路改良舗装工事につきましては、工事区間が埋蔵文化財の包蔵地であることから、令和７年４月１日に発掘調査業務委託契約を締結し、計画面積約700平米のうち約160平米が完了し、竪穴建物跡が６軒検出されました。また、道路改良舗装工事については、８月末時点で施工延長200メーターのうち約40メーター区間の両側側溝の敷設が完了し、同時進行で下水道移設工事施工延長約142メーターのうちマンホール１基と下水道管渠約５メーターの敷設も完了しております。マンホール及び下水道管渠の敷設完了後、路体・路床盛土を施工していきます。

折木地区土砂採取区域完了工事につきましては、福島県発注工事の建設残土約6,500立米の受入れが６月末で完了し、７月より土工に着手しています。現在、受け入れた建設残土を場内に運搬し、敷地造成工の盛土を施工しており、完了後、客土により植栽基盤工の盛土を施工し、適正な時期に抵抗性クロマツの植栽及びのり面の植生基材吹付により森林機能の回復を図り、令和７年度内に完了する予定です。

次に学校教育課です。

６月24日、広野中学校において、語学力やコミュニケーション能力の向上、異文化理解と日本人としてのアイデンティティー醸成などを目的に、今年度第２回目となる「グローバル・デイ事業」を実施しました。今回は２年生と３年生を対象とし、学術連携協定に基づく東日本国際大学の協力の下、「スポーツと人気の競技」をテーマに、同大学に通う外国人留学生４名と英語を交えて議論するなど、授業や給食の時間を共に過ごし、交流を図りました。

８月18日、第10回目となる町営学習塾開講式を実施しました。平成26年度から実施している町営学習塾では、中学生の基礎学力の向上や自身の進路実現を見据えた対策、現役大学生の経験談や県外の教育事情を聞きながら、これからの社会を生き抜くための総合的な学習支援を実施していきます。今年度は８月18日から21日までの４日間、広野中学校及びふたば未来学園中学校の生徒17名が参加しました。開講式では、講師を務める首都圏の大学生等３名に委嘱状、受講生には受講者証を交付しました。

次に生涯学習課です。

６月21日、町民の「教育機会の確保」、「郷土愛の育成」、「世代間の交流」を目的とした「広野町ふるさと創生大学」の開校式を実施しました。11回目となる今年度の申込者は17名であり、開校式では名誉学長である東日本国際大学総長の吉村作治様ご臨席の下、受講生に入学許可証を交付しました。続いて、「古代の食卓」と題して広野町教育委員会学芸員より講義を実施しました。今年度の一部の講義は、広野町をはじめとした浜通りの歴史に加え、広野町と連携する高等学術研究機関と講座を進めていくこととしております。

７月５日、令和７年度双葉郡スポーツ交流大会が楢葉町及び富岡町を会場に開催されました。本

町からは野球、バレーボール、剣道、グラウンドゴルフ、サッカーの各競技に総勢76名が参加し、暑さに負けず熱戦を繰り広げ、バレーボール、グラウンドゴルフ、サッカー競技で優勝するとともに各種目において好成績を収めました。

７月24日、児童館において広野町青少年育成町民会議青少年健全育成事業として「絵手紙教室」を開催し、参加した小学生38名が絵手紙の基本と楽しさを学びながら、作品制作に取り組みました。

７月26日、Ｊヴィレッジメインスタジアムにおいて、インターハイ男子サッカー競技大会の開会式が日本サッカー協会専務理事をはじめ、全国高等学校体育連盟役員のご臨席の下、第１回戦出場校である香川県代表の寒川高等学校と広島県代表の瀬戸内高等学校の選手が出席し、キックオフセレモニーが行われました。７月26日から８月２日までの大会期間中は、Ｊヴィレッジを拠点に広野町、楢葉町、いわき市の各サッカー場において熱戦が繰り広げられました。広野町ではＪヴィレッジ内にＰＲブースを開設し、広野町振興公社の協力を得て、広野産バナナ「綺麗」やみかんサイダー等の特産品を取りそろえ、全国から集まった選手、スタッフ、観客を含め約３万人の来場をお迎えしました。

７月29日、児童館において広野町青少年育成町民会議青少年健全育成事業として「折り紙教室」を開催し、参加した小学生18名は、折り紙の楽しさと奥深さを学びながら、作品制作に取り組みました。

８月17日、二ツ沼総合公園清明館において広野町青少年育成町民会議青少年健全育成事業として「茶道教室」を開催し、参加した小学生から高校生と保護者７名は、礼儀作法や「おもてなしの心」を学びながら、日本の伝統文化である茶道の奥深さを体験しました。

８月30日、広野町文化交流施設ひろの未来館において、「中近世城郭の調査と保存・活用」と題し、三春町歴史民俗資料館長平田禎文先生を講師に迎え、ふるさと創生大学を実施いたしました。14名の受講者の下、三春城の歴史や城郭跡発掘調査の成果と活用について学びました。

さて、本定例会にご提案申し上げる案件は、条例案件４件、決算案件６件、補正予算案件６件、その他案件８件、報告案件１件、合計25件であります。

慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げ、本議会招集のご挨拶と経過報告といたします。

以上でございます。

○監査委員報告

○議長（渡邉正俊君）　次に、日程第５、監査委員より監査報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員　針生寛美君登壇〕

○代表監査委員（針生寛美君）　おはようございます。監査報告いたします。

例月現金出納検査につきましては、地方自治法第235条の２第１項の規定に基づき、５月分を６月20日、６月分を７月18日、７月分を８月20日に実施しました。

５月分につきましては、令和６年度分と令和７年度分を実施しております。

検査の結果につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、基金の預金残高は各金融機関の預金残高証明書と照合した結果、異常はなかったと認めます。

次に、財政援助団体等の監査につきましては、地方自治法第199条第７項の規定に基づき、７月１日、３日、４日の３日間、監査の対象団体、社会福祉法人広野町社会福祉協議会、社会福祉法人光美会、株式会社広野町振興公社、教育委員会所管の団体及び団体を指導監督する町の主管課に対して実施しました。調査事項については、令和６年度における公の施設の指定管理委託、業務委託及び支援団体の補助金等に関する決算内容について審査しました。

監査の結果については、お手元に配付いたしました資料のとおりであり、適正に処理されていると認めます。

以上、監査報告を終わります。

○委員会報告

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、委員会報告を議題といたします。

各常任委員会における調査について、委員長より報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会委員長、５番、西内玄太君、登壇を許します。

５番、西内玄太君。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　総務文教常任委員会報告をいたします。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

次に、産業厚生常任委員会委員長、６番、北郷伯弘君、登壇を許します。

６番、北郷伯弘君。

〔６番　北郷伯弘君登壇〕

○６番（北郷伯弘君）　産業厚生常任委員会報告書。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで産業厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、政治倫理条例に関する調査特別委員会委員長、７番、遠藤浩君、登壇を許します。

７番、遠藤浩君。

〔７番　遠藤　浩君登壇〕

○７番（遠藤　浩君）　政治倫理条例に関する調査特別委員会報告書。

（委員長、朗読して報告する。）

○議長（渡邉正俊君）　これで政治倫理条例に関する調査特別委員会の報告を終わります。

以上で委員会報告を終わります。

○一般質問

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、一般質問を行います。

一般質問は、質問項目ごとに一問一答方式で行います。

◇　北　郷　伯　弘　君

○議長（渡邉正俊君）　通告順に従い、一般質問を許可いたします。

６番、北郷伯弘君、一般質問席に移動してください。

６番、北郷伯弘君。

〔６番　北郷伯弘君登壇〕

○６番（北郷伯弘君）　一般質問通告書に基づき質問いたします。

質問事項１、教育、東京大学等学術研究機関での海外交流の展開に向けて。質問の要旨、震災以降、県立ふたば未来学園中高一貫校が立地し、町内の小学校、中学校と連携を図り、次世代を担う人材育成のための教育環境づくりが進んでいるが、今日にあるインバウンドの増加によりグローバル教育の必要性が求められています。町として、子供たちの語学力やコミュニケーション、問題解決力等を育成する教育環境の展望をどのように考えているのか伺います。質問の相手、教育長。

○議長（渡邉正俊君）　教育長、答弁。

登壇を許します。

教育長。

〔教育長　根本良政君登壇〕

○教育長（根本良政君）　６番、北郷伯弘議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、町として、子供たちの語学力やコミュニケーション、問題解決力等を育成する教育環境の展望をどのように考えているのかについてであります。グローバル化が進む国際社会において、様々な文化背景、価値観を持つ人々と交流する力が必要になってきます。語学力やコミュニケーション能力の向上はもとより、自国の文化と諸外国の多様な文化を理解し、尊重していく態度が大切です。本町のグローバル教育推進については、外国語指導助手、ＡＬＴを活用して、こども園、小学校低、中学年の外国語活動と高学年の外国語科の学習を充実させ、中学校の英語教育へつなぐとともに、教科横断的な学びへと広げていきます。これにより、国際社会で活躍できる子供の育成を目指します。

本町では、平成９年から令和元年度まで、米国同時多発テロや東日本大震災の影響による中断を除き、計11回、343名の中学生が海外教育交流派遣事業によりカナダに派遣されていますが、昨今

の国際紛争及び海外での銃器等によるテロ活動、新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み、海外派遣事業の見直しを図り、令和２年度から、ブリティッシュヒルズでの異文化交流宿泊体験活動、令和３年度から東日本国際大学留学生との交流グローバル・デイを実施し、グローバル教育を推進しているところです。ブリティッシュヒルズでの異文化交流宿泊体験活動については、令和６年度から参加対象を小学５年生から中学２年生まで広げ、成長段階に合わせて４年間の継続的なプログラムの実施により、さらなる語学力やコミュニケーション能力の育成を強化し、進めていきます。また、東日本国際大学生との交流、グローバル・デイでは、広野中学校の生徒と留学生との交流を年５回程度実施し、授業への参加、実験や社会問題に対する議論などを通じた交流に加え、給食の配膳を留学生が手伝うなど、授業以外でも密度の濃い交流を図っています。

2025年度から2029年度までの第３次広野町教育ビジョンにおいてグローバル教育の推進を掲げ、諸外国の文化、伝統等の理解と交流を通して自国の文化、伝統等について理解を深め、英語で広野町の歴史や文化及び小中学生の広野町に対する思いを発信できるよう取り組んでいきます。新たな海外派遣事業の展開については、授業内容並びに世界の社会情勢等を勘案しながら、検討していきます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　大変分かりやすく、2025年から2029年、４年間の間にいろいろとそういった文化、伝統ということから始まって、そういったものが子供たちの教育とかなんかにも当然大事なことの要素であるというご意見、そしてそういった海外との交流事業を展開していくというお答えをいただきました。

そこで、私はちょっと考えるのですけれども、展望するのは大いに結構で、大事なことであると私も感じるところです。そこで、私たちも、子供の展望は誰しもが申すことであるわけなのですけれども、そこで我々、例えば親とか、関係ない一般の人もいるわけで、そうなってくると、そこで今の教育していただく、受ける、教育させるがための子供たちは今中学校、高校生になるまでの間、これは私の考えになってしまうのですが、どんな環境の下で育って、どういった時代に学んで生きているのかということを、もうこれは過去のことにはなると思うのですが、若干具体的な話になってしまうのですが、そういったことを我々一般の人も知ってもおかしくない、そういった下で一般の人も、今の子供たちを教育するに当たって、そういったグローバル化の勉強をさせていきたいのだけれども、その中で子供たちはどういう環境の下で育ってきたかというのも一般の社会人、我々も知りたいところがあるものですから、そういったところは、簡単でいいですけれども、教えていただければいいなと思うのですが。

○議長（渡邉正俊君）　教育長。

○教育長（根本良政君）　ただいまの北郷伯弘議員の質問にお答えします。

先ほど答弁でも述べたように、小学校の低、中学年においては、ＡＬＴの活用をして外国語活動、教科ではなくて外国語活動を行っており、高学年からは外国語科の指導をしております。中学校においては、教科指導、高学年と同様に指導しているところであります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　外国の、いろいろやってきていろんな勉強をするということは本当に大事だなということを私感じます。よろしくお願いしたいと思います。

それでは、質問事項の２番目。質問事項、ミカンを活用した特産品の産業化への支援体制について。質問の要旨、町は農業経営の安定を図るため、基幹作物である特別栽培米や有機米を進め、価値の高い米作りに取り組んでいます。町の農業の魅力や地域ブランドの情報発信を行う中で、バナナを含めた特産品の開発は町にとって最も優先すべきことと捉えます。東北に春を告げる町広野をアピールできるような、新たなミカンを活用した特産品の開発をどのように考えているのか伺います。質問の相手、町長。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の２番目、東北に春を告げる町広野をアピールできるような新たなミカンを活用した特産品の開発をどのように考えているのか伺いますについてであります。ミカン事業につきましては、暖かい町のイメージ戦略として企業誘致活動に取り組んできた経緯があり、昭和から令和にかけて２度にわたり各世帯に2,200本を配布してきました。東日本大震災以降は、民間においてみかんジュース、みかんサイダーを製品開発しているほか、岩手県葛巻町と令和５年に締結した特産品振興、観光交流に関する協定に基づき、ミカンワインの開発に取り組んでおり、令和７年度、試作品の完成を予定しております。当町農業委員会においては、本年７月に静岡県農林技術研究所にミカンの栽培管理について調査研修を行っています。認定農業者協議会においては、ミカンの特産品開発の展望を協議しています。また、認定ＮＰＯ法人環境リレーションズ研究所において、森林再生、復興への取組のプレゼントツリー事業の一環として、二ツ沼総合公園内に約70本のミカンの木の植樹の協議を進めております。ミカンの生産量を確保すること、ミカン栽培に意欲のある農業者への支援について検討し、ミカンを捉えた特産品の開発を展望していきます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　再質問させていただきます。

このミカンでございますが、西日本のほうでも栽培されているわけで、この頃いわゆるミカンも

高温、日照り等で皮が日焼けして、生食での販売は難しいなどの影響が出ている情報もございます。先ほどいただきましたミカンについて学んでみませんかということで、私たちも第１回ミカン栽培講習会、剪定の基礎編ということで、３月17日にいろいろと講習を受けて学んだところでございます。ただ、今こういったことで、地球の沸騰化時代が来るなどの研修会にも出席いたしましたが、本当に来てしまいました。これも世界の大国では、植生に関しては20年も前から調査や研究を重ねてきて、結果が知られているようでございます。これも併せて話しするようになりますが、気温が高くなりますと虫が大発生いたします。そして、食害等は短期間で影響を及ぼし、防除等には大変手間がかかります。温暖化の中で栽培するにも、基本に忠実に栽培技術体系を大切にしながら進んでいけば、よい品物ができると私は確信しているところでございます。そこで、こういったことを進める上で、講習会、もしくは研修会をそれなりに開催して、数多く開催していただけるものかなと思うのですが、どのように考えていらっしゃいますか、お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまの講習会、研修会の実施についてお答えしたいと思います。

まず初めに、答弁で申し上げました特産品開発につきましては、事例としまして岩手県葛巻町との協定に当たるものでございまして、この協定の構成は２つありまして、１つは特産品の開発、１つは交流、いわゆる産業を通した交流というものを捉えているものでございます。こうした産業を取り巻く環境については、ただいまご指摘いただきましたように、自然環境の変動によって、今農業を取り巻く環境は様々に知見を求められて、そして新たな取組というものも捉えていかなければならないと捉えられるものでございます。つきましては、本件のミカンの特産品としての開発については、今答弁もしましたように、各町内における各種団体において視察等々が行われております。その中での協議されていることについては、やはりミカンを栽培することに関して、植栽から収穫まで学びをするということが大切であるということを協議をされていることを受け止めております。つきましては、この広野町にある特有の気象状況から、広野町にとって対応でき得る栽培方法、そして収穫におけるホープツーリズム、様々な交流人口の対応等々がある、そういった展望に向けて、まず参画をいただく皆様、方々と研修会、講習会を通しながら、学びをするということが重要であると受け止めております。つきましては、講習会、研修会というものを計画的に捉えて、植栽から５年、７年と時間軸の中で、かつ加えてこれまで2,200本町内に、各世帯に配布している現況があります。町民の方々含めて、町民皆さんと共にミカンの栽培から収穫をして食を楽しむという喜びを受け止めていくことも念頭としながら、この学びの場をこれまで県、普及所様と支援をいただいて今日を迎えておりますが、ＪＡさんはじめ多くの研究の対応をいただいている機関と相談をしながら、実施していきたいと考えております。

○議長（渡邉正俊君）　６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　積極的に進めていただくということでございます。そこで、進めていただく、

だとすれば、それを進められるほうとしてのある程度の考えとか、気持ちは持たなくてはいけません。それで、大事なのは、私らもそうなのですが、何を勉強してもそうなのですが、まずその研修は何のためとか、当然目的や学びは何のためと、簡単な話に入っていくわけなのですが、私も感じたとおりに話すのですが、研修とは何ぞや。辞書を出せば、簡単に国語辞典に書いてあるのですが、気づきの場である。それを今度はみんなに広く知らせる場所でもあるということで、そこのところを学んでいくことが大事だということで私感じるものですから、そういうような講習会とか研修会は期待するところでございます。いろいろ進めていただくということでございますが、最終的には、ではどこにくるのだと、物を作れば。

最後になりますが、よく言われる四方よしという言葉がございますように、まずは１番目は生産者よし、２番目は消費者よし、３番目は世間よし、４番目は未来よしということで、よしが４つ続くのですけれども、そういった方向に進んでいくことを望んで、簡単ではありますが、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邉正俊君）　これで６番、北郷伯弘君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時16分であります。ただいまから10時30分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時30分まで休憩いたします。

（午前１０時１６分）

○議長（渡邉正俊君）　再開いたします。

（午前１０時３０分）

◇　西　内　玄　太　君

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、５番、西内玄太君、一般質問席に移動してください。

５番、西内玄太君。

〔５番　西内玄太君登壇〕

○５番（西内玄太君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

第35回広野町民号に係る事業実施手続について。１、随意契約による契約手続を取るに至った経緯を伺います。

契約日と事業着手日を伺います。

本事業における一連の手続等が適切だったと考えているか、認識を伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　５番、西内玄太議員の質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、随意契約による契約手続を取るに至った経緯を伺いますについてであります。第35回広野町民号の実施に際し、第34回広野町民号の業務を受託した東双ファシリティ＆サービス株式会社東双旅行センター、町民バス運行業務委託を受託する有限会社ウインズトラベル、バス借り上げ等で受託実績のある浜通り交通株式会社に対し、第35回広野町民号の行程、募集人員を提示し、当該事業の対応について確認したところ、事業の縮小や大型バス車両の確保ができないため、対応が難しいとの回答でありました。このため、過去に町民号の受託実績のある常磐交通観光に対し、第35回広野町民号の行程、募集人員を提示し、当該事業の対応について確認したところ、対応が可能であることから、旅行企画、実施事業者に選定し、事業を実施することとしました。

ご質問の１番目の２点目、契約日と事業着手日を伺いますについてであります。令和７年４月４日に契約を締結し、同日事業に着手しました。

ご質問の１番目の３点目、本事業における一連の手続等が適切であったと考えているのかの認識を伺いますについてであります。第35回広野町民号の周知、募集につきましては、実施日まで時間が短く、周知期間を十分取る必要があることから、令和７年第１回広野町議会定例会での議案第17号令和７年度広野町一般会計予算議決後の令和７年３月21日に募集チラシを行政区回覧、町ホームページへ掲載し、令和７年４月７日から募集を受け付ける対応を行いました。行政事務における契約事務の取扱いについて、契約の準備行為である公告や落札候補者（契約予定者）の決定を行う指名通知については、前年度までに行うことは可能であるとされています。通常の委託等事業においても同様の取扱いを行っており、一連の手続につきましては、適切であると捉えています。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ご答弁今いただきましたので、順に再質問させていただきますが、こちらの対応の確認を34回の町民号の実施事業者のほうに確認をして、対応難しいということだったので、その後に常磐交通観光さんに確認をされたということですけれども、こちら確認の実施時期と実施の方法はどのような方法によって確認を行ったのか伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　この３社においての確認は、今答弁で申し上げましたように、可能であるか否かで、それで実施の予定をお伝えをしてからのことであります。ここで今おただしいただいている件は、再度申し上げさせていただきますれば、準備行為という手続にありまして、この準備行為

においては、国の取扱いにおいて、契約の準備行為である公告とか、そして指名通知または前年度に行うことが可能であるとされているところにおいて、執行はもちろんできないと。できないということは、落札決定はできないということを意味するわけでありまして、ついては落札決定者の前段である開札後の契約予定者の決定は、前年度に行われているということを指すということなのです。入札、契約については、種々議論ありますけれども、会計年度独立の原則がある以上、予算が効力を有する場合に予算執行行為はできない、この大前提の下に準備行為という行為の中でこれまでの実績を踏まえて実施可能な環境の中で適切に準備に当たっていくという取組に当たったというところでございます。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　法律的なお考えのほうは、先ほどお伺いしたことをもう一回今ご答弁いただきましたけれども、事業者さんに確認をしたのは電話連絡なのか、文書によるものなのかというところとか、確認の方法、その確認をどの時期にやったのかというところ、すみません、もう一度お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　総務課長から答弁をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまの西内議員の、いつそういった照会に当たったかということでございますが、町長の答弁でもありましたとおり、準備行為として令和７年の２月から３月にかけて、基本的には電話での照会を行ってございます。期間も短いということもございますので、対応が可能なのかどうかというところであります。当然にこれが複数社できるということであれば、令和７年度に入った段階で入札というような形の手続を取る形になるのですが、今般の第35回に関しては、対応できる事業者さんが１社のみであったということで、随意契約ということで、先ほどの町長の答弁のとおりでございます。手続はその時期から進めてございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ありがとうございます。ただいま答弁いただいたところ、電話での確認のほうを前年度中に準備行為ということで行ったというご回答でございましたけれども、先ほどの町長の答弁の部分で、実施までの期間が短くて、前年度から準備行為が必要だったのだよということのお話でしたけれども、逆に新年度に入ってから、事業者さんの複数対応可能だという回答がもしあった場合、新年度に入ってから入札実施して間に合うのであれば、前年度中の準備行為に及ぶ必要ないのではないかと思うのですけれども、こちらの実施日が、町民号の実施日は５月の24、25というところでございましたけれども、こちらは先に予定がされていたということですけれども、本当に緊急の必要性があって前年度に準備行為を行ったのかというところ確認をしたいと思うのです

が、お考えいかがでしょう。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　まず、今おただししている趣旨は理解しています。つまり５月の実施に向けて、３月ででき得るのか、でき得ないかという捉えについては、随契なのか、入札なのかという行為を時間の幅の中でどう捉えているかということになりますので、ついては総体的に年度初めに向かう年度決算から事務手続に充てる際に、答弁で申し上げましたように、委託契約等々においても準備行為をなされている、その動きの中で捉えてきたものと私は認識をしております。再度総務課長のほうから明確なお答えをさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまの西内議員の事前の準備行為が必要だったのかというようなところの理由でございますが、再三答弁で申しているとおり、事業について５月の24、25に実施するということで、当初予算の事業の説明においても、重点事業として総務課のほうから説明させていただいております。また、この事業が通常の物を買うだったりとか、通常の委託をするというようなものではなくて、人数の大小様々にいろいろあります。調整もございます。ですから、ある程度早めにそういったものを周知をし、事業の着手については先ほど答弁で申し上げたとおり４月４日の契約と、見積書をいただいて契約をしておりますが、基本的には当然周知を早くしないとなかなかそういったところが把握できないと。実際に募集の申込みが４月の７日からということで、ある程度宿泊先であったりとか様々にいろんな部分を押さえる部分に関して、やはりある程度の余裕を持った対応が必要だというところ、当然先ほどの答弁で申したとおり、それが複数あった場合には、恐らく４月１日に入札をして、それから回覧等々という形になる。ただ、回覧の時期が今第１と第３という形で今回覧をしている、回覧にもやっぱりその行政区によっては２週間程度かかるとか、様々な要因がございます。ですから、見切りという形にはなってしまいましたが、３月の21日に回覧、あとはホームページの掲載ということで周知のほうを先にさせていただいておいて、それから４月７日から応募のほうを取っていったという形になります。ですから、時期もそうなのですが、やはりそれ相応の事業の性質というようなものがございますので、私どもの考えとすれば、準備行為は当然必要だというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　町のお考えのほうは理解をいたしました。ご答弁のとおり、入札の準備行為自体は制度上可能であるということで受け止めますけれども、実際に３月21日に回覧が行われた町民号の募集のチラシでございましたけれども、こちらのほうにもう既に実施事業者の名前入っていますよね。こちら実施事業者さんのほうで、町のほうで実施事業者さんの、契約前にですよ、入れて、町のほうで作ったチラシ回覧するかなって思うのです。そうすると、多分このチラシは常磐交

通さん、実施事業者さんのほうで作成がされたものというふうに予測するところですけれども、そうなればチラシのほうの作成は既に実施事業者さんのほうに業務の一部としてされているものと考えるのが普通かなと思うのですけれども、こちら住民に配布した以上は既に契約状態に、もしくは契約の予約状態にあることがもう示されているのではないかと思うのです。こちらについて、ご認識どのようにされているでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　回覧の際に、いわゆる実施すると想定される事業所の会社名が記載されていることについて、まず先ほどいわゆる入札行為というのはできないと。入札行為はできないことを前提としての準備行為、しからばその準備行為の範疇はどこまでが準備行為なのか、これは厳正にただされなくてはならないことだと受け止めます。それは、今おただしいただいている観点によるものであると受け止めます。つきましては、このチラシを作るということは依頼をしているという行為、その行為がどこまで発生しているのか、口頭契約なのか、発注なのか、紙ベースでやっているのか、これも問われてくるものでもあるということを受け止めるものであります。この回覧する行為というものがやはり今町民に対して、委託契約を前提として周知を図っているという捉え方が生まれかねないという、そういった懸念を抱くものはあってはならないと捉えるものでありますので、つきましては、そういった契約に触れる、関与する、そういった手続はやっぱり慎まなければならないと反省をいたすものでございます。つきましては、これは地方自治体の判断がどこまでそれを適用されるかという、そこも現実あるわけでありまして、市並びに町村において自治体がどこまで準備行為をどのように受け止めるかということについては、これは監査業務をいただいている監査委員の方の指導もいただくものでありまして、つきましては厳密にそこは再度振り返って、反省すべきところはきちっと反省して捉えていくものであろうと考えるものであります。私は今このように受け止めているものでございます。私の見解であります。手続上は、準備行為というものの解釈をどこまで捉えるかについて、法に照らして適切にやっているという認識を持つものでありますが、そこは業務執行全般にわたって再度確認をし、見直すべきところは見直していく、この要素が有していると、このように受け止めるものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ただいまそちらの準備行為の範囲については、ここでの判断なかなか難しいというところのご答弁であったかなというふうに思います。監査委員のほうからもアドバイス等に従って、正すべきところは正していくというご回答でありましたけれども、先ほど来準備行為として行ってきたよというところをおっしゃっておりますけれども、随意契約によると。実施事業者いなかったというか、前回の実施事業者さんが対応できませんよ、確認したところ常磐交通、今回の実施事業者さんが対応可能だったというところで、そちらと随意契約というところでしたけれども、こちら随意契約って見積徴収とかでやるわけですけれども、入札が実施できないから随意契約で見

積徴収するのですよね。入札は実施できないというふうにおっしゃっていますけれども、見積徴収を入札に代える、入札の代わりに見積徴収で随契するということなのです。その時点で向こうさんからお見積りいただいた時期も恐らく年度内だと思いますし、こちらのチラシがもう３月21日の時点で出ているということはそうなのではないかなというふうに推察するところなのですけれども、入札はやっていないよということですけれども、入札の代わりに随契の見積徴収は恐らくやっているのですよね。チラシの示すとおり、落札者というか、受託事業者の決定というか、予約があったということは、これは動かぬ事実だと思います。契約の予約が成立している時点で、随意契約の見積徴収が入札の代わりなのだよということであれば、これはもう支出負担行為上の契約というか、事業着手の一部なのですというふうに、法律の、行政法の専門家の方も書かれております。名前のほうは、九州大学の大学院の教授の方なのですけれども、そういうふうに言われていますので、先ほど来準備行為と言われておりますけれども、実質的に既に契約状態に、契約の予約状態にもうなっていることはチラシが示していると思います。なので、そちらの町側の言い分のほうは、少し法律上、ぴったり適切というふうにはちょっと言い切れないなというふうに考えています。正すべきところを正してと、今後というお話でありますけれども、この会計年度独立の原則の根拠法律は地方自治法第214条のほうで、こちらのほうは会計年度の事業費は、その会計年度の歳入に充てなければいけないというのが根拠法律です。こちらのほうの定める原則に合致しない手続である可能性があるということで、ちょっとそんなに甘い話ではないというふうに思っております。こちらのほうは、先ほど監査委員からのアドバイス等に従ってというふうに、今後正していくところもあれば正していくということでしたけれども、法律違反の可能性があると私は考えています。なので、こちらのほう、町のほうで受け止めていただくのであれば、しっかりと監査委員にもご説明をしていただいて、監査委員のほうで必要と判断すれば、随時監査もできるわけですから、そちらのほうでしっかり監査委員にも、財政担当課のほうにも確認したほうがいいかもしれませんけれども、総務課長お答えいただいているので、総務課としてはそうなのかもしれませんけれども、しっかりと監査を、監査委員にご説明と、必要に応じて監査を受けて監査実施されれば、我々のほうにも報告があるわけですから、そちらのほうをしっかりと監査委員にご説明をされることを望みますけれども、こちらのほうはどうでしょう、実施していただけるでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　まず、法律に抵触しているかいないかということに関しては、私は法律には抵触していないというふうに受け止めています。繰り返しになりますが、会計年度決算において契約業務を行ったことについて会計処理をする、これ大原則。今のこの論述は、事前準備をどこまで許容できるか、それをどういうふうに自治体が判断していくかということが、そこに現実あると。委託業務から、例えば工事契約から、小規模から大規模まで入札制度、入札委員会は副町長が座長となって捉えている。こういった取組、この事案については総務課長が、総務課が捉えている事案

にあることにおいて、これは法に照らしてしっかりと取り組んでいくことにおいては、やはり契約業務がどの日にあるかというのが大きな起点になると。これが４月４日であったということについては、４月４日の令和７年度の発注であり、決算であるということが大前提にあるというふうに受け止めておりまして、その準備行為がどうしても必要となることにおいては、やはりこの進め方というのは精査をしながら対応していくことはとても大事であるということにおいて、ただいまおただしいただいております監査業務のご説明、指導を仰ぐということは実施したい、実施していきます。これまでも監査業務において、本件並びに全体の取組、手続というのが全体として執り行われてきましたので、そういった上においては、今おただしいただいているこの観点から、しっかりとそれを業務監査をいただいて、そして対応に当たっていきたいと、このように思います。しっかりと取り組んでまいります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　監査委員への適切なご説明はしていただけるということですので、実施するかしないかというか、必要があるかどうかは監査委員の判断になろうかと思いますので、そちらのほうは監査委員の判断にお任せしたいと思うところではありますけれども、本件に関しては、準備行為の範囲で実施をしているという認識の下でこういうチラシの作成だったり、配布だったりというところは決めましたよということではありますけれども、実態として事業者を確定させるチラシは送られていると。早急に年度内にこういった行動が必要だったのだよというところで、そちらも町のほうではそうお考えになっているというところはこちらも理解をするところではありますけれども、本当であれば、こういったほとんど事業着手に当たりそうなことが年度中にやるのであれば、ほかの事業だと、例えば防災の駅基本計画策定業務、あちらのほうだと年度内着手しなければいけないから、12月に債務負担行為の設定をされていますよね、町のほうで。だったら、何でこれできないのだろうって思うのです。債務負担行為の設定さえあれば、事業者、それこそ入札なり見積徴収なり、契約本体なりもできるのです。着手できるのです。なので、しかもそれは12月の段階で、ほかの事業でも債務負担行為の設定既にやっているではないですか。ご存じだということだと思います。何で今回に関してはそういう判断に至らなかったのかなというところ、ちょっとしつこいですけれども、確認させていただきたいと思うのですが。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　債務負担行為をするか、しないか、そこは事案の中で判断していく現実があると受け止めています。債務負担行為をする、しからば何でもできてしまうということにもなりかねない、これは現実論として。だから、ついてはどのように適切に行政事務執行が契約業務に向かっていくか、そこはしっかりと年次分けねばならないと、これは原理原則であります。今般の件について、債務負担行為が対応していなかったことについては、対応している総務課長からご説明申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまの債務負担行為の対応はできなかったのかというおただしでありますが、なぜそれをしなかったかというのは、先ほどの町長の答弁、私の答弁のとおりで、準備行為の中で対応が可能かなというふうに判断したところであります。ただ、議員おただしのように、債務負担行為を設定して、例えば前年度から、早い段階からもう準備行為としてきちっと債務負担行為を設定して事業着手という方法も当然考えられるわけであって、他の工事とか、そういったものとイコールというふうに考えております。その辺の判断も我々行政側の必要かどうかというところについては、そこまでは必要がないのではないかという、債務負担行為の設定をしなくても事業のほうは進められるのかなというような判断のとおりであります。ただ、今後においては、やはり会計年度の独立という原則、地方自治法の中の規定する部分というものをきちっと精査をしながら、必要なものに関しては債務負担行為を設定する等々の対応を取っていくという方向で検証しながら、今後進めていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ありがとうございます。準備行為の範疇に関しては、これ以上この場で考え方をぶつけ合っても、この場では解決できないと思いますので、町長も先ほどおっしゃっていただきましたけれども、しっかりと監査委員のほうにご説明を願いたいというところでございます。そういった判断で行われたということでございますけれども、ほかにも例えば４月１日から走らなければいけない町民バスだったりとか、そういったものもしっかり今まで債務負担行為でやってきたではないですか。やっていなかったでしたっけ。ごめんなさい、ちょっとすみません、勘違いしていましたけれども、債務負担行為の設定、今まで適切にやってきたというふうに思っています。今回については、個人的にはそういった手続を経なければ、事業者さんの名前が入ったチラシの配布自体はもう既に年度内の事業着手に当たるというふうに考えるところでございます。先ほどの答弁の、監査委員へのご相談を適切に実施していただきまして、その結果によっては、我々に対してもしっかりと資料のほうを示していただいて、ご説明のほうをいただければと思います。それでは、１の町民号の事業実施手続については終了したいと思います。

それでは次に、職員に対するハラスメントの防止についての質問に入らせていただきます。現在までにハラスメントの疑いがある事案等の報告、相談があったか伺います。

ハラスメントに関するアンケート調査を早期に実施する考えはあるか伺います。

３、特別職、議員並びに事業者等も対象に含めたハラスメントの防止に関する条例を制定する考えはあるか伺います。

４、第三者機関によるハラスメント相談窓口を設置する考えはあるか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の２番目の１点目、現在までにハラスメントの疑いがある事案等の報告、相談等があったか伺いますについてであります。現在までにハラスメントの疑いがある事案等の報告、相談等はありません。

ご質問の２番目の２点目、ハラスメントに関するアンケート調査を早期に実施する考えはあるか伺いますについてであります。これまで職員に対し、ハラスメントに関するアンケート調査を実施した実績はありません。今後において、職員に対し、ハラスメントに関するアンケート調査を実施していきます。

ご質問の２番目の３点目、特別職、議員並びに事業者等を対象に含めたハラスメント防止に関する条例を制定する考えはあるのか伺いますについてであります。当町では、広野町職員のハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の利益の保護及び公正で働きやすい職場を確保するため、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応を行うこととしています。広野町議会における政治倫理条例に関する調査特別委員会の調査結果を踏まえ、町が包括的に一体として捉える条例化に向けて取り組んでいきます。

ご質問の２番目の４点目、第三者機関によるハラスメント相談窓口を設置する考えはあるか伺いますについてであります。職員からハラスメントに関する通報や相談については、広野町職員のハラスメント防止等に関する要綱に基づき、ハラスメント相談窓口を総務課に設置するとともに、苦情相談に係る内容及び状況によりハラスメント処理委員会を設置し、苦情、相談に係る処理対応策について必要な助言、指導を行います。ハラスメントまたはハラスメントに起因する問題の事実が認められたときは、必要に応じて懲戒処分を含む人事管理上の措置を講ずるとともに、必要に応じて被害を受けた職員の救済措置を図る対応を行うこととしております。広く現況に鑑みて、第三者機関によるハラスメント相談窓口を設置するには至っておりません。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　それでは、こちらについて再質問をさせていただきます。

ハラスメントに関する報告や相談等は今のところないというところでしたけれども、こちらの件に関しては先ほど４のほうでも触れていただきました要綱に基づく相談がなかったということなのか、それともそういったトラブルの話自体がなかったということなのか、そちらのほうを確認したいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまの１つ目の、あったのか、なかったのかについては、窓口が総務課

ということで対応に当たっておりまして、総務課のほうにそういった事案、事象というのの相談、報告というのはなかったということであります。

４点目の、設置に至るまでには及んではいないということについては、これは総務課において、窓口において対応が可能であるという現行の状況において確認をいただけているので、そのようにお答えした内容であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　今聞いたのが、報告今までなかったよというのを答弁いただく前に確認をされたと思うのですけれども、それが総務課の窓口に要綱に基づいて通報があったものとして、ないというふうにおっしゃっているのか、それともほかの、それこそ課長会議でも何でもあれですけれども、そういった部分で、あとはふだんお仕事されているところ、職員さんのところとかも多分行くと思うのですけれども、そのときとかも町長のご認識として、パワハラが疑われるような事案は確認できていないということでしょうか、お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　こういった事案、事象、私はこのパワハラについて先に申し述べさせていただきますと、まず時代の社会性について、意識の変革というものが求められていると。重ねて丁寧な対応が必要であるということについては、権利と義務の確かな意識を持って言動と行動が大事である、これが１つ、社会性、時代における認識と捉え方。２つ目として、ハラスメントの防止については、人と人との対応において相互に感じる意識の相違があるという現代社会の現況、かつ２つ目として、総じて細かく細分化して捉え方が難しいと受け止められている現況にあると。総じて社会生活においてお互いに傷つけ合わないように心がけていくことを職場全体で捉えていくということが大事であると捉えるものであります。ただいまのおただしは、この要綱制定に基づく現況ではなくて、日常生活において広くまず私がそれを認識しているかということについては、お話が様々にあるかについては、社会生活の中で様々に生活の中で受け止めている全体的な受け止め方を申し上げたいと思います。その上に立って、例えばその話についても、お話、事案等々についても、私がその事案を客観性、様々な分析をして確認をすることでなければ、これは人のうわさ話という可能性も大きくありますから、ついては人を傷つけることにもなってしまうという社会性が社会生活の中であるという認識の下に、私としましてはその事案を検討して取り組んでいくという、それは今現在条例化に向かっていく、現行における要綱に基づいて対応していく体制においてはないというふうな認識をお答えしたものでございます。ついては、全体が生活、日々の中においてどう捉えているかについては、総務課ということで捉えていますので、総務課長から答弁をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　ただいまのご質問でございますが、そういうハラスメントがある

のか、ないのかということで、総務課のほうにはそういった相談が寄せられたことがないというふうな捉えでの答弁でございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　要綱に基づいた相談というものはなかったよというお話でございました。この質問が必要だろうと思った経緯なのですけれども、６月の定例会以降も、その当時でもそういった相談とか報告とかはないよということなのですけれども、その後この間の３か月間の中でも、いろいろと何かこんな話あったみたいだよとか、そういった住民の方も不安に感じるようなお話だったりとか、あとはパワハラなのではないのみたいな話だったりとかが私のほうにも聞こえてきています。さっき町長もおっしゃっていましたけれども、個別の事案については、その場での判断ができない、しっかりと精査をしないと判断ができないよということは、それはそうだと思います。ですが、そういったお話が町役場内のみならず、住民の方からもそういった心配の声が聞こえてくるほどに、このハラスメントの実態については外では分からないということでございます。私も職員時代、これ大丈夫なのかなみたいなことも多々見聞きしました。今までアンケート調査は実施をしていないということですけれども、どういったものが当たるのか、どういったものが当たらないのか、実態としてあるのかないのかというところの、今まで判断の実績がないということですので、ただ実際問題としてそういった、これって大丈夫なのですかみたいな話は既に何件か私のほうに話来ています。

そこで、２件目のアンケート調査、先ほど必要に応じて実施をされていくというような回答だったかと思いますけれども、そういった事案の具体化と申しますか、実態把握の部分でアンケート調査を早期に実施する必要あるかと思うのですけれども、こちらのほう、いま一度早期に、早急に実施される考えがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ハラスメントに対するそういった事案等々、これはしっかりと捉えていく、例えば北杜市さんのほうでは宣言をしているのです。撲滅の宣言という、全体でですね。そういったことというのは、非常に大事だと思っています。つきましては、条例化というものを包括的にということは、先ほど答弁したとおりであります。包括的に捉えていくということについては、本議会の特別委員会の対応に基づいて、町として捉えていきたいと、このように考えております。つきましては、その調査については早期に対応していきたいと相談してまいります。取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　早期に調査のほうを実施していただけるというお話でございました。非常に

心強く思うところなのですけれども、こちらのほうは早期にということではありますけれども、実施時期についてはどのあたりから実施いただけるか確認したいと思うのですが、お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　早期に対応していきたいと思います、相談の上ですね。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　早期にということでございますので、今月、来月ぐらいにはやっていただくことを期待をいたします。

条例のほうにも、うちの今の政治倫理条例の特別委員会のほうの調査もご参考に条例の制定のほうも検討のほう取り組んでいただくということでありましたけれども、ぜひ条例の制定にも取り組んでいただきたいというふうに思っておりまして、こちらは私が在職中の具体事例ですけれども、議会の議員が職員のほう、カウンターのほうに行って、資料を出せと。ちょっと判断できないよという話になったときに、俺に逆らうなよと、俺に目をつけられたら異動させるぞみたいな話をしたような事例もありました。こういった部分も踏まえて、議員や特別職、あとは委託事業者、契約事業者に対しても全て含んだ形で条例を制定して、先ほど撲滅宣言の話もありましたけれども、そういった撲滅を宣言するのだというところまでしっかりと取組の土台を固めて、行く行くはそういった宣言ができるぐらいまでの状況にしていただければというふうに思います。先ほど町長おっしゃっていただいたとおり、早期にアンケート調査実施するとおっしゃっていただきましたので、こちらについてはぜひしっかりと執行していただければと思います。

こちらはちょっと最後に私見というか、あれなのですけれども、笠岡市さん、すみません、ちょっと県を失念してしまいましたけれども、笠岡市さん、笠岡市の市長等、職員及び議員のハラスメント防止に関する条例というものが笠岡市のほうで定められておりまして、私これ見て、これ非常に結構厳しくて、議員もハラスメントの事案があったら公開されるよ、処分されるよということがしっかり書いてあったりとかということがありますので、ぜひ参考にしていただければというふうに思います。それでは、こちらの２のハラスメントの防止については、以上で終わりたいと思います。

それでは、３点目、募金の集金についてでございます。町長が代表を務める社会福祉協議会において実施している募金の推進について、集金の協力を各行政区長等に依頼することは適当と考えているか考えを伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の３番目、募金の集金について、町長が代表を務める社会福祉協議会

において実施している募金の推進について、集金の協力を各行政区長等に依頼することが適当と考えているか考えを伺いますについてであります。現在各行政区長には、行政区活動を通じて地域の福祉ニーズを把握されている立場にあり、その経験を生かして社会福祉協議会評議員も担っていただいております。その上で、全国で発生している災害における救護活動や地域の福祉活動への支援等の貴重な財源となっている日本赤十字社及び共同募金の集金の在り方に対して、平成29年度より、震災後初めて行政区単位での募金の集金を再開するに当たり、行政区の意向を踏まえ、集金の在り方を慎重に検討し、手続を継続してきました。令和７年度第１回評議委員会での募金の集金方法についての意見交換を踏まえ、行政区加入者が自主的かつ自発的に募金制度本来の趣旨に賛同して募金ができるよう集金方法を見直し、各行政区の意向に沿った集金方法へ変更することで、第２回評議委員会で正式に決定いたしました。今回決定いたしました募金の集金方法の変更につきましては、行政区単位で集金及び納入を希望する場合はこれまでどおりの対応とし、諸事情により行政区単位での集金及び納入ができない場合は、社会福祉協議会での訪問活動等において調整の上、お預かりする方法へ見直しました。これらのことから、募金制度本来の趣旨に賛同していただいた評議員の方へ募金活動の協力を依頼することは適当であると受け止めております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　答弁いただきました。行政区長さんは、社会福祉協議会の評議員を兼ねているので、そちらの行政区長と行政区の同意というか、理解があれば、集金業務のほうをお願いすることに関しては問題がないということであったかと思います。

こちらの質問させていただいた経緯というか、そちらなのですけれども、社会福祉法だったかな、そちらのほうで、116条です。「共同募金は、寄附の自発的な協力を基礎とするものでなければならない」というふうにされています。過去に裁判になった事例とかもちょっと調べてみると、行政区の総会が募金の増額とかを決議して、住民の方が訴えを起こしたというような裁判でも、行政区の決議が取消しされる判決が出ています。こちらの判例理解すると、行政区として、行政区の区長さんとして募金に理解しますということであっても、それが各個人がちゃんと理解して、募金したいという自発的な協力の意思を示したものにはならないということになるというふうに理解をしました。こちらについて、実態としても、回覧等にもお願いの回覧回していらっしゃいますけれども、各募金の種類ごとに目安金額500円とかって書いて回覧しますよね。行政区長さん、各班長さんが集金に行くときとかも、社会福祉協議会が作った募金の領収書を使って納入していただいていると思うのですけれども、そちらのほうにも2,500円って既に書いてあったりしますよね。あたかもこの金額でお願いします、この金額払ってください、集めに来るのは行政区の役員なり班長なりですってなったときに、自由が担保されていないように思います。担保される状況にはなっていないと思います。そこで、回覧等は結構ですけれども、目安金額等は示さず、回覧、周知、募金の受付を

していますという周知のみして、同意した住民の方にしっかり集金場所に持って来ていただくということが憲法の規定する思想信条の自由だったりとか、社会福祉法の自発的な協力を基礎とするものでなければならないという法律を遵守することにつながると考えています。そういった方法に集金方法を改めるお考えが、お考えというか、集金方法を改めるよう働きかけるお考えが町長にあるかどうかお伺いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　募金に関して、これは公序良俗に付して、これは個人の意思によるものでなければなりません。あくまでも強制的なものではあってはなりませんということにおいて、各行政区、御区において地方自治体を大きく福祉社会における対応に当たっていただいている現況にあります。まず、本件に関しては、訴訟等々が起きていることもよく承知をしております。そういった観点からも、しっかりとそれは個人のご意思であるということをやっぱり理解いただける、そういった体制を構築することが大事だということは念じている、捉えてきております。先ほど答弁で平成29年からということを申し上げましたけれども、平成29年から30年の際には、当時の行政区長さんからは、十二分に時間をかけて集金についてはやってほしいという依頼がありました。令和の元年からで２年ごとに変わりますので、元年、２年、３年、４年、５年、６年と３か年の行政区長さんの対応において意見をいただきながら対応してきたところであります。今現在については、今答弁申しましたように、27行政区中、この行政区のほうで対応いただけるというご返答をいただいた行政区さんと、あとは社会福祉協議会のほうで対応してくださいということの受け止めが来たところであります。このことは、社会福祉協議会として、福祉を賄う協議会として、その……

○議長（渡邉正俊君）　町長、時間が参っています。短めに。

○町長（遠藤　智君）　短めに。失礼しました。

ということにおいて、このいわゆる行政区と、社会福祉協議会と行政区長さんとのやり取りの中で、法に照らして、行政区長さんがしっかりと理解されていく取組を今しているというところであります。今おただしのように参画をしている町民の皆様全員が理解いただけるような体制を取るべく、例えばお金を明記しないということも含めて対応に当たっていきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　これで５番、西内玄太君の一般質問を終わります。

◇　渡　邉　忠　義　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、２番、渡邉忠義君、一般質問席に移動してください。

２番、渡邉忠義君。

〔２番　渡邉忠義君登壇〕

○２番（渡邉忠義君）　それでは、通告に従いまして町長に質問させていただきます。

質問事項につきましては、童謡の町、メロディーロードの提案についてでございます。昨年９月13日に富岡町文化センター学びの森で、福島相双振興推進機構主催による大学生観光まちづくりコンテストが開催され、12市町村を対象に、①として、斬新な発想による新たな観光町づくりアイデアの提供、②として、地域資源の掘り起こし、そして３として、地域のプロモーション等、地域が抱える課題の解決寄与などを目的に、全国44大学、96チームが参加し、書類審査通過10チームによる本選発表会が行われました。広野町については、エントリーした黄色い小鳥、川崎、増田氏チームが発表した、プロジェクト１として、広野・小高線、浜街道約1.5キロに童謡「汽車」「とんぼのめがね」のメロディーロードを設置することが提案されました。見事準グランプリに輝きました。その後、黄色い小鳥チームのほか、大学８チームが広野町についてエントリーしたとのこと、黄色い小鳥チームが推進機構に広野町での発表を懇願し、今年１月28日に３チームが参加し、発表されました。そのときの発表を私も聴講し、すばらしい提案と思いました。その後時が過ぎ、メロディーロードが隣町で計画されているとの話を聞き受け、町長はこのお話をご存じか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　２番、渡邉忠義議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、メロディーロードが隣の町で計画されているとの話を聞きましたが、町長はご存じでしょうか、伺いますについてであります。隣町における事業計画については、承知はしておりません。平成30年５月10日、「童謡の里づくりのまち」交流協定に向けた兵庫県たつの市を訪問した際、童謡の歌碑の前に立つとメロディーが流れる童謡の小径と呼ばれる施設を調査し、音を活用して童謡文化の醸成に有効であると捉えて検討してきました。今般の大学生観光まちづくりコンテスト2024で黄色い小鳥チームが発表した童謡の町のメロディーロードの提案を受けて、有益な取組と受け止めています。広域的なメロディーによる新たな需要展望を捉えて取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。有益に判断させていただくということで、大変な貴重なご意見ありがとうございました。

今思い出しますと、広野町の駅には「汽車」の碑があるわけですが、当時の特別職の方が中央に行って、この「汽車」は広野町を歌ったのだって皆さんに公開したところ、誰も俺の町だなという人はいなかった。そこで、あそこの「汽車」の碑は、勇気を持って私の町に造ったのだよというこ

とは前の特別職のほうから話を聞いておりました。ただその後、テレビ報道もあったのです。新潟県の村上市と広野町が同じ「汽車」だと、村上市も。それで、テレビ局のほうでいろいろ線路に向かって取材した結果、最終的には、いや、広野だったなというようなテレビ報道が私今記憶にあるところなのです。そんなところで、広野町は大変こういう童謡の町として全国的にも知られつつあるのかなというところであります。

そして、この提案も、さらに私もいまして、あとほかの方もいて、いや、いい提案だったというようなことだったものですから、その後町のほうでも何かこれから進めていくのかなというふうな思いではいたのですが、なかなか進んでいかないというようなことだったものですから、今回の提案にしたわけですが、ただ私この提案させてもらったのは、このチームは２名なのですけれども、先ほど説明しましたけれども、片方の川崎さんと増田さん、これは川崎さんは今千葉大の女性なのですが、増田さんは東京大学の方で、これは男性なのですが、それでプロジェクトなんかもいろいろ調べると、駅のメロディーロードばかりではなくて、ミカンとか、その他のこともいろいろ研究されたものの提案あるのですが、ただ彼らたちの様子を見ると、これまでも自費で結構調査に、町に訪れているのです。それで、私もここ最近なのですが、彼らの様子を見まして、今後移住、定住するという姿勢の中でということではないですよ、これは。彼らの思いが、結局広野町に対してあったということなのです。それで、なぜ広野を選んだのと言ったら、パンフレットが並んでいたと。12市町村のパンフレットが並んでいて、これがいいというふうに彼らは言ったのです。彼女、彼らは。そうすると、よく聞いてみたら、ほかの町村は見ると、雑草化されたようにかなりのパンフレットがそろっていた。ところが、広野町のやつはこれしかなかった。この１枚が気に入ったという彼らのお話だったのです。そして、私も考えてみたら、ただ多く出せばいいという問題でもないなと。これは、役場職員の担当者が、たった１枚だけでも、この中身は全て広野町が凝縮されているのですよ、どうぞ見てくださいということと、人というのはいろいろと、いっぱいあるのもいいのだけれども、少ないのは何で少ないのかなという気持ちも持つのも一つの人間でしょうから。それで、彼らたちは少ないほうを選んで、この提案をしたということなのです。それで、いろいろとここの推進機構の人たちにもちょっとお話を伺ったのですが、これは３回やって、去年の24年度で終わりということでした。何で続けないのって聞いたらば、なかなかこれをやっても、同じような内容の件もかなり出てくるのですよと。そして、あとの判断は出題した学生と、あと町が一緒になって考えるべきのことではないですか、これから考えるべきのことではないですか、そういうために私たちは提案したのですよというのが推進機構のお話だったようです。

それで、さっきに戻りますけれども、その学生さんたちは、よく広野に来るのです。この間も来て、そうしたら、ずっと聞いたら、彼らは日中は勉強していますから、最終の広野の電車で降りて、それから旅館に行って泊まって、次の日から行動に出る、そして最後は一番最後の電車で広野を帰っていくというのが彼らのスタイルで、その間いろいろと町を調べていただいて、それでいいのと

思う。こんな広野町何がいいのだって、これがいいのですよって。いろいろ調べてみたら、大分、私ばかりではなくて、ほかの方もいらっしゃるみたいなのです。ただ、彼らはもう８時過ぎ以降電車が来て、タクシーもなくて、行くわけですから、そうするとある方は、私の使っていないときだけは車貸しますからと。そして、その車を乗ってどこかに行っているというふうなことで、本当に大分彼もいろんな広野町の人をご承知なのだなということなのです。それで、この間盆踊りありましたよね、未来館で。それで、その盆踊りのときも、彼らの心意気は私も気に入っていて、農家で作られた農産物、それを料理して、そしてお盆のときにみんなに提供してあげたいのだと。それで、いろいろ広野に来て、農産物物色して歩いたら、みんな快く提供してくれて、串焼きなんかもナスとか、その他のやつを作りながら、あとはカボチャのスープとか、あとジャガイモはふかして、それらを今回はお店で提供したのですが、その仕込みについては午前中、８時からのものだから、私も手伝いながら裏方として今回やらさせてもらったのですが、そういうふうにこの広野町を思ってくれる学生だということは私認識したので、それでこの話聞いたらば、いやそれはもう全然分かりませんなんて。そうしたら、隣町で何かやるみたいな話聞いたのですよという話だったものだから、これは駄目だと。童謡の町取られてしまったら、広野町のいいところなくなってしまう。これは、では町長に質問するからということで、私始まった経緯なのであります。ですから、その辺のところ、もう一度町長、その情報があるのならば、ちょっと私も何も聞いていませんから、そういう話があるのであれば、当然広野町もやるべきだと思うのです。だって、1.5キロ、これ県道だもの。県道敷でしょう。県道にだって予算もらいながらやれば、県道だってこれは当然ＰＲになるわけだから、そうするとこれをいわゆる町からも出さないというわけにもいかないでしょうから、それを出しながら、何とかこれを造っていただけたら、今群馬県は10か所ぐらいあるみたいです、メロディーロードというのは。あと、ほかのところなんか聞かないものですから、福島県もちょっと聞いたことないでしょう、あるなんて。私も聞いたことないものだから、ぜひこれを成功させることが広野町のこれからの町づくりの一つの一環になるのではないかなというふうに思っているものですから、町長の、もう一度ご返事を。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　まず初めに、副町長から答弁をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　副町長。

○副町長（杉浦孝幸君）　メロディーロードのお話でございます。ご質問にありました１月の発表の場につきましては、一番初めに町長と私２人でおったのですが、町長が別な公務があって、この発表のときには席外していて、また私が全部をお聞きしました。議員おっしゃりますように、大分広野町に自費で通ってこられて、なおかつこの発表についても、受賞してからのブラッシュアップもすばらしいと、こういうような意見でございました。

おただしがありましたメロディーロードですが、県道ということでしたので、翌日相双建設事務

所長の栗田所長に会う機会がありまして、早速私が、昨日このような提案があったという旨をお話を申し上げました。そうしたところ、栗田所長の回答ですと、道路に溝を切って音を出すわけですが、これは特許を要する特許案件だということで、全国で２社だけが持っている技術であるということと、１キロ数千万円の費用がかかると。あともう一つは、一度切ってしまいますと、昼、夜関係なく車が通るたびに音がしまして、それが大体半径300メートルほどに届くということでありますことから、そういう半径300メートル以内に人家がない、そういう条件を選ばなければ設置できないというお話も聞いてございます。そういうことから、隣町の計画はちょっと分かりませんが、広野町でどういうところが該当できるのかは、なかなか広域的なメロディーによる事業展望を捉えておりますが、そういう条件もあるということを含みおきいただくとともに、県内のお話もありましたが、県内ですと金山町のほうで１か所あるというふうには存じ上げてございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　ただいま副町長から答弁申し上げました上にお話を申し上げさせていただきたいと思います。音によって、童謡であれば、この喜びを生活の中で受け止めていただくことにおいては、広野町はＪＲの発車ベル、そして防災無線、電話のベル、保留音について取り組んできたものでありました。今般の音を道路上で捉えることについては、今答弁申し上げましたように、町内において検討する余地はしなければならないという現況にはあるのは現実ではあります。全国で音を捉えている箇所は40か所あると。そして、音を捉えているのは、その約７割、８割近くが音でもって、このメロディーロードが造られているということであります。ついては、先ほど申しましたように、平成の30年の際に伺ったときに、今から６年、７年前になりますが、この有益な取組というものは当時から着手をしておりまして、つきましては今小鳥のチームさん、盆踊りのときにもお二方とお話をして、取組の姿勢というのはよく承知をして、私も感銘を受けております。地方における、この町を魅力的な町にするためにはどうすればいいのか等々を彼らが若い力でもって捉えていることに感銘、感動するものでありまして、でき得ればそういった様々な方々と連携を図りながら、例えば話をして、どのような展望ができ得るか、そういったこともこのチームのお二方とはお話をしてみたいとかねてより思っておったところでございます。つきましては、答弁で申し上げましたように、これまでのこの音を捉えてこのロードという中には、そこにたたずんで音が流れるという取組も中にはあろうと受け止めることにおいては、兵庫県たつの市には10か所ほどロードの流れの小道が出来上がっています。すばらしい取組だと感銘を受けております。そういったことで、ただいま「汽車」という唱歌と童謡という「とんぼのめがね」が広野町で生まれた、この文化をこれからの時代に向けて創出をしていくことは極めて大事だと、そのことは、平成30年を迎えてから念頭としてきたものであります。ついては、ご提案いただきました、ご指摘いただきましたこのお二方とぜひお話をさせていただいて、そしてまたご指導方賜りたいと、このように思う次第であり

ます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　今副町長、町長のお話、非常に分かりました。今町も、ちょっと話横になりますけれども、移住、定住の大きな問題点があるわけなのですが、この間も話しさせてもらったのですが、人が来ても、受入れ側のほうの気持ちも、結局よそ者という扱いではなくて、話を聞くと、今言った大学生の話も、トップとしては、俺の案を持ってきてしまうのかということもあると思うのですけれども、ただそういういい発想の話を大いに聞く、トップでもやっぱりなくてはこれからならないと思うのです。ましてや外国の方もこれから来るか分かりませんから。そういうもっと大きな気持ちでやっぱり町づくりをしていただくことが我々も一番望んでいることでありますので、たかが大学生であっても、彼は東京大学で物理学って言っていまして、この間たまたま風呂の栓が漏れてしまうのだって言ったら、これはＣＧプリンターで造ればいいのかななんていって、早速造ってきて、今の風呂の排水のところの蓋なんか造ってくれたら、いや、喜んでいましたよ。そういうことが結果的に、何ぼ中央にばかりということではなくて、こういう地方にもこうやって発信いただくというもう時代にも来ているので、そういう意見はみんなで、いいことはみんな聞いて、そして受け入れる態勢も、そういう、来たか、来たかというふうな受入れ態勢が私は一番今後の町づくりには大切な分野ではないかなというふうに思ったところであります。今後ともまたよろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　２番議員、渡邉忠義君に申し上げます。

今２番、渡邉忠義君の一般質問の途中ではありますが、１問目が終わったところで午前中はここまでとして、残りは午後からということにしたいと思います。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　それでは、ただいまから13時まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、13時まで休憩いたします。

（午前１１時５３分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　第２問に入る前に、先ほどの第１問の件でちょっとだけ。副町長にお話を聞いたところ、提案の発表会あって次の日、既に相双建設事務所に行っていろいろ打合せをしてきたというお話を伺って、大変ありがとうございましたと礼を言うのを忘れてしまって失礼しました。それで、学生たちにもこの旨お話しさせていただきますので、よろしくお願いします。

では、第２問移らさせていただきます。これは、教育長にご質問いたします。小中学生の学力低下が確認されたとの新聞報道について。去る８月の新聞報道に、文部科学省は全国学力テストの24年度の調査の結果を出され、小６の国語と算数、中学３年生の国語、数学、英語の平均スコアが下がったと。子供たち全体の学力低下がこれほど顕著にデータに現れ、全国学力テスト専門家会議で塩見みづ枝総合教育政策局長は、結果を重く受け止め、真摯に向き合って改善に取り組むと述べましたとの新聞内容でありました。そこで、教育長にお伺いします。

まず、１点としては、町の小中学生の全国学力テストの結果について伺います。

②として、新聞報道で、保護者への調査によると、平日に１時間以上勉強する児童生徒の割合は小６で37.1％、中３で41.5％、また平日に２時間以上テレビゲームは小６で37.1％、中３では41.5％、中３の53.3％が平日２時間以上スマートフォンや携帯電話を使うとのことでした。そこで、これまで町の教育委員会としては、貸し出しているタブレット、パソコンの学校、家庭での利用調査や、携帯電話などの携帯しているかの調査を行ったことがありますか。また、タブレット、パソコンは午後８時までしか利用できないということでありますが、これらについては子供たちの睡眠時間の関係があるのか伺います。

③、中学校の英語スコアが下がっているとのこと。広中３年生の英語検定３級は、全体的にどのくらいの合格者がいるのか伺います。

次に、新聞報道によると、教員の問題も指摘しています。採用倍率の低下で小中高学年を教えるのには学力に不安のある教員が増え、理想的な授業ができる教員が減ったとのこと。広野町の教員が人事異動する際には、教育長のどのようなご努力をしているのか伺います。

⑤、教育長肝煎りの図書の蔵書数で小中学生の図書の貸出利用状況を伺います。

この５つをよろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　教育長、答弁。

登壇を許します。

教育長。

〔教育長　根本良政君登壇〕

○教育長（根本良政君）　ご質問の２番目の１点目、小中学生の学力低下が確認されたとの新聞報道について、本年度の広野小中学校における全国学力テストの結果について伺いますについてであります。各教科の平均正答率で見てみますと、広野小学校では県平均に比較して、国語はマイナス６ポイント、算数はプラス３ポイント、理科はマイナス２ポイントであり、昨年の平均正答率との比

較では、国語はプラス２ポイント、算数はプラス12ポイントでした。広野中学校では、県平均と比較して国語はマイナス９ポイント、数学はプラス２ポイントとなりました。こちらも昨年度の平均正答率との比較では、国語はマイナス10ポイント、数学はプラス・マイナス・ゼロポイントとなりました。なお、中学校理科はＩＲＴ項目反応理論テストが実施され、500ポイントを標準としたＩＲＴスコアによる公表で446ポイントと、県平均を50ポイント下回る結果となりました。

ご質問の２番目の２点目、町教育委員会は、タブレットパソコンの学校、家庭での利用や携帯電話などの常時携帯に関する調査を行ったことはありますか。また、タブレットパソコンは午後８時までしか利用できないそうですが、睡眠時間との関係があるのか伺いますについてであります。教育委員会でこれらの利用や携帯電話の所持に関する調査は行っておりませんが、携帯電話については、小中学校ともに原則持込み禁止としております。また、タブレットパソコンについては、小中学校ともに夏休みの期間中の学習支援ソフト、キュビナ利用のため、全ての児童生徒に持ち帰らせていましたが、長時間の使用は視力に悪影響を及ぼし、生活リズムを壊すおそれがあることから、ユーチューブやＳＮＳなどについては、午後８時から翌日午前８時まで接続ができないように設定しています。本年第１回定例会でも答弁しておりますが、家庭での携帯電話、ゲーム機の使用については、使用時間を１時間以下とし、睡眠時間をしっかり確保するよう家庭と協力し、指導しているところです。

ご質問の２番目の３点目、中学３年生で英語検定３級の合格者はどのぐらいおりますかについてであります。令和６年度における英語検定３級の合格実績につきましては、中学３年生は延べ受検者数58人中13人でした。このほか準２級の合格者が延べ受検者数30人中３人おりました。

ご質問の２番目の４点目、広野町の教員が人事異動する際の教育長の働きかけについてでありますが、例年本町を含む双葉地区には、新採用や採用後２校目の勤務となる若手教員が多く配置されている現況にありますが、３年程度経過して異動となる際には、授業力や教務の仕事内容に精通した教員を配置するよう要望し、確保に努めています。

ご質問の２番目の５点目、教育長肝煎りの図書の蔵書数で小中学生の図書の貸出利用状況を伺いますについてであります。本町の学校図書の図書室の蔵書数については、小学校は本年８月末の時点で、標準冊数8,914冊に対し１万1,446冊と大きく上回っていますが、中学校は標準冊数6,720冊に対し5,405冊と大きく下回っています。中学校の蔵書数については、今年度中に6,000冊を超え、来年度には標準冊数を超える見込みです。小中学校とも引き続き図書の整備を進めていきます。

また、令和７年度の学校図書室利用状況については、一月当たりの平均で、小学校は利用者数221.0人、貸出冊数203.8冊となっており、中学校は利用者数147.3人、貸出冊数97.5冊となっています。中学校での令和６年度との比較では、利用者数が1.2倍、貸出冊数が2.7倍に増加しています。利用者、貸出冊数の増加の主な要因としては、学校司書の配置により図書室環境の整備、図書館だよりの発行による啓蒙、授業での図書室利用を促進したことや読書感想文コンクールの実施に伴う

長期休業中の貸出冊数増などが挙げられます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ご丁寧な調査をいただきまして誠にありがとうございました。

それで、ちょっと教育長にお伺いしたかったのですけれども、この最初の学力テストの関係については、全国学力テストというのは３年に１回でなかったでしたっけ。国語と算数と英語ということだったのですけれども、この調査は26年度と27年度の結果について、今お話しさせてもらった件ですよね。学力テスト。

○議長（渡邉正俊君）　教育長。

○教育長（根本良政君）　全国学力テストについては、毎年実施されております。今私がお答えしたのは、今年の８月の新聞記事ということだったので、最新の2025年度の広野町の小中学校の結果をお話ししました。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ごめんなさい。失礼しました。では、結構なのです。この部分を見ると、例えば国語が落ちて、数学が高いという結果なのですけれども、どうも町長の肝煎りの図書の関係では大分増えてはいるのだけれども、本来ならばもっと国語がいいのかなということなのですけれども、ちょっとちらっと見ただけで、我々素人では分からないですけれども。算数もいいのは当然ですけれども。だから、でも算数だんだんやれるのには、やっぱり国語が強くないと、これまずいですものね。その辺のところをちらっと、教育長、どういうふうに考えているかお話し伺いたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　教育長。

○教育長（根本良政君）　ただいまのご質問にお答えします。

新聞報道の記事でもありましたが、国語の評価が低かったという全国的な報道がありました。これについては、記述式の回答が正答率が低かった。内容については、自分の話す内容を要点整理をしてまとめる力があるかどうか、あるいは聞き取りの部分では、その点を集約して聞き取る力があるかどうか、この評価が低かったということであります。今国語の力が数学にも影響をするのではないかということでありますが、当然そのとおりであります。話題の、ちょっと名前失念しましたが、物理学でコンピューターを専門としている研究者いるのですが、その方のプログラムで東ロボプログラムというのがあるのですが、東京大学に、ＡＩを装着したロボットが東大の入学試験に合格するかどうか、そのプログラムを取っている教授がいるのですが、この教授のお話の内容ですと、国語、問題文を読めるまでの能力が身についたＡＩの場合には、ＭＡＲＣＨですか、青山とか、そういう大学の合格率のところまでは達していると。ただ、東大の合格には至っていない。その原因

は思考力にある。要するに問題を解釈する力があれば、ある程度の力が身についている。これは、問題文を読めるかどうかという問題であります。以上のような最近の研究データが出ております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ただいまのご意見を聞くと、やっぱり国語の分野、広野でも影響しているというふうなことなのでしょうから、今後もまたその辺は引き続き学校長と一緒に、教育長の肝煎りでぜひとも学力を上げるようにご努力をお願いしたいと思います。

それと、２番目の部分でありますが、これは私の聞きたいところは、いわゆるキュビナを使ってやっていたのですけれども、ユーチューブに、そちらに接続するのについては午後８時までは、それはもう切ってしまったよということですよね。キュビナというのは、結局学力の高い子は高いなりにもっと高くできるし、追っつかない子供はそれなりの学力をしながら、学力を上げていくという品物でしたよね。この辺の効果は、かなり算数あたりは出ているのかなというふうに思ったのですけれどもね。それで、このタブレットの利用が、どうも昨今のいろいろ情報を取ると、スウェーデンあたりは既にもう2010年あたりからだから2020年、もう10年前からこういうスマホとかタブレットは子供たちが使っているということで、夜も使っていて、そして二、三歳児なんかは毎日タブレット使っている、そして11歳の98％がスマホをみんな持っているというような結果が出たみたいです。それで、それに対する影響も出ているというようなこと出ていました。もう週20時間くらい使っている子供たちだと、私は幸せではないのだというようなことだったり、自分なんかは駄目なのだというようなことだとか、あとは自分の顔が悪いのだとかと、こういったことが今スウェーデンでは出ているということで、そうしたらば、この間の９月６日の新聞見たらば、愛知県の豊明市、豊かに明るい市、がスマホ条例を提出したというのです。これまだ16日にならないと決議されないみたいなのですけれども、スマホは１日２時間にとどめましょう、そして小学生は９時、中学生は10時にしましょうということをしたのですが、これがいろいろとけんけんがくがくになってしまって、つまりそこの教育部長さんは、このガイドラインというのは、厚生省の健康づくりのための睡眠時間を基本にして条例にしたのだと。結局スマホをいっぱい使っていれば、眠る時間は少なくなりますので、そんなことで今さっき教育長も言っていましたよね、しっかり眠るのだよ、家庭では眠るようにさせてくださいねって言っていますって言ったよね。それで、私の調べた環境でいくと、小学生は６歳から13歳の子は９時間から11時間、そして中高生だと14歳から17歳で８時間から10時間というようなことを指しているのです、具体的に。結局これは我々の時代はありましたよね、早寝早起き朝御飯というやつ、これが一つ基本。今だってそれは基本だよということをおっしゃっている方がやっぱり多いのです。だから、スマホによって眠れない、朝の挨拶なんかも行くと、子供さんが、ぼおっとする子供もいれば、はきはきしているのもいるななんて眺めさせてもらうのだけれども、スマホの影響なのか、寝なくているのか、その辺がちょっと保護者にもこれからやっぱり

きちっと訴えて、この時間はせめて寝せてください。だって、８時に寝て６時に起きれば、学校に来るのは７時半過ぎでしょう。それで、１時間半があるわけだから、その１時間半の中に、子供だって毎日生活している上では当然役割があるわけです。起きた、起きたら庭はきやれよ、茶わん洗えよ、そういうことをやりながら、全部こなして、そしてあと自分の好きな時間、１時間半だもの、かなりあります。そういうけじめをつけさせるような子供たちの役割ということもやっぱり必要だって言っているのです。だから、この時間帯はきちっと、愛知県の豊明市でさえも、市でもこういうふうに提案をしているということは、これは我々の町でも、教育長、もっと考えてもらって、やっぱり出さなくてはならないというか、そういう、図書を読むためには、この時間をつくるのには、早く役割を済ませて、御飯を食べて、それで時間あったら本読みやろう、これがやっぱり今後の教育長の肝煎りの、子供たちに本を読むということをやらせていくということが俺は大切な気するのです。だから、やっぱり睡眠時間というのはきちっと親御さんも一判断してやる時期ではなかろうかなというふうに思っていますので、その辺もよろしくお願いしたいと思います。

それと、４番目の教員の採用については、これいろいろと教育長もご努力されているというご報告もいただきました。これも、私も孫らの家庭訪問に出ざるを得ない立場があるものですから、行って、いろいろ学校の先生方の授業なんかも眺めますと、それは昔とは大分違うなというようなことも見えるところもあります。そのところをもう少し学校長の皆さんといろいろとお話しして、よりよい子供たちをお願いしたいなというふうに思うところであります。

それと、最後の図書関係については、大分教育長のおかげで蔵書数が増えているということと、あと図書館司書の皆さんも配置させているだとか、そして小学校の校長先生は、判こを押すと何かもらえるような形式にしていて、必ず最後は校長先生に行って判こをもらうのです。これが楽しみなのだと子供ら言っていましたけれども、だからやっぱり何かを意図的にやることによって何とかなるなということなので、教育長、もっとご相談をして、そしてもっと本の読む力をつけてほしいなと思うところであります。

それで、最後の、ごめんなさい、これ３番。中学校の英語検定の関係で聞きました。そうしたら、英語関係の検定については、58人中13名、準２級が30名中３名、準２級ですから３級の上かな。３級は、これ普通の生活、お互いの生活する中での英会話のできるレベルというのか、そのくらいのところの部分だから。それで、私もこれ失礼だけれども、調べさせてもらったらば、相双管内で英検３級、七十何％取っている中学校があるそうなのです。そして、外国人と話すことを積極的に話しているという学校の３年生なのですよというふうなお話もいただいたものですから、これはこれからの時代に当然必要なことであるし、そういう力をつけさせてあげるのは、しゃべるということについては言葉が分からなくてはしゃべられませんから、そういうところに力を入れることがやっぱり大切かなと思うのです。私もよく外国の人とおしゃべりするのだけれども、英語でしゃべられるともう話さないで、日本語でしゃべるといろいろと、日本に来てどのくらいなんて、特にコンビ

ニあたりにいるよね、働いている人。何年たつの、上手だね、なんて俺も褒めてくるのだけれども、そんなことをやるのだけれども、人と会話にはならないのだけれども、ただしゃべるだけなのだけれども、だからそういうきっかけは英検の中でそういう学習力を、俺は３級持っているのだよというところから始まるということで、それは子供の、今の学生にとってはやっぱり必要なところなので、その辺もお力を入れていただくことがこれからの、教育長にいろいろな教材の前向きなところを、どうか何となく、教育長のこれからの、図書も分かるのですけれども、英検もどうか肝煎りで何とか、58人中13人合格していますけれども、30人くらい合格するような、そういうこともやっぱり教育長にやってほしいなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そんなところでお話しさせてもらいましたけれども、そんなことでやっぱり子供たちはこれからの未来の宝物ですから、みんなで守っていきたいなというようなことでありますので、どうぞその中では教育分野では教育長が一番トップでありますので、何とかよろしくお願いをしたいと思うところであります。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで２番、渡邉忠義君の一般質問を終わります。

◇　遠　藤　　浩　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、７番、遠藤浩君、一般質問席のほうへ移動してください。

７番、遠藤浩君。

〔７番　遠藤　浩君登壇〕

○７番（遠藤　浩君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項、津波警報の対応について。７月30日のカムチャツカ沖の地震に伴い、太平洋沿岸に広く津波警報が発表されましたが、町が行った津波警報の対応について伺います。

１点目、津波警報が発表された場合の住民避難及び避難誘導はどのような基準に基づいて行われたのか伺います。

２点目、エリアメールの配信や防災行政無線による避難放送は、津波警報の発表から何分後に実施されたか伺います。

３点目、津波警報発令後、国道６号線は草野・久之浜間、県道広野・小高線は広野・富岡間が通行止めとなっていました。町は、これらに連動して町道の通行止めや警戒等の対策を取られたのか伺います。

４点目、津波警報発令後も宮田地区において寄宿舎建設の工事を続けていたのが現認されております。行政からの注意喚起は行われなかったと考えますけれども、この事実を町長はご存じでしたでしょうか、伺います。

５点目、毎年津波避難訓練を実施しておりますが、今回の津波警報を受け、これまでの訓練内容が十分に発揮されたとお考えであるか伺います。

町長に答弁をお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　７番、遠藤浩議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、１点目、津波警報が発表された場合の住民避難及び避難誘導はどのような基準に基づいて行われたのか伺いますについてであります。広野町地域防災計画に基づき、災害が発生するおそれがあり、生命を災害から保護するため住民を避難させる必要があると判断したことから、避難指示の発令を行いました。避難誘導についても、地域防災計画に基づき消防団員を招集し、双葉警察署の協力の下、災害対応車の身の安全を考慮しながら、必要な避難対策を行いました。

ご質問の１番目の２点目、エリアメールの配信や防災行政無線による避難放送は津波警報の発表から何分後に実施されたか伺いますについてであります。午前９時40分の発表後、避難指示区域の設定から１時間７分後の10時47分にエリアメールにて避難指示を発令、その１分後の午前10時48分に防災行政無線で放送し、午前11時15分に町ホームページへの配信を行いました。

ご質問の１番目の３点目、津波警報発令後、国道６号は草野・久野浜間、県道広野・小高線は、広野・富岡間が通行止めになっていました。町は、これらに連動して町道の通行止めや警戒等の対策を取られたのか伺いますについてであります。県においては、県道広野・小高線の通行止めを行いましたが、町道においては、避難のための渋滞発生に配慮し、かつ避難経路を確保するため、通行止めを行わないこととといたしました。

ご質問の１番目の４点目、津波警報発表後も宮田地区において寄宿舎建設の工事を続けていたのが現認されています。行政からの注意喚起は行われなかったと考えますが、この事実を町長はご存じでしたか、伺いますについてであります。私は、今回の津波注意報の発表直後には、環境防災課に沿岸地域への注意喚起と巡回パトロールを指示し、警報への切替え後は高台への避難と身の安全の呼びかけを行うよう指示しました。当該寄宿舎建設の工事継続については把握しておりませんでしたが、建設現場は町道本町・宮田線沿いにあり、環境防災課は５回以上巡回し、現場周辺の注意喚起に取り組んでいることから、避難指示等の呼びかけは全体として適切だったものと捉えております。

ご質問１番目の５点目、毎年津波避難訓練を実施しておりますが、今回の津波警報を受け、これまでの訓練内容が十分に発揮されたとお考えか伺いますについてであります。東日本大震災からの教訓を踏まえ、地震、津波避難訓練は、平成26年から計10回実施しております。県や県警、消防団

等の関係機関との協力体制、職員による避難所の円滑な運営や福祉避難所での丁寧な対応について、全体として訓練の成果が生きてきたと捉えております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。今回この質問趣旨的には、実施された批判云々というより、地域防災計画、こちらが2025年３月ですか、に制定されたと。これにおいていろいろと整備していかなければいけないものがある、要はその効果というものが最大限きちっと町内で発揮できるようにというところを思いまして、今回させていただいております。

それで、１点目について再質問をさせていただきますけれども、今お話ししたとおり2025年３月に策定されております広野町地域防災計画、計画内容では災害対策本部、この組織規程に基づきまして、部局による災害時の活動マニュアル、こういったものを作成しておくことが必要であると記載されております。３月というところで、まだ１年等は経過しておりませんけれども、こういった活動マニュアル等の整備の現状況、分かっているもので結構ですので、伺えればと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　ただいまの活動マニュアルの制定等について、環境防災課長から説明させてよろしいでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（佐藤尚文君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

まだ活動マニュアルにつきましては、作成が済んでおりません。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　計画が示されたばかりというところもありますでしょうし、当然そういった中での協議、じっくり時間をかけて策定していくということ、これは必要であると思います。今回こういった津波警報というものが発表されまして、やっぱりその必要性というものは十分感じたのではないかなと、私も含めてですけれども、できる限り早めの整備というものをお願いしたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

２点目について再質問いたします。津波警報、これ９時40分に発表されてから、町のほうでのエリアメール配信、その後に防災行政無線、これでの避難指示が放送されているというところで、先にちょっと１点確認させていただきたいのですが、エリアメール、これは通常いろいろと防災アプリ等もありまして、例えば福島県、あるいは浜通りという中にいる時点で、そういった警報等があれば即情報が入ってくるという、個人のものもありますけれども、このエリアメール、これ行政側から発信されるものだというふうに認識しています。これは自動的に発信されるものなのか、あるいは行政側が独自にというのはおかしいですけれども、タイミングを見て出せるような体制になっ

ているのか、この辺をちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　エリアメールの発信の体制について、環境防災課長から説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（佐藤尚文君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

注意報、警報等の発令につきましては自動的なものとなっておりますが、避難指示という部分に関しますと、町のほうで設定しなくては発信できませんので、そちらは自動ではございません。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。避難指示、これは当然行政側として出すべきものですので、そのタイミングというふうになって、これは当然かなというふうに思います。

ここでちょっと思うところがありまして、このエリアメール、防災無線等による避難指示、これ約１時間後に出しているという状況の説明ありました。町の津波対策計画、こちらでは津波災害から人身、身体の保護または災害の拡大防止のため、どのような津波であれ危険地域からの一刻も早い避難が必要と、これらによって基本的には避難指示のみを発令とするとしております。どのような津波、これ多分注意報からもう入っているかと思いますけれども、今回津波警報発令から１時間経過してという中で、町からの情報発信がある意味遅れてしまったというふうに捉えるのであれば、町民に、あるいはエリアメールを受けた方々に、この津波警報は大丈夫なのですよと思わせてしまう、こういったような対応になってしまったのではないかというのをちょっと想像しています。きちんと即対応していれば、緊急性、その必要性というものも感じてもらえるのかなと思いますけれども、こういった対応について町長はどう思われるか伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　ただいまのエリアメールの対応については、ちょっと受け止め方が届いていなくて失礼をいたしました。この避難指示についてでありますが、現況について申し上げますと、現地での対策というものを最大重点に取ったことにおいて、５回以上巡回したというのは非常に回数としては多いのです。注意報、警報の中において、一旦現場サイトを全部回って、繰り返し回って励行したということです。伴いまして、先ほど現場作業については、繰り返しをしている中において、現場のほうの終了という確認には至らなかったということであります。その後に消防団の発動という形になるわけでありますけれども、その点については被災のエリアというのがあるのですが、これの入力に手間がかかったというのも事実であります。これはやっぱり職員の対応の在り方というものは反省をして、注意をしなければならないと受け止めておりますところ、現場対応から行政無線の対応の一連の流れにおいては、沿岸部における現況において、ちょうど午前の時間帯で

はありました。夜間ではありませんでしたという中においては、対応が届いていたということを全体として捉えたところではありましたということでございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。この対応自体は、恐らく間違っていないと思います。現況の計画、そういった中での解釈等によっても、これは間違っていないと。これは、あとちょっと別の項目で質問させていただきますけれども、それを踏まえて今後どう考えていくかというところの質問となっております。２点目については分かりました。この防災計画、ここでは津波の大小にかかわらず、また危険区域とするところ、そこからの早期の避難というものを強く打ち立てているはずですので、そこをしっかり町内で避難行動を取れる、その形を構築していく必要があるだろうというふうに思いますので、今後ともマニュアル等の整備、そちらはお願いしたいなというふうに思っております。

３点目について再質問させていただきますけれども、町道のほうを規制等はしなかったと、当然避難道路ということ、避難通路ですか、避難交通というところで、渋滞等を防ぐために実施しなかったですという答弁でした。警報中もやはり県道のほうから町道のほうに抜けてくる車両、また逆に町道側から県道のほうに入っていく車両というのも現認されています。町は、この津波来襲のおそれがある地域、広野でいえば東側地区になるかなというふうに思いますけれども、こういった地域、あるいは避難路、この交通規制、通行止めはしなかったのでしょうけれども、やはり有人監視といいますか、そういった、職員になるのか、あるいは消防団になるのか、ちょっとそこは計画の詳細きちっと見ないと何とも言えないですけれども、有人監視というものをやはりすべきだったのではないのかなと。当然行き来するに当たって、ドライバーの方も困惑していたというようなところも見受けられていたようです。この点について、ちょっと町長どう思われるかお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　当時この対応について、副町長が直接指示をした関係から、説明をさせていただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　副町長。

○副町長（杉浦孝幸君）　時間の流れとともに少しご説明を申し上げたいと存じます。

広野町として浜街道を全面通行したという情報なのですが、こちらは双葉警察署の駐在の方から10時12分に聞いてございます。町はどういう状況にあったかといいますと、10時に第１回目の災害対策本部を終了して、すぐその後町長は消防団の招集の関係で消防団長とお話ししたり、あるいは避難所を開設した時間もその頃ですので、そちらのほうの対応に従事してございました。そういうことから、私がこのお話を聞いて、まず一番最初に建設課長に指示したのは、実際どういうふうに通行規制をしているのか、始点が浜街道の始点ですので、そこの交差点になるかと思いますが、そ

こにどういう指示が、閉鎖の仕方をしているのか調べてもらったところ、交差点にコーンが置いてあって、後からはどうなったか分かりませんが、見に行ったときには有人での誘導はしていなかったという状況でございました。そこで、町道も危険性では同じ危険ですから、通行の方について何かあってはいけないということで、町道も閉鎖するかどうか判断をすることになりました。そのときに考えたのが、県道が閉鎖しているものですから、その迂回路として町道が使われるのではないかということと、まだ津波警報が９時40分ですから、実際逃げてくる方もいるのではないかということで、町道の規制は行わずに、通行止めではなく、その時点でも環境防災課で巡回パトロールをしていましたから、その活動を続けることで実際の町民あるいは通行される方の安全を確保していくのがふさわしいというふうに判断をいたしまして、その後町長にその旨お話しして、そういう対応を取ったところでございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。そういった緊迫した中での判断というところで、当然内容的には問題があったものではないというふうに感じております。ただ、先ほど来言っておりますけれども、さらにそういった計画、あるいは備え、例えばカラーコーンが置いてあってと、そういった中で、これ現状どうなっているのだというのを知りたいのはやはりそういった避難してくるドライバーなり、あるいはそこから通行しようとする町民もしくは通行の方々なのかなというところになります。これは私もそうでしたけれども、県道部分にはカラーコーンなりバリケード等がありました。片側です。あれを見たときに、規制はされているのだろうという判断はしますけれども、逆に不安をあおられるといったらおかしいのですが、要はそういった場所で確認ができないというか、要は避難する方々に、あるいはそういった町民の方々に、もうちょっと一歩踏み込んで現状を理解していただきましょう、あるいは危険度というものを伝えましょうという中においては、言葉は悪いですけれども、ちょっと物足りなかったなというような印象を受けています。例えばそういった周知等の看板等がもともとあって、そういったものを、津波警報警戒中ですとか、あるいは通行止めというところで、そういったものがきちっとその場に提示されてあれば、それなりに判断するところもできるのかなというふうに思いますけれども、正直カラーコーンとパイプでの馬ですから、よそ見していればぶつかる可能性もあるという、これは否定できないと思います。そういったこともありますので、その辺の対応というものもしっかり考えていく必要があるのかなというところを確認をさせていただきました。やっぱり被害拡大の防止というところに十分努めていく必要はあるのかなというふうに感じております。

４点目について再質問いたします。先ほど環境防災ですか、５回ほど町内周知等のパトロール、パトロールというか、巡回もしていたというところで、車で回っていたのは町民の方々も確認していますし、注意喚起をしているのだというふうには感じていました。ただ、この地域防災計画です

けれども、この計画の中で、町が自ら管理または運営する公共物その他の工作物または施設のうち、工事中のものについては、その工事を中断するというふうに明記されています。これは、行政工事であったり、そういった行政側の発注で出ている工事はもう即座に止めて避難を促すというところだと思いますけれども、これ特段今回のような民間工事事業者の記載は何もないのです。町民あるいはそういった町内での工事関係者に関しては、行政発注のところでしょうけれども、そういった中で強めに避難しなさいということを言えるのでしょうけれども、実際にはそういった民間での工事関係者、そういったところの定めというものは見当たらなかったです。津波による被害者を出さないという観点から、今回の事案等を受け、今後民間の工事関係者にもより強い避難指示といいますか、寮関係での建設ですから、なかなか物事もあって、赤色灯回して、車両が通っているなという確認はできるとは思いますけれども、きちんと車両からの放送内容というものがしっかり伝わっているかというと、なかなかそこは伝わっているとは言い切れないのかなというふうに感じております。今後その計画と、計画の中でも随時訓練等を行う必要性があれば、その中を見直しをかけていくというところの記載もありますので、こういった民間の工事関係者、あるいは特に東側ですけれども、作業者の方々により強く行政側も避難指示等を出せるような計画、あるいはマニュアルというものも盛り込んでいく必要があるのではないかなと思いますけれども、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいまのご質問と併せまして、誘導等についても同様に職員が巡回をした、数多く、この場合現地を優先して取り組みました。消防団団長とも協議をして、この場合、今回の場合のいわゆる注意を喚起をするということについて、この状況の中で対応でき得るという確認をしながら対応したのも事実でありました。１メーターから３メーターというこの事案と、津波、大津波、大災害となると３メーター超えて10メーターを超えるという、この状況の中で津波の高さもチェックをしながら、対応に当たっていた現況でもありました。ただいまのご指摘、こちらおただしいただきましたように、マニュアル制定に向けて、避難計画に基づいた対応においては、生命と財産を守る、このことは第一であることについては、当然ながら工事現場等々についても、これは建設課である、また県当局である、スタートラインも終了は県との連携の中でやって取り組んだ経緯でありますので、この手続を、生命財産を守ることについてしっかりと対応に当たっていきたいと考えます。当時消防団員の方も、営業時間帯ということで、なかなか参集も難しい状況もありました、今現況においてです。この中で、巡回している職員の安全を確保しつつ、どこまで対応できるかということを念頭としながら対応に当たったところであります。今般のカムチャツカ半島、この津波の対応において、これも一つの経緯として、この知見をマニュアルに生かし、速やかなる制定に当たって、そしてしっかりとした対応に当たっていきたいと、このように考えます。

もう一つだけ申し上げさせていただきますと、近年全国において火災はもとより地震から台風、

集中豪雨、様々に毎年毎度のように、春夏秋冬を通して様々な事案が報道なされております。線状降水帯から近年始まりまして、そして短時間記録的な豪雨であるとか、竜巻であるとか、そしてまたトップからまた違う事案、事象がある。そういった近年における事案の現況を今精査して、県の危機管理課としっかりと捉えて、計画に基づく体制整備というものを図らなければならないということをこの春夏秋冬の、今台風の時期に至っておりますけれども、しっかりとした体制整備を構築する、これが防災に強い町づくりの原点であるということを念頭としながら対応に当たってまいるものでございます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございました。このマニュアル等の整備に当たりまして１点だけちょっと、これはなかなか難しいところなのですけれども、先ほど町長の答弁で津波の高さ等、これ予報値だと思いますけれども、結果とするとこれは、計画内にも記載しています、どのような津波であれ危険区域、地域からの一刻も早い避難、これが必要なのだというふうに計画でも打ち出されています。それでいきますと、津波注意報あるいは津波警報というところ、この警報に沿って大小関係なく瞬時に体制が取れるというところが一番人命を守るというところにはつながっていくのかなと思いますので、そこはしっかりと見ていただければなというふうに思います。

最後、今月津波訓練ございますけれども、これまで訓練のほうも何回か私も拝見させていただいています。ドローンを使用したり、そういった映像、タイムリーな情報、あるいはその機械から避難の呼びかけもできるというところで、いろんな機能というか、そういったものを取り込みながら、人命を守るというところに今見直しをかけて進めてきているなというふうに当然感じていますし、だからこそそういった訓練実施後の反省点等も行いながら計画等、訓練等を進めていると、以前に町長もおっしゃっていましたけれども、そういった、１回決めておけばもうこれで大丈夫だというところはまずないと思います。その都度、そのケースによっていろんな事象が出てきますので、そういったところを全て網羅できるわけではないでしょうけれども、ある程度職員の方々も含めて疑似体験というか、訓練の中で少しずつでもそういったものに触れていれば、即判断の中に出てくるのかなというふうに思いますので、今後も災害に強い町、これをしっかり我が町目指しておりますので、そういった中で、特に津波による人的被害、こういったものについては出さないと、そこを強く意識していただいて、この防災体制維持していただきますようお願いしまして、一般質問のほうはこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで７番、遠藤浩君の一般質問を終わります。

◇　門　馬　まりえ　さん

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、８番、門馬まりえさん、一般質問席に移動してください。

８番、門馬まりえさん。

〔８番　門馬まりえさん登壇〕

○８番（門馬まりえさん）　通告に従いまして、一般質問させていただきます。

１番、健康づくりの推進について。町は、乳幼児から働き盛り世代、高齢者までの被保険者が存在するため、これらの年代の身体的な状況に応じた健康課題を的確に捉え、課題に応じた保健事業を実施しています。特定健診、保健指導の有所見者状況は、平成30年と令和４年を比較すると、肥満、高血圧、高脂血症、糖尿病などの心臓病や脳血管疾患等が多い状況にあります。早期生活習慣病予防を目指し、子供から高齢者が持続可能な健康づくりを展開し、健康寿命の延伸をしていくために、町としてどのように考えているか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　８番、門馬まりえ議員のご質問につきまして、ご質問の１番目、健康づくりの推進について、早期生活習慣病予防を目的として目指し、子供から高齢者が持続可能な健康づくりを展開し、健康寿命の延伸をしていくために、町としてどのように考えているのか伺いますについてであります。町では、肥満、高血圧、高脂血症、糖尿病等の生活習慣病の罹患及び重症化予防を図るため、第２次広野町健康づくり計画を基に、一人ひとりが健康でみんなが元気に暮らせるまちを基本理念として、家庭、地域、行政それぞれの立場で取り組み、成果指標を設定しております。

具体的な取組目標の１つ目は、食でつくろう！！健康生活として、現在建設中の新給食センターを活用して、町民の皆さんと食育を学び、健康寿命の延伸に向けて、幼少期から適切な塩分摂取量の食習慣を意識づけるため、こども園、小中学校の給食等を通じた食育指導を行っていきます。成人においては、塩分のほか適切なカロリー摂取の習慣化を図るため、健康診断結果の数値を基に、毎年健康診断結果の説明会を関係機関と連携して保健指導を実施し、一人一人に応じた生活習慣の見直しや医療機関受診の勧奨等に取り組んでいきます。

２つ目は、動いて変えよう！！みんなのからだとしてマイトレを表し、町民が日常生活において毎日マイペースで取り組めるストレッチ、ヨガ、ラジオ体操、ウオーキング、ランニング、パークゴルフなど、自宅や保健センターを中心とする運動施設を利用した持続可能な健康づくりを意識したトレーニングの勧奨に取り組み、令和７年８月６日に二ツ沼総合公園で開催した2025年度夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会もマイトレ推奨事業の一つであります。さらには、スポーツクラブを運営する民間企業との連携協定に基づく知見を活用した保健センタートレーニングルームのリニューアルや各集会所における地区の集いでの運動指導など助言をいただき、健康増進及び早期生活

習慣病の予防に取り組んでいきます。

３つ目は、休息・睡眠を十分に！心ゆったり過ごしましょう！！として、臨床心理士による心の相談会や支援が必要な方への保健師の家庭訪問などを通し、生活リズムを整え、ストレスを軽減しながら、十分な睡眠が取れるよう、町民の方々それぞれの生活環境に応じた働きかけを行っていきます。

これらの第２次健康づくり計画の目標と成果指標の下、子供から高齢者の方々が持続可能な健康づくりを果たすため、家庭及び地域における自主的な健康づくりと、行政による予防に重点を置いた取組の積み重ねが健康寿命の延伸に結実するよう取り組んでいきます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　今回一般質問をするに当たって、国保のほうからのお話と保健センターのほうから話を聞きまして、一番、ああ、すごいなと思ったのは、保健事業の実施計画の背景とか、いろんなデータヘルス事業ということで、データヘルス計画に基づいた事業をデータから読み取って、広野町の一番弱いところはどこなのだと、健診に来ている人たちの一番問題になっているところはどこなのだということで、きちんと糖尿病のヘモグロビンＡ１ｃが高い人たちを集めて、どこかの施設、事業所の方と共同で調査研究のような形をして個別指導に持っていって、結果も、男性で低くならなかった人と、なった人とか、きちんとそういう年間を通じて個々のケースに丁寧に対応しているというところがすごく効果が出ている、成果が出ているところなのだなと思って、このデータヘルス計画を何回も何回も見直して、この計画、あと健康づくりって２年、３年続けたからってがらっと成果が分かるというものでもありませんし、今町長が話ししたように、今度給食センターができて、子供たちがどんな給食を食べているかということで、父兄の方やら、地域の高齢者の方やら、給食を試食しながら、２階のところで勉強もできるというような構想で給食センターを建てていますから、何年かすれば本当に、学校では適正な塩分で食べているけれども、うちに帰ったらしょっぱい漬物がいっぱい出てきたなんていうことのないような個々の家庭になって、そしてそれが健康づくりに大きく寄与していくのではないかなと思って、とにかく食は命でありますし、食をきちんと取らなければ体は出来上がりませんから、偏った食生活ではなくてバランスのいい食生活ができて、それが全体の健康をアップしていくというような状況になるのかなと、この国保のデータヘルス計画を見て、本当に感動しました。私たちの保健事業をやっていたときとは全然違って、的確に的を絞ってやっているという実績を見させていただきました。

保健センターでちょっと保健師さんの話を聞くのに時間取ったときに、３時半過ぎに電話がかかってきていたのです。私は佐久間さんから指導を、話を聞きながらいたのですけれども、そうしたら、これから家庭訪問していいですかっていって予約訪問をちゃんと取っていて、では待っていますなんて、３時半過ぎだと思うのですが、相手の時間に合わせてきちんと家庭訪問して、やっぱり

うちに行って指導をするというのが一番そのうちが見えますから、保健センターに呼んで指導するよりは、私はいい仕事をしているのだなと思いながら、広野町は健康づくり、わくわくだななんて思って、私もうんと年取ってぼけても、大丈夫かななんていうような思いをしました。

ただ、このデータの中で、一番私がこれから心配だなって思ったのは、やっぱりこの前敬老会でも元気な高齢者の方いっぱい見ました。広野町も私たちが、私24年生まれですから団塊の世代で、今年から76になりましたから、後期高齢の保険に該当になってきています。これから団塊の世代の人たちが長生きすれば、人数多くなるので、やっぱり認知症あたりがこれからは問題になってくるのかなと、高齢者の問題出てくるのかなと思います。高齢者は、なかなか難しいのは社協の地域包括支援センターが中心になってやって、地域を担当している保健師さんと、地区担当の保健師さんと、包括支援センターとやっぱり連動して情報共有してやっていく体制も必要かなと、それはもう十分考えていらっしゃると思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　保健師さん方々、関係各位との連携については、これは庁舎の健康福祉課並びに社会福祉協議会、今般社会福祉協議会の老人福祉センターとの構想において職場の改編を行いまして、訪問介護等と、この体制に整えを取ったところでありました。また、今こども家庭課には保健師が常駐をしているという体制を捉えて包括ケアシステム、広域的にケア、いわゆる介護に至るまで、訪問から介護に至るまでしっかりと対応できる体制を確立する上においては、何よりも大切なのはやはり福祉の事業展望においてしっかりと役場庁舎と連携を密にするということが大事であると。時代が被災地にあって状況が変わっていく中において、対応する職員方々が現場の変化というものをしっかりと受け止めて、そして行動原理がしっかりと機能できるような、それも計画に基づく取組において捉えて展望していくことが何よりも肝要と、そのように捉えているものでございます。また、民間との、株式会社ルネサンスとの取組もありますので、包括的に対応に当たっていきたいと、展望していきたいと、このように考えております。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　今民間でもいろんな事業所がありまして、行政で見れないところを別な視点で指導していただいたりして、そういうのはいい時代になってきたなとは思うのですけれども、新聞なんかで、もう認知症は７人に１人が認知症になる時代がやってくるなんていうことも言われていますし、本当に、ただ私は認知症は、認知症ってあんまり好きでないので、二度わらしって言いたいなっていつも思っているのですけれども、やっぱり頭だって細胞が毎日10万個ぐらいずつ壊れていくなんていう話も聞きますから、そんなに悲観はしていないのですけれども、この前の敬老会で広野町で100歳の人が５人もいて、103歳の方が手押し車を使って参加していたというのは、私は本当にうれしかったのです。何も老人の人が多いから駄目な地域ではなくて、ああいう元気老人をつくることを目標にして、認知症でも広野町は生きやすいのだよって。広野町は町に出れば巡回

バスもあるし、それに乗って町に出て、認知症の人でも支援、手伝ってもらって、誰でも声かけてもらって町に出られるよというような町づくりを私はしていきたいなと思っているのです。若い人ばかりいるのもいいのですけれども、年配の人は年配の人でいますし。広野町って私よく勤めているとき、広野って何あるのって、有名なところ何って。何もないのだって、私。何もない、広野町は。自然がいっぱい。何がいいかというと、人がみんな知り合いなのだよって。あそこのじいちゃんだ、あそこのばあちゃんだと。中央台の方も、ちょっと認知症で、ずっと郵便局に行きたいなと思うのに、歩いていったら、石井プロパンさんのほうにずっと歩いていたって。それで、やっぱり声かけてくれる人がいて、郵便局に行きたいのだ、こっちにないなって言ったら、郵便局までちゃんと連れて、ここだよって、あとは郵便局の人に聞いてねっていってつないでいって、中央台まで帰ってきたという方もいるのです。そういう町ですから、知らんぷりして危なそうな人をそのまま見過ごさないという町をつくっていければ、それが認知症サポーター、最近あんまりサポーター事業を力入れていかないのですけれども、私はサポーター事業に若い人を入れるのも大事なのですけれども、年寄り自身が隣の人のサポーターになれるような知識を、今度老人クラブでちょっと提案してみようかななんて思っているのですけれども、そういうふうにして、年寄りが年寄りをお互いに見守っていくというのも大事なのではないかなというふうに思います。社協は社協で支援できるところを一生懸命してもらって、見守りするのは地域で見守りするというのも大事なのではないかなと思っています。

それで、もう一点、この事業の中で思ったのは、いろいろデータが出ていても、広報に載せてくれるのですけれども、それだけでは読む人には入っていかないのではないかなと思うのです。ただ人集めは大変なのですけれども、本当であれば保健師さんの相談会に行政区の人たちを集めて、国保係のほうも一緒に行って、この地域は循環器が多いですね、循環器の人は将来こういうような病気になっていきますよ、今そしてこの地域の国保のお金はこのぐらい出ているのですよというあたりが話できれば、あら、そうなのだ、そんなにこの地域で循環器の人が多くて、国保のお金が出ているのだなって。多受診の人もいるではないですか。ちゃんと入っているのではないですか。そして、４回も５回も、薬も１回に６錠も７錠も飲んでいるというデータも入っているではないですか。そういうのをもう少し住民に返してあげれば、もうちょっと何か気づく人もいるのではないかなと思うのですが、こういうのを言って、住民に、何だ、では国保使って駄目なのかなんて言われるのは嫌だななんていうのではなくて、こんな人もいます、でも副作用もありますと。つい本当に昨日ある人が、親戚の人なのですけれども、パークゴルフやっていて、ちょっと具合悪くなった。医療センターから共立病院に運ばれて調べたら、帰っていいよって言われた。そうしたら、その人の飲んでいる薬が腎臓に悪い薬が入っていた。主治医の先生にちゃんと紹介状をもらって、こういう薬は飲まないようにって病院に行って先生に言ってくださいっつって、それを外してもらったら体調がいいというようなこともありますから、やっぱりいっぱい薬飲んでいる人がいっぱい健康になる

ということではないので、そういう情報も入れていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　今ご質問いただきました、受診をいただく医療機関との対応を念頭にお答えしたいと思います。

２つありまして、１つはやはり震災からの十有余年、今14年半年が経過をいたします。この間において、自らの生活の地域の中において外出するということを楽しみ、喜びと思って受け止めてもらうという、この生活感をつくるということが大事なのだと捉えます、ことにおいては、先ほど来様々なご意見を伺っております。そのご意見のとおり、やはり町内における関係機関との交流がしっかりと緊密にでき得る、そういった体制づくりというものを、この時間変更軸の中において承っていく、その道筋を捉えていく、その職員体制の下に関係機関と連携を図っていくことが肝要であると捉えるものであります。

２つ目として、その上に立って、例えば認知症についてもそうでありますが、町内には病院と医院としっかりと、そして薬局さんと、そしてこの機関の上において医療と福祉と介護、この医療と福祉と介護の連携の基盤を確立するべく、今の例えば病院さんのほうでやっている様々なケアプランというものがあります。医院さんのほうで捉えていただいている訪問医療の捉えもあります。来年以降において、新たな医療機関の展望において、広野町町内において医療、介護、福祉の体制を確立をすることを捉えつつ、町民の皆様方々が世代を超えて喜びを持って交流を受け止めながら活動することを通して、健康に留意をして、長寿の町というものを念頭に展望に当たっていくことが肝要だというふうに考えるものであります。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　健康づくりの推進については、これで終わりにさせていただきます。ぜひ町の保健事業には私たちも協力して、病院に行っているから特定健診を受ける必要がないのだって思っている人結構います。そうではないのだよって、特定健診を受けないと、病院に行っていても、ここからが出発点だよということは、今回データを見せていただいてすごく分かったので、老人、百歳体操に行ったり、行政区の老人クラブのほうに話ししておいて、みんなにＰＲしていきたいなと思います。

それから、２点目、生活再建について。今日における日本経済の物価高においては、国民は多様な対応が求められている状況にあります。町は、震災以降、被災地から生活を再建し、町民の暮らしを守り、町民が幸せを実感する魅力ある町とするために、国が進めた各種施策、町の要望からなし得た医療費の減免措置、高速料金の無料措置、プレミアム商品券の支援などと併せ、町独自の取組を推し進め、町民に寄り添った支援策を講じてきました。現在国は、国民の生活を安定させる各種対策を進めていますが、まだ手元には来ていない状況にあると思います。震災からの復興を進め

る町として、この国の施策にどう対応していくか伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の２番目、生活再建について、震災からの復興を進める町として、この国の施策にどう対応していくか伺いますについてであります。燃料費や食料費をはじめとする生活必需品の価格上昇は、町民生活に大きな影響を及ぼしております。特に子育て世帯や高齢者世帯にとりましては、家計の負担増が顕著であると受け止めております。地域の商工業の方々においても、電気、ガス等の光熱費の上昇が経営を圧迫し、町内経済全体への影響が懸念されています。こうした状況に対し、町といたしましては、国、県の制度を最大限に活用しつつ、町独自の支援策を講じております。低所得世帯や子育て世帯への臨時給付金の支給、町内宿泊事業者に対しての補助金の交付、高齢者等が利用するタクシー利用料金の軽減など、生活の下支えをする施策を実施しております。さらに、町の復興、創生に向けて、エネルギー関連産業を有する町としての特性を生かしつつ、公共施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入促進によるマイクログリッドの構想など、中長期的にエネルギーコストの安定化と地域経済の持続可能性を高める取組を進めております。今後も国、県の新たな施策等と連動しながら、町民や事業者の声を丁寧に伺い、物価高対策を適時的確に展開してまいります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　私は、国はそういう低所得者に対してやるものを町は早めに、今回どういうふうに動いていくか分からないですけれども、きっと来たらば、早めに手元にやるような対策で、金をかけなくても、町は、私はお願いしたいのは、先ほど高齢者が増えてくる、広野町の駅舎が今一生懸命工事に入っていますよね。あれが出来上がってくると、駅に降りた人が、広野町ってどんなところかなって見たときに、駅前通りって本当に個人のお店がぽつんぽつんとあるだけで、なかなかにぎわいがあるという町ではないのですけれども、何かができればいいということではないのです。ただ、私は例えば四倉肉屋さんには、固有名詞出して申し訳ないのですけれども、ちゃんと入り口に長椅子があるのです、３人ぐらい座れるような。中には１人で座れるような椅子があったりしているのです。お年寄りの方が来たときに、バスを待つから、暑いときは中に入ってもらって待っていてもらって、暑くないときは外でおしゃべりして、お友達と会って話ししているみたいなのです。そういう姿を見ると、ああ、いいなって。町に来て、買物して、友達に会って、話しして、アイスなんか食べて、いい雰囲気だなと思っているのです。だから、本当は未来館辺りまで行って、冷房の効いているところでしゃべってもいいかなと思うのですけれども、あそこまで上が

っていくのには、やっぱりバスでも乗らない限り無理なのだろうな、年配の人たちはなんて思って見るので、何かちょっと町の中にそういうワンクッション優しさみたいなのがあるといいななんて思っているのです。今月13日ですか、企画のほうで、町の、途中からでもいいですよなんていって、ほかから入ってきた人たちに対しての支援というか、お手伝いする人とか、あとは何かそんな地域づくりの話合いがあるなんていうみたいなので、できればどんなふうなのか参加してみたいなと思っているのですけれども、車でばあっと行ける人はいいのですけれども、やっぱりだんだん免許返納してくると、交通、タクシーに頼ったり、バスに頼ったりしてきます。そういうときに、なんかちょっと広野町って、ここが町通りなのだなというのがあるといいなって思うのですけれども、なかなか皆さん個人経営で、高齢になってきていますし、１人やめ、２人やめたら本当にシャッター街で、開けられるところは四倉肉屋さんぐらいかななんて思って見ているのですけれども、ですから未来高校生は夕方コロッケとか何か買いながら電車で帰っていくときに、おばちゃん、この店やめないでね、続けておいてねなんて、店の中で、おばちゃん、お願いねなんていって話ししているのです。こういう感じでお店があるというのはすごく町としても一つのにぎわいというのですか、夕方４時ぐらいになると、皆さん、一般の人は遠慮するのです。そして、高校生がだあっと入っていきますから、早く高校生に先にやって、先にやってって、電車が間に合わなかったら困るからなんていって、そういうふうな雰囲気であそこで買物しているのです、高校生が。それが私はすごく見ているのが楽しくて、夕方わざと予約しておいて行くのですけれども、だから、今すぐ何か造れということではないですけれども、町は、楽しい外出をつくっている自治体もあるようですし、そういう市みたいなところは大きいでしょうけれども、大きい市でやっているみたいなのですけれども、広野町も小さいながら楽しい広野町というふうにしていけるのも、考えていけるといいなと思っていますので、それについて最後に町長、どうでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいま商店街におけるコミュニティーの在り方を捉えて、町内における楽しい生活の確保、展望というものについてお答えしたいと思います。

まず、商店街のお店が数少なくなってきている状況下から、国、県の支援補助をいただいて、獲得をして、取組つくって、形成をして、スタートしたのがひろの未来館、高台のあの場所のコミュニティーの位置づけであります。その理由をもってして支援をいただいた。これは、商店街のお住まいになる方がこの近隣、いわゆる上手と、未来学園、教育エリアに向かっていくエリアと、あと海辺に向かっていく防災緑地の散歩コースと、ここを捉えてからのことであります。今お話しいただきました新たな広野駅のコミュニティーエリア、これは今遅れていますが、遅れているところにおいて来年の３月完成をいたしますが、ここが町の玄関として、交流をいただける町民の皆様と高校生、中学生、未来学園の生徒をはじめとして、地元の生徒もそのとおりであります。この駅に来れば安心して自宅に帰れるという、そういったエリアをつくるべく、これも国、県の支援をいただ

きながら、取組に当たっているところでございまして、ついては時間を要しながら、今鋭意取組に当たっているところであります。それに際して、先ほど１点だけ申し上げましたが、移動する際の支援としてタクシー利用券、つまり高齢者の方がやはり集って、タクシー利用券を使っていただいて、今現在ある町のスポットエリアに足を運んでいただいて、この喜びを享受していただくことを念頭としております。つきましては、ここでまとめたいと思いますが、バスの停留所に例えばベンチを置いていただきたいとか、そのベンチのところに傘をかけていただきたいとかというお話はいただいております。これもコミュニティーの一つであると受け止めるものであります。あわせて、やはり駅前商店街に新たな、新たなといいますか、心が休まれる、そういったコンセプトを持ったスポットエリア的なものを念頭として、そういった取組を町民皆様各位の方々に理解いただけるように、しっかりと周知活動をしていくと。未来館がスタートしたのも今から３年ほど前であります。来年以降、広野駅の新たなスペースエリアが展望してきます。そういった、駅を中心としたこのエリアの中において、商店街の方々をはじめとした多くの町民の皆様が集って広野町の生活を、このふるさとの喜びというものを培っていただける、そういった生活感を受け止めていただけるよう周知をいただきながら、理解をいただきながら、その生活を受け止めていただけるべく取り組んでまいりたいと考えます。

○議長（渡邉正俊君）　８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　いや、一、二年で何造れということではなくて、それは住民も協力して、駅舎ができたら、少し駅舎でボランティアをやってみるとか、それから集会所にはエアコンが入っていますから、皆さん、この暑さの中でも運動をしっかりやっているところもありますし、みんなで助け合って、話をしながらいる人たちもいるようですので、そういう広野町のいいところを、やっぱり人がみんな知り合いであって、あのおばちゃんだ、あのおじさんだというところのいいところを生かして私は広野町をつくっていくのも一つの手だなと思っておりますので、これからもいい町になるように頑張っていきたいと思いますので、皆さんもよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（渡邉正俊君）　これで８番、門馬まりえさんの一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は14時42分であります。ただいまから14時55分まで休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、14時55分まで休憩いたします。

（午後　２時４２分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時５５分）

◇ 高　木　光　雄　君

○議長（渡邉正俊君）　一般質問を続けます。

次に、３番、高木光雄君、一般質問席に移動してください。

３番、高木光雄君。

〔３番　高木光雄君登壇〕

○３番（高木光雄君）　それでは、一般質問通告書に従いまして、３点ほど質問するようにしますので、よろしくお願いします。

質問事項１、広野駅東側開発事業区域の賃貸借契約について。質問の相手、町長。質問の要旨、町長より今年、令和７年７月９日の議会全員協議会で、駅東側開発事業において、土地の賃貸借契約に関して、地主より町に対し訴えを起こされ、調停委員会、郡山簡易裁判所より調停案を提示され、法的手段の下で合意を図っているとの報告がありました。全員初めて知らされたことであり、驚嘆しました。そこで、下記の点について質問いたします。

（１）、これまで駅東側開発事業における地権者は何名ですか。そのうち賃貸借契約者数と売買契約者数を伺います。

（２）、今回の返還請求された場所には、既に民間会社の清水建設株式会社所有のオフィスビル及び広野町商工会事務所が存在していますが、この両方には具体的な報告、例えば法律違反の又貸しについて等を説明したのか伺います。

（３）、今回返還請求を起こされた最大の要因及び調停案をどのように捉えているのか伺います。お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　３番、高木光雄議員のご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、広野駅東側開発事業区域の賃貸借契約について、これまで駅東側開発事業における地権者は何名ですか。そのうち賃貸借契約者数と売買契約者数を伺いますについてであります。地権者数は44名で、そのうち賃貸借契約者は１名、売買契約者は38名であります。未契約者は５名であります。なお、その５名分の土地については、事業は行っておりません。

ご質問の１番目の２点目、今回の返還請求された場所には、既に民間会社の清水建設株式会社所有のオフィスビル及び広野町商工会事務所が存在していますが、この両方には具体的な報告、例えば法律違反のまま貸した等について説明したのか伺いますであります。７月９日の全員協議会終了

後、７月15日に清水建設株式会社東北支店いわき営業所様、７月17日、広野町商工会様にそれぞれ復興企画課長が出向いて具体的な説明を行っております。

ご質問の１番目の３点目、今回返還請求されました最大の要因及び調停案をどのように捉えているか伺いますについてであります。調停委員会からも示されたとおり、賃貸借契約を締結するに際し、道路や建物建築を含む復興計画を盛り込んだ土地利用を前提とした契約ではなく、使用期限を10年という短期の賃貸借契約を締結したことに要因があると捉えています。調停案につきましては、双方の帰責事由に応じた割合で、公平なものと捉えています。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　説明ありがとうございました。今地権者、賃貸借数が１名ということなのですけれども、私今質問したのは、今回の定例会の議題にも載っているということで、そのときにいろんな議員の皆様からも審議があると思うので、私は基本的なことだけちょっと確認を何点かさせていただきます。

まず、今回こういう原状回復請求されたのですけれども、これに関して、先ほど賃貸者は１名、それから売買したほうは38名という話あったのですけれども、こういった売買契約した方から今後何らかの形でクレームがつくようなことも想定できると思うのですけれども、その辺は町長、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　売買契約者38名の方々への対応についてお答えしたいと思います。

今現在において、そういった具体的な説明を申し上げるとかという体制は捉えておりません。様々なご意見、質問等いただく際には誠心誠意現実に従ってご説明を申し上げていくと。個人情報等々適切に、方々についてはご説明を申し上げていくという体制にあります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　そういった場合に、もし仮にですよ、出てきた場合は、町長自らが行って、そういった地権者に打合せ、交渉するということでよろしいでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　私自らが参りまして、責任を持って対応に当たります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　こういった請求されたということを７月の全員協議会で聞いたのですけれども、今売買契約者数は38名と聞いたのですけれども、当然これに関しては、多分平成26年とか７年くらいだと思うのですけれども、このとき当然町としては農家、農地ですか、から買ったわけですから、そのときには当然その当時の議会に対して購入しましたというような手続を経たと思うのです、間違いなく。そのときに例えば賃貸借は実は１名なのですというような、議会の中で何か疑問

とか、そういうのは出なかったのですか。というのは、これ最後の質問になりますけれども、この大きな問題というのは、そこにきちっとその当時そこで解決しておけば、今こういった、最後の質問にありますけれども、要因にはならなかったのかなということで、ちょっと質問しています。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　本件につきまして、財産取得という観点からの報告ということで、中身における、いわゆる件数については、当時議会のほうにはご説明はしていなかったというふうに確認をいたします。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ちょっと今私質問したのは、その土地を要するに民間から買ったわけですから、町で。ですから、財産所有ということで、議会のほうに当然了解、承諾を得たと思うのです。だから、そのときに、いや賃貸借は実は本来ですと、これはあちこちにしますけれども、私からすると又貸しになっているというふうに思うのです。ですから、そういうことも含めてそういうときに、最初ね、一番の原因は、こういうふうに返還請求を起こされたというのは、ここに原因があるような気がして、時間もあれなので、ここだけ１つ解決しておきたいなと思ったのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　ただいま議会のご説明を申し上げ、御議決をいただくにおいての手続については、財産の取得という観点での対応に当たったということであります。

本件の本質としましては、平成27年の３月に賃貸借契約を履行したということにおいて、10年の期間の契約と、そして建物所有という目的がそこにあるのか、ないのか、ここが１つの大きな争点でありまして、つきましては、この賃貸借契約に当たっては、契約に基づく10か年という中において、町として地権者の方にしっかりと説明というもの、理解をいただくというもの、10年間の貸与についてしっかりと共に理解の上において土地をお貸しをいただくという体制を捉えていくことがなしていかなければならないということにおいては、非常にその対応について反省をすべきものであると、調停に当たってはそのように受け止めているところでございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　再度ね、私も議会の議事録とか何かはまだ調べていないので、一応その辺は私もちょっと調べたほうがいいのかなと思いますけれども、ただどちらにしても、やっぱり今回この賃貸借人が１人いたということで、ずっと10年間多分町のほうではそこに地代として払っていました。地権者は、きちっとした納税をしていました。ですから、これは別にその賃貸借契約とは関係なく、義務としてやっていたのですけれども、私としてはやはり賃貸借契約が多分10年ですよね。こういう町が、前回の全員協議会のときに説明があった中で、地権者のほうから、あそこの土地に関してはどういう目的で、例えば建物を造るとかなんとか、そういうことは説明されていなかったというような議事録があったのですけれども、そういうのが何かあったような気がします。そうで

すと、私が今言ったように又貸しになってしまうのではないかなというふうに思うのですけれども、今回この請求のあれに関しては、別に又貸し云々というのは裁判というか、そういうのにはなっていないのですけれども、私としてはどうもそこのところは、地権者のほうから訴えられたときも、裁判のほうもやはり例えばあそこの清水建設の建物とか、あるいは商工会の事務所とか、特に清水建設の事務所に関しては、記録を読むと、あれは町のものであって、清水建設のものではないと思っていたというような何かをやって、そうなれば又貸しは全然ないですよね。町が借して、町が使う、だからそれもいろいろ調停をしているときに分かったということで、そういう文書もありましたから、だから私としてはどうしてもちょっと気になるのは、あそこにそういった事前に先ほどの地権者を含めて39名、あるいは44名ですか、この人たちに、震災後ですから、あそこの池の東を全体的に具体的な開発の事業は説明できなかったかもしれないのですけれども、その辺の説明がちょっと不十分ではなかったのかなというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　駅の東側の開発、この事業について、まずこの協定、いわゆる賃貸借契約を結ぶに当たって、町のほうは復興を、駅を中心とした復興計画に基づく復興であるということにおいては、復興という概念の中で、これは開発行為というものを念頭としてその土地をお貸しをいただく、購入いただくという行為を地権者の方38名、１名の方、44名における５名の方以外の方について説明を申し上げ、そしてご同意をいただいて、手続に当たったということであることについては、やはりご指摘今いただいております賃貸借を契約をいただいた方におかれましては、まずその契約そのものの在り方の理由、目的について、しっかりと理解と共有というものが届いていなかったということを捉えるものでありまして、かつ10年という短い期間、一定の期間、調停では10年は短いと指摘されている、10年と設定されているこの期間の中で、またその努力というものが届いていないということを深く反省するものであります。今ご指摘いただきました44名の方についても、同様に購入をいただきまして、復興という事業に向かってその土地を活用させていただく、そのことにおける説明、理解というものも同様に町として地権者の方々にこれまでどこまで理解されているかということについては再度確認をして、その上での第２期復興・創生期間なり、第３期復興・創生期間に向かっていくプロセスの経緯の中において、必然な対応についてはしていかなければならないと考えております。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　この件に関しては、あと議案に載っていますから、その辺でいろいろ質疑あると思うのですけれども、私としてはやはり大本がこういったきちっと住民の地権者に対して、全地権者に対して、その辺の説明が不十分だったのかなということと、約10年間、契約者で使用期間ってなっているのですけれども、例えば清水建設、あるいは商工会と、あそこの賃貸借契約結んでいると思うのですけれども、それが10年なのか、20年なのか、30年度なのか分かりませんけれども、

そういったものを含めてきちっと地権者には、これ何かあった場合には町長自らが行って説明していただきたいというふうに思います。

それから、２番目で質問しました清水建設、あるいは商工会の事務所に行って説明したということなのですけれども、この両事業所というか、会社に行ったときに、相手方のほうから何か要望みたいな、あるいは心配事みたいなの、何かありましたらちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　対応におきましては、内部で確認の上、復興企画課長においていたさせましたので、復興企画課長のほうから答弁をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　ただいまの３番、高木光雄議員のご質問にお答えいたします。

清水建設様と商工会様のほうに説明に参りました。具体的に説明してきました。その際に、特段両者とも何かこうしてほしいとか、そういったことはなくて、淡々とそういうことについて受け止めていただいております。今８月にも調停のほうに出向いて行っておりますが、その内容等につきましても共有はさせていただいているところでございますが、行く末を見守らせていただきますというようなことのみでございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　両者とも今突然行って説明しても、えっというふうに多分びっくり、我々議員もそうだったから、取りあえずこれが今調停案を合意得られた場合には、あと議会にも諮るのでしょうけれども、その辺はもう適時すぐ行って、こうなったということだけは報告をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あとちょっと前後しますけれども、先ほど元地権者、売買契約したときの単価というのは、もし差し支えなければ教えていただき、もし、今後いろいろ審議ありますから、駄目だというのであれば結構です。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　平米当たり2,250円でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　今2,250円ということなのですけれども、今後これがいろいろ調停案に基づいて、議会でも認められたとした場合に、この前の資料では平米6,000円くらいなのかなというような感じもあったので、かなり当時とは大分違う金額になると思うので、その辺もこういった地権者からクレームあった場合ですよ、あった場合にはきちっとその辺を、こうしてなったということを具体的に説明をして、こういった、再度復旧してくれというようなことは起きないと思いますけ

れども、もう売買契約していますから、そういったふうにして対応してもらいたいというふうにちょっと思います。

あと最後に、ちょっと町長に質問した件に関しては、今やり取りの中で、調停をどういうふうに思っているかということも含めてちょっとお聞きしましたので、これに関しては本当に我々議員としても、あるいは議会としても、こういったケースというのはなかなかないのかなと。やっぱり公共のものを民間から借りる、あるいは買ってそういうふうに造るとしても、これなんか10年契約ですけれども、大体建物とかなんとかであればもう永久的に造るものでしょうから、ですからこういう、今後民間の土地のところに公共物を造る、あるいは短期間で借りるところは別ですよ、そういった場合必ずもう町で買うと。買うというのが多分何らかの、分からないですよ、町の規約にあるのかもしれませんけれども、そういうのは徹底してもらいたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　この復興という開発事業において、土地の購入等々に対する考え方について申し上げたいと思います。

まず、今般の調停の受け止めについては、問題の解決がなされたものと考えておりまして、つきましては町の財産として、しっかりと管理、運営に当たっていくということと受け止めるものであります。つきましては、今おただしのように土地を購入する、またお借りをすることにおいて、建造物を建てることについては、これは慎重に、適切に、確実に捉えていかなければならないということについては言明して、これを履行していかなければならないと。これまでも震災以降、町が民間の施設を買い上げ、今経営に当たっている件もあります。官民、民間、この関係の中において、限りなく地元の地権者の方々の理解、運営者の理解というものをしっかりと捉えて、行政自治体として、公的機関として、法に照らして、目的に照らして、公共として果たす役割というものを確実に、丁寧に、的確に対応できる体制を敷かなければならないと強く反省をし、念じている、捉えているものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　この件に関しては、十分に今後のクレームがないように、この案件以外にもそういったことで庁内いろいろ周知徹底していただきたいというふうに思います。

それでは、２番目の質問に入らせていただきます。質問事項２、町内立地の火力発電所の現状について。町の財政や雇用、町内の活性化のために、今日まで火力発電所と町では共存してきました。しかし、現状を知らない町民も多くおりますので、下記の点について伺います。

（１）、株式会社ＪＥＲＡ広野火力発電所及び広野ＩＧＣＣパワー合同会社、ＩＧＣＣ広野発電所の現状、稼働状況や今後の運営計画等について、分かる範囲で教えてください。

（２）、町として、町税収入の一番重要な会社です。両者へ対し、今後何を一番求めていく考え

なのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問、２番目の１点目、町内立地の火力発電所の現状について、株式会社ＪＥＲＡ広野火力発電所及び広野ＩＧＣＣ広野火力発電所の現状、稼働状況や今後の運営計画等について、分かる範囲で教えてくださいについてであります。広野火力発電所につきましては、現在２号機、５号機及び６号機の３基、合計180万キロワットが稼働しており、関東エリアをはじめとする各地への安定的な電力供給に寄与しているところであります。広野ＩＧＣＣパワー合同会社が運営する広野ＩＧＣＣ発電所は、令和３年11月に営業運転を開始し、出力54万3,000キロワットを有する世界最大級の石炭ガス化複合発電設備として稼働しております。本設備は、従来の石炭火力に比べて高効率で二酸化炭素排出量を抑制できるものであり、今後も安定供給と環境負荷低減を両立する火力発電所です。町といたしましては、町内立地の火力発電所の安全かつ安定的な運転が継続されるよう、関係事業者や国、県の動向を注視するとともに、地域の安全、安心の確保に対応してまいります。

ご質問の２番目の２点目、町として、町税の重要な会社です。両者へ対し、今後何を一番求めていく考えなのか伺いますについてであります。両発電所が町民の安心と安全に十分配慮し、地域との共生を重視した運営を続けていただくことを強く期待しております。両発電所の安定した操業は、法人町民税や固定資産税といった貴重な税収基盤及び雇用の確保に直結しており、本町にとって大変重要な役割を担っていただいております。町といたしましては、発電所の円滑な運営と脱炭素に向けた着実な取組、地域と事業者が双方に持続可能な関係維持の下、これまで要望活動に取り組んできた発電設備のリプレース、廃止されたユニットエリアの新たな発電施設の展望へ向けて、火力発電所との共生の町を展望して取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ありがとうございます。私がこの質問をするのは、何回も議員の方からも町の税収のことに関してどうなのだという質問は、もう何回も多分質問があって、答弁を聞いてはいるのですけれども、私も、基本的には税収のことなのですけれども、今町として、あるいは町長として、広野火力発電所のＪＥＲＡ、あるいはＩＧＣＣのほうに例えば定期的に、１か月とか２か月に一遍とか行ってですよ、こちらから行っていろいろ状況を確認しているというようなことはあるのでしょうか、伺います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　広野町として発電事業者の御社との対応についてお答えしたいと思います。

まず、東京電力、現在のホールディングス株式会社御社においては、同様にしっかりと現場に根差した緊密な連携の下、対応をいただいている現況にあります。つきましては、町のほうから火力プラントのほうに必要に応じてお伺いをさせていただいております。重ねて平成27年に、株式会社ＪＥＲＡが発足をされた年でありますが、そこから初代の社長様、２代目の社長様、現在３代目の社長様におかれまして、年ごとにご挨拶に伺いをいたしまして、震災からの第１期、第２期と10年、15年、今15年目の歩みにありますが、世界が今様々に躍動している電力エネルギー施策の状況下の中において、町として御社の経営等々においてお伺いを、ご挨拶をしながら、しっかりとした連携体制というものを構築してまいりました。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　これはどうだか分からないのですけれども、今広野火力の発電が、今言ったように１号機、３号機、４号機はもう停止しました。２号機は今重油で運転していますけれども、もしかしたらここでも、この２号機に関しても、将来やめるのではないかというちょっと心配があります。そうなるとですよ、仮にあそこが休止、停止しているとなれば、あそこはもう全部１号機から４号機、タービン建屋が１つの棟になっていますから、２号機があることによって今はまだ壊せないのですけれども、もしあれが廃止するようになれば、全部壊すというようなことになるともう本当にあそこが更地になってしまうというようなこともちょっと心配しています。

それから、もう一つ、私が今回大きく質問したのは、ＩＧＣＣの、これも数年前に、今基本的に三菱商事、三菱重工ですか、こういった大きなところが石炭を近代的な設備でもって設置したのですけれども、なかなか稼働が、ホームページを見ると止まったりまったりしていると。私は、聞かれたときは、人間でいうと心臓部のほうがそういう能力的なところでちょっと問題あるのかなって、ホームページ見ると停止しました、動かしましたって書いてあるのですけれども、こういう町の税収に関しても固定資産税としてはもう７割、８割、多分このＩＧＣＣさん、あるいはＪＥＲＡさんの広野火力発電所だと思うのです。もし天下の三菱重工商事も、何千億円なのだかちょっと分かりませんけれども、多額の金額を投資して造りました。だけれども、発電できません。これが３年、４年、５年たってなったときに、これはやっぱり技術的にちょっとまだ無理だといって、仮に廃止なんてしたら、それこそ町としては税収が全然入らなくなってしまうというようなことも考えられるのではないかなということで、ちょっと物すごく心配しています。そういったことで、町長、今１年に１回とか、年度初めとかではなくて、これはやっぱりＪＥＲＡ、それからＩＧＣＣの、こちらでも本当に本店のほうに行って、その辺な町のいろいろな情報を、今後どうなるのですかと。町としては、今町長も答えたように存続を求めているわけですから、ですからその辺を町長自らが行って、そこをやっぱりトップが行って企業には言わないと、なかなか言うことを聞いてもらえない

と思うのです。天下のそういう会社ですから、町のいろんな事情でずっと、例えば広野火力もう50年ですよね、これに関して。そういった共存してきたわけですから、その辺をもう一度町長が自ら先頭に立って、そういったことをお願いしてもらいたいと。例えば広野火力の煙突が２本ありますよね。１本は１、２号機、１本は３、４号です。これがですよ、広野町といったら煙突が２本あるということで、私なんかいつもあそこを基準にして道路とか何か地図で探しているのですけれども、あれがなくなってしまったら、また寂しいようなものになりますから、ああいったものの跡地であれを利用するとか、そういったこともいろいろあると思うので、その辺をきちっと町長には実施してもらいたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　発電所事業者との対応について、３点について申し上げたいと思います。

１点目でありますが、どれだけの資産が投入されているかについては、これはプレスリリースされていますので、確認いただけますが、通常火発でありますと、一般論としてエネルギー政策として44％の熱効率がＩＧＣＣの場合は48％であると。15％のCO_2が削減できる、このテクノロジーの開発については、福島イノベーション・コースト構想を念頭とする福島復興の中核拠点としての位置づけとして、福島県として捉えている事業でありますことについては、県としっかりと連携を図って対応に当たっているという現況にあります。御社のこの設備については、1980年から1990年に設営されたものでありまして、５、６号機は2000年に入ってからであります。今2025年であります。こういった経年劣化をしていくプラントにおいて、今現在に至っている上においては、今現在、当初500万キロワット、日本で有数の形に入る発電所でありました。今現在軽減をしている状況にあって、そのことを展望することにおいては重要なことと念じているところであります。

２つ目としまして、この展望においては、これは今答弁で申しましたように、プラント設備のリプレース、これは今現在２号機があることについては、１、３、４について捉えてきたと同じように……供給の世界最大級の御社に対して、そのことを広野火発に向けて受け止めていただきたいという、この要望、お願いというものは、支援、依頼というのはいたしてきたところであります。かつ、今ご指摘いただいているように、広大なエリアが１号機、２号機の煙突、３、４号機、５、６号機の石炭の煙突、この200メーター煙突が町のシンボリックな姿を今日も捉えていただいている、このことをしっかりと100年先に、その未来に向けてどのように捉えていくかということも、この１、３、４が廃止措置になったのが今から２年前であります。その前から、そのことを念じながら、検討しながら今日に至っているのが２点目であります。

３点目としまして、発電設備の事業者の御社等々においては、東京電力御社が今現在三菱の御社の株主として共に参画をなされている４社のうちの１社の位置づけとなっておりますことにおいて、ご承知のとおり東京電力御社と中部電力の御社が合体をされたことにおいて、これまでの歴史、伝統を踏まえて、御社のほうの対応に当たる、この対応について、国内における火発のプラントが

多くあります。東京電力ですと京浜、京葉、常陸那珂、鹿島火力というエリアがありますと同時に、全体的な取組において理解いただける中においてお伺いをし、ご挨拶をして、広野火発の未来展望というものをこれまで論じ、念じてきたところでもあります。２号機においては、東京電力管内におけるラスト重油石炭プラントということで今日を迎えていることについては、深く感謝をしているものでございます。つきましては、今おただしいただきましたように、火力発電所が広野町の大切な共生していく火力の町であるという未来展望を、今震災からの15年目、そして復興庁が時限立法で存続する12年の令和の時代に向けて、しっかりとこの火発発電所というものを御社と共に共同運営体と捉えていただきながら、共生の町の確立に当たっていきたいと、そのような強い決意の下に今日を迎えております。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　町長のそういった強い気持ちで、町民はあそこに今ＪＥＲＡ、１、２、３、４、５、６ってなっていますけれども、ＩＧＣＣといっても、あそこを町民は１つの発電所だと思っていますからね。あそこにＩＧＣＣとか別会社だと思っている人はあんまりいないですから。そういうことも含めて、やっぱり町民にはこうなっているのですよという現状は知らせるべきだと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

それでは、３点目の質問に入らせていただきます。講演の実績について。町長は、平成25年の町長選挙で当選後、今日まで約12年間、町政のトップとして、東日本大震災や東京電力福島第一原発事故で多くの町民や町全体が大被害を受けましたが、復旧、復興に取り組んできました。そこで、下記の点について質問をいたします。

（１）、町長に就任後、町内外での講演回数と延べ聴講者数を伺います。

（２）、町の復旧、復興への講演題目が多いかと思いますが、その中で、町長自らが先頭に立って、何を最も重視して実施されたと訴えたのか伺います。

（３）、町の帰還率について説明しておられると思います。ここ数年約90％です。この数字をどのように捉えているのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問３番目の１点目、町長に就任後、町内外での講演回数と延べ聴講者数を伺いますについてであります。町長就任後における町内外の講演回数は、今年２月米国等への招聘を含め25回、延べ聴講者数は1,380名です。

ご質問の３番目の２点目、町長自らが先頭に立って、何を最も重視して実施されたと訴えたのか伺いますについてであります。町が締結する学術協定を捉え、本町への支援、協力体制を構築する

ことを第一に、国からの復興支援における支援事業復興地においては、福島国際教育研究機構Ｆ―ＲＥＩを念頭に、ふたば未来学園が立地する広野町が双葉地方におけるふるさと創造学、探究活動により復興人材の育成が継続されること、復興知事業が第３期復興・創生期間に向けて継続されること、福島復興の伝承、風評、風化を抑制することを目的に被災地の首長として行っているものです。

ご質問の３番目の３点目、町の帰還率についても説明しておられると思いますが、ここ数年約90％である。この数字をどのように捉えているか伺いますについてであります。当町が国の支援を受け、５か年にわたり開催した国際フォーラムにおいて発出した、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた町民が広野町への帰還を自らの意思により選択し、帰町する幸せな帰町を捉え、東日本大震災及び原子力災害からの復旧、復興、町民が帰還できる環境の構築、生活支援など様々な事業に取り組み、令和３年２月に帰還率が90％を超えました。自治体が全町避難を余儀なくされた有事の際、帰還の捉え方について、帰還率90％の数値は、町の復旧から復興、創生への取組について、ほとんどの町民の皆様が一定の理解の下で帰町をなし得たものと重く受け止めております。令和３年２月以降においては、町民居住者数に滞在者数を加えたみなし居住者率を指標として公表する対応を行っております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ありがとうございます。全部で25回で約1,380人ということなのですけれども、この25回というのは多分いろいろ招待されたとか、招聘されたとか、ほとんど公費を使って出張したのかなと思うのですが、その金額は別にいいのですけれども、こういったほかの自治体、例えば双葉郡とかの自治体長に比べると、町長はそういった25回なのですけれども、ほかの自治体の首長さんよりは多いのかなというふうに思いますけれども、この辺はどうなんですか、広野町以外にも、町長は町村会の会長もやりましたから、そういったことも含めてこの福島県あるいは双葉郡、いわき市も含めて、そういった復興のことをある程度は頭の隅に置いて、そういったことを講演回数をちょっとしているのかなというふうに思うのですけれども、自分の意思なのか、あるいは相手から来てもらってやっているのかという、その辺はどうなのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　講演に取り組む対応の考え方についてお答えしたいと思います。

講演に対応するに当たりましては、基本的には招聘を受けてからのことであります。それも今申し上げましたように、協定締結をいただいて、町にとってそれが有益になるということを第一に捉えて、広域的な、包括的な目的に従うものでございます。この25回も１回に当たり３回、４回複数でまとめてやっている場合もありますので、１年間に１度からの大体平均値になります。ついては、今公費のお話もいただきましたが、極力宿泊をしないとか、日帰りで東京を往来するとかという取

組に当たって、そこは念頭としております。広域的な捉え方につきましては、今例えば復興状況が非常に、今事業が例えば密集して、極めて多忙を極めるという自治体もございます。様々な状況下の中において、私は可能な範囲の中で、柔軟に対応に当たってきたところでございます。つきましては、復興に関するものについては、復興庁本庁のほう、また福島県避難地域復興局が窓口となりますので、必要に応じてしっかりとその内容については協議をいただき、報告を申し上げ、そして浜通りにおける様々な外殻機関等々が今取組を行っております。その取組において理解共有をいただきながら、この目的に基づいた、機能的な展開を念じている、捉えているものでございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。今後もいろいろ町長に今、今度は講演のいろいろ題目とか、趣旨とかちょっと聞きましたけれども、いろいろ町長としてやること、あるいは職員がやること、いろいろあると思うのですけれども、私なんかは復興でこういってやるとすれば、広野町の復興は、ほかの自治体からいろんな人が、職員も手伝ってくれた、あるいは作業員もいっぱい全国から来てくれた、そういったやっぱり人のつながりがあって復興できるのかなというふうにちょっと思っています。

それで、これちょっと関係ないのですけれども、町長はこういった講演会の回数とかいろいろ、先ほど議員の方からも何人かでいろいろまだまだこれからやることがいっぱいあるのかと思うのですけれども、今度の11月の町長選挙ありますよね。そこには自分で出馬して、講演会の回数もこれから何回も増やすとか、あるいは復興のためにいっぱいやるというか、そういった考えはお持ちなのでしょうか。これはちょっと違う質問だったら、答えられなければいいです。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君に申し上げます。

通告外の質問でありますので、その辺はご了承ください。

これで３番、高木光雄君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。ただいまの時間は15時48分であります。本日の一般質問はここで終了し、１番、西本久雄君の一般質問は明日行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、１番、西本久雄君の一般質問は明日に行います。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第１日目の日程は全部終了いたしました。

これで今日の会議を閉じます。

明日、９月９日は午前９時から会期２日目を開きます。

（午後　３時４９分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡邉　正俊

署名議員　　高木　光雄

署名議員　　西内　玄太

第 3 回 定 例 町 議 会

(第　2　号)

令和７年第３回広野町議会定例会会議録（第２日）

令和７年９月９日（火曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　一般質問
日程第　３　議案第４１号　広野町議会議員及び広野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第　４　議案第４２号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第　５　議案第４３号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第　６　議案第４４号　広野町税特別措置条例の一部を改正する条例
日程第　７　議案第４５号　双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について
日程第　８　議案第４６号　福島県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第　９　議案第４７号　原状回復請求等調停事件の和解について
日程第１０　議案第４８号　工事請負契約の締結について
日程第１１　議案第４９号　工事請負契約の締結について
日程第１２　議案第５０号　工事請負契約の変更契約について
日程第１３　議案第５１号　令和６年度広野町一般会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（８名）

１番	西本　久雄　君	２番	渡邉　忠義　君
３番	高木　光雄　君	４番	渡邉　正俊　君
５番	西内　玄太　君	６番	北郷　伯弘　君
７番	遠藤　　浩　君	８番	門馬　まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　　智	君	
副町長	杉浦　孝幸	君	
教育長	根本　良政	君	
参事兼総務課長	飯島　洋一	君	

参事兼 復興企画課長	加	賀	博	行	君
産業振興課長	黒	田	泰	将	君
建設課長	松	本	周	次	君
参事兼 環境防災課長	佐	藤	尚	文	君
健康福祉課長	金	子	一	隆	君
こども家庭課長	北	郷		功	君
参事兼 町民税務課長	猪	狩	裕	一	君
会計管理者兼 出納室長	横	山	正	文	君
参事兼教育次長 兼学校教育課長	遠	藤	義	宏	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介	君
代表監査委員	針	生	寛	美	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻	介	君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第３回広野町議会定例会第２日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

６番　北　郷　伯　弘　君

７番　遠　藤　　浩　君

を指名いたします。

○一般質問

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を続けます。

◇　西　本　久　雄　君

○議長（渡邉正俊君）　次に、１番、西本久雄君、一般質問席に移動してください。

１番、西本久雄君。

〔１番　西本久雄君登壇〕

○１番（西本久雄君）　おはようございます。それでは、通告書に従いまして一般質問のほうを行いたいと思います。

１つ目の質問です。町内公園等における維持管理の現状と今後の改善方策について。近年、本町内の公園等におきましては、高齢化や人手不足の影響により、除草や維持管理が十分に行われていない事例が見受けられます。雑草の放置は、転倒事故や害虫の発生など安全面での問題につながるほか、景観の悪化によって町民の利用減少にもつながるおそれがあります。公園は地域住民の憩いの場であると同時に防災時の避難空間としての役割も担っており、その管理体制の確保は重要であると考えます。そこで、以下の事案についてお伺いします。

１、本町が管理するベンチ等が設置されている公園等のうち、除草や維持管理が十分に行われていない事例はどの程度あるのか。私が現認した公園などの例としては、広野原団地付近にあるベンチが置かれた空き地が雑草が繁茂しているように見受けられます。

２、現在、公園管理についてどのような方法や対応策を講じているのか。

３、防草シートや低メンテナンス植物の導入など、省力化、持続可能な管理方法を検討しているのか。

４、各行政区において高齢化によりボランティア活動の継続が困難な地域において、代替策や行政支援をどのように考えているのか。

以上、４点、町長、お願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　１番、西本久雄議員のご質問につきまして、ご質問の１番目の１点目、本町が管理するベンチ等が設置されている公園等のうち、除草や維持管理が十分に行われていない事例はどの程度あるのかについてであります。住宅団地等にある小規模な公園につきましては、町が発注する町有地除草工事及び行政区独自の除草作業において維持管理している現況にあり、除草や維持管理は一定程度行われていると受け止めています。

ご質問１番目の２点目、現在公園管理についてどのような方法や対策を講じているのかについてであります。住宅団地等による小規模な公園につきましては、町が発注する町有地除草工事及び行政区独自の除草作業において維持管理している現況にあり、町職員等が定期的に巡回を行い、必要に応じて除草等の対応を行い、維持管理に取り組んでいます。

ご質問の１番目の３点目、除草シートや低メンテナンス植物の導入など、省力化、持続可能な管理方法を検討しているのかについてであります。公園の管理対応につきましては、除草が繁茂することから除草作業を実施し、維持管理を行っている現況にあります。除草シートにつきましては、敷設することにより草の繁茂を抑制し、維持管理の省力化が図られることから、公園の利用や行政区等の除草作業への協力等の状況を勘案し、公園の維持管理について検討している現況にあり、低メンテナンス植物につきましては、新たな取組として導入に向けて検討していきます。

ご質問の１番目の４点目、各行政区において高齢化によりボランティア活動の継続が困難な地域において、代替策や行政支援をどのように考えているのかについてであります。公園、集会所等における維持管理につきましては、各行政区のボランティア活動の一環として取り組んでいただき、シルバー人材センターに委託して実施している現況にあります。高齢化等により、除草作業をボランティア活動として継続することが、全国の調査状況を踏まえ難しくなっていくと受け止めています。つきましては、維持管理における防草シートの敷設など、新たな維持管理の展望に向けて省力化の方向について検討し、取り組んでいきます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　答弁ありがとうございます。それでは、小規模なところは町有地の除草作業、除草委託のほうで行われている、また行政区のボランティア活動で行われているとのことでした。東日本大震災以降開発行為が進み、開発行為の中で緑地を回復しなければならないということにおかれまして、緑地にベンチを置くケースがあります。こちらは公園として認識されているような土地ではなく、開発行為に付随したベンチを置いただけの緑地なのです。そういったところが、先ほど私が現認した中では広野原団地の中にもあったり、あと開発行為が行われた場所には数点あると思われます。そういったところの除草というのは、私そちらを見て行われていないというのは確認しています。ほかにはございませんか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　ただいまの小公園と称される復興の開発行為から設置されてきたこの公園の管理についてお答えしたいと思います。

広野原団地のほかにはないかにつきましては、ポケット的な、ポケットに設定している小公園において、住民の方から除草していただきたいという要望等々をいただいている箇所があります。その公園の設置も、これまでの公園管理の上において、地元の住民の方に理解、協力をいただいてこの管理をいただくという捉え方を行政は取っております。ということにつきましては、小公園の管理については行政と地元自治体の区の皆様、方々との協働で取り組んでいくという取組の中においてそういう今要請、要望あることについては、会話をしながら柔軟に対応している現況にございます。１点添えさせていただきますが、その広野原団地についてはこの除草の時期がどうしても速やかに対応できないという現況もありまして、発注受託していただく関係から、今その時間軸を捉えて、広野原団地についても時間軸がちょっとずれましてご指摘のようにご迷惑をおかけしておりますけれども、全体的にその除草については対応に一定程度当たっているというふうな受け止めをしております。ただ、この復興の経過において、除草の回数が１回の場合と２回の時期の場合があったのです。国からの支援があった場合においては２回実施をしていたと。帰町期間をなし得てからその制度というものは打ち切られまして、現行の年１回という定時的な対応に当たっているところであります。その上において、先ほど答弁申しましたように、住民の方との意見交換をいただきながら柔軟に対応に当たっているところであります。特段今年は酷暑期ということで、作業をするにも健康上懸念するところがあることについては専門の方にお願いするというような対応に当たっているところでございます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。そうですね、そういった対応をしていただけるのはありがたいのですが、開発行為行われた場所、産業団地だったり、駅東だったり、東町だったり、ただそちらは人があまりいないので、さしたる問題ではないのですが、住宅地を開発されたあの場

所におかれましては、私ちょっと見ている中ではそこにベンチがあるのに歩車道ブロックに座っているのです。これはちょっと景色としてあり得ないのではないかなと。見るに当たっては、最近の気候にもよりますが、雑草の繁茂のレベルが従前とは全然違いますので、太くなった。もう草というよりは木に近いものが多数あります。最初の答弁の中にもありましたが、近年高齢化が進み、人手の確保がかなわない中で、行政区のボランティア活動ではなかなか困難なレベルに達しているのではないかと思います。そういった中で、最初にありましたが、具体的な代替策とか行政支援とかは、今後のご検討の程度はどの程度までお考えでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　改めてこれからのこの維持管理について、その考え方について申し述べたいと思います。

ただいま答弁させていただいた中にシルバー人材センターの方も入っていただいておりまして、つきましては今ご指摘のように、ベンチがある、そのベンチの活用が届いていないことはあってはなりませんということについては、まずこの従前のポケット小公園と、そして復興において開発された復興公営住宅をはじめとする公園と仕分して、この公園の管理が住民の皆様にしっかりと受け止めていただけることを捉えることを念頭に、まず定時的なパトロールと春夏秋冬の中においての対応についてきめ細かに、全体的でなくても部分的にでもというように、柔軟にこの公園の活用がなし得るように対応に当たっていきたいと、このように考えます。つきましては、この対応については総務課が窓口となっておりますので、このポケットのほうですね、全体的な。その上において建設課はじめ関係機関と横の連絡を捉えて、この公園の運営が適切にしっかりと管理運営できるように対応を改めて検討し、体制化を図っていきたいと、このように考えます。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。私、議員になりまして、町の予算等を見る機会が増えまして、維持委託にお金がかかってくるというのは十分分かってきたつもりです。その中で、町内全域、町内全部のことを全て行うというのは難しいとは思っております。しかしながら、町民の方にとってはそこは分からないことであり、目の前のことが全てだと思っています。そこを十分にちょっと念頭に置いていただいて、不便を生じているところを早急に確認する、職員の方であったり、道路パトロールの方であったり、そういったところが報告が上がり次第、対応なり検討をしていただけたらと思います。

それでは、町民の方にとっては公園は憩いの場なのですが、広野町は防災の町というところも強く押し出しているところもあります。先ほど述べましたが、避難時に逃げる場所でもあると思います。そのときに空き地がない、入れない、そういったところがないように、十分検討していただけたらと思います。１問目終わりたいと思います。

続きまして、２問目のほうを始めたいと思います。２問目ですが、盛土工事における安全管理と

防災対策について。もし豪雨が直撃した場合、私たちの町の盛土は本当に安全と言えるのでしょうか。防災対策の観点から、盛土工事の安全管理について質問いたします。近年、全国的に豪雨や土砂災害が頻発し、多くの住民が避難を余儀なくされております。本町においては幸いにして大きな土砂災害は発生しておりませんが、災害はいつ、どこで起こるか予測できないのが現実です。こうした背景を踏まえ、盛土の安全性は町民の生命、財産を守る上で極めて重要な課題であります。2023年５月には盛土規制法が全面施行され、危険な盛土への規制や罰則強化が全国的に進められております。この国の動きを受け、本町における盛土の安全確保の現状や課題について、以下４点に対する町のご見解を伺います。

１、現状について。本町において長大なのり面（のり高10メートル以上）の箇所はありますか。また、同様な施工中の箇所は確認できますか。並びに監視、管理の体制はどのようになっているのか。

２、安全対策について。盛土規制法の全面施行を踏まえ、町としてどのような基準やチェック体制を整備しているのか。

３、リスク軽減策について。近年の豪雨の激甚化を踏まえ、盛土崩落のリスクを減らすために、盛土規制法の仕組みを活用しつつ、どのような追加的対策や監視強化を検討しているのか。

４、住民への情報提供・避難対応について。盛土に関する異常や危険性が確認された場合、町としてどのように住民へ迅速な情報提供を行い、避難対応を確実に実施するのか。

町長、お願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の２番目の１点目、本町において長大なのり面の箇所はありますか、また同様な施工中の箇所は確認できますか並びに監視、管理の体制はどのようになっているかについてであります。

町内において盛土ののり高10メーター以上の箇所は町道で３か所あり、宅地造成箇所についてはありません。本年度施工中の箇所でのり高10メーター以上の箇所はありません。監視、管理体制としては、町道については週２回の道路パトロールにおいて、のり面の異常やのり面、のり尻部の崩落、湧き水を伴うははらみ出しを確認した場合には現地を確認し、対策を検討の上、補修を行っています。町及び民間事業者が宅地造成をする場合、福島県の開発許可を得て実施し、計画どおりに盛土が完了していることを検査しています。日々のパトロールや住民からの情報で無許可での宅地造成や盛土があった場合は、県へ情報提供し、指導をいただいています。

ご質問の２番目の２点目、盛土規制法の全面施行を踏まえ、町としてどのような基準やチェック

体制を整備しているのかについてであります。令和６年９月より、広野町内で一定規模以上の盛土を行う場合、県に対して許可または届出が必要となりました。具体的には、市街地や集落、その周辺で人家等に危害を及ぼし得る宅地造成等規制区域と、市街地や集落などから離れているものの地形等の条件から人家等に危険を及ぼし得る特定盛土等規制区域に区分され、規制されております。基準やチェック体制については、福島県が定める許可申請等の手続により、申請に係る手続や許可の条件、中間検査、定期報告、完了検査を実施するなど十分な内容が規定されており、町独自の基準やチェック体制の整備については必要ないと考えています。

ご質問の２番目の３点目、盛土規制法の仕組みを活用し、どのような追加的対策、監視強化を検討しているのかについてであります。盛土規制法の許可に際しては、土地所有者等の同意及び地元説明会の開催が義務づけられており、事前に場所把握ができる仕組みとなっております。町としては盛土規制法の許可があった場合には、道路パトロールにおいて許可区域を重点的に見回ることとしております。

ご質問の２番目の４点目、盛土に関する異常や危険性が確認された場合、町としてどのように住民へ迅速な情報提供を行い、避難対応を確実に実施するのかについてであります。盛土等の許可については、土地所有者等の同意及び地元説明会の開催が義務づけられており、事前に場所の把握ができる仕組みとなっております。町としては、盛土規制法の許可があった場合には道路パトロールにおいて許可区域を重点的に見回ることとしており、また大雨など災害が見込まれる際には優先して見回ることで住民の迅速な情報提供を行い、避難誘導を確実に実施していきます。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。盛土規制法につきましては、全面的に全国的な施行をされています。公共事業には適用除外となっておりますが、あの熱海市の土砂災害、民間の盛土により行われて、そこから盛土規制法が生まれたと認識します。公共事業であり得ないのは、公共事業だと普通一般的にはそんなことが、違法なことが行われないのが当たり前なので、適用除外なのかと私は思っております。

その中で、ちょっと答弁を踏まえ、私の再質問とさせていただきます。現在、本町内の緑地回復工事において、他工事からの流用土が使用されていると承知しております。ですが、私通ったとき、見たときに、いわき市からの残土ですが、その中にシート、あと有機物、ごみ等が遠目からでも少し見受けられたことがあります。５月の臨時会において、流用土は盛土の下層で使用されるとの説明でした。下層で使用される場合にはそれでもいいのか。

さらに問います。５月の臨時会の説明においては、町としてそういったものについて、土質の流用土については、受入れ時に町として土質の確認を実施するとの答弁をいただいております。その確認はされたのでしょうか、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　ただいま静岡県熱海市での令和３年７月における甚大な被害、これによって結論として宅地造成等規制法が抜本的に改正されて、宅地造成及び特定盛土等規制法という法移行がなされました。今日を迎えるまでにおいて、答弁で申し上げましたように、令和６年度において対応に当たっているところでございます。ただいまの残土の流用土の扱いについて、現地において対応がどのようになされているかについて、建設課長より説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　ただいまの１番、西本久雄議員のご質問にお答えいたします。

折木地区の工事で受け入れている残土につきましては、いわき市の夏井川で河川土として撤去されている土を運び込んで、それを工事の中で流用するということで工事のほう進めております。その土につきましては、土の状態、植樹をするための盛土材の下層部として使えるかということで、そちらのほうにつきましては相双農林事務所の林業部の方と土を見て判断していただきまして、下層部には大丈夫でしょうということでの了解を得て工事のほう進めております。運び込まれたその土砂にナイロンとかそういった異物が含まれているということというのは分かっております。そちらについては、大きいものとかそういったものについて極力取る形で工事のほう進めていくこととしております。

説明は以上となります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。農林事務所の担当の方と土について検討されたということです。先ほど私ちょっと盛土規制法、適用除外だとしても今回は似たようなケースでありますので、規制法の中で適切な土砂を使用することとうたわれております。適切な土砂とは、盛土の高さや形状において安定性が確保されているか、流用土や含水量が施工条件に適しているか、異物混入がないか、流用土を使用する場合、安全性や基準の適合を適切に確認しているかというところがチェックポイントになると思います。その中で今の答弁の中では極力取るということでしたが、異物は基本的にないものが大前提だと思っております。その中でどの程度を取るというのは判断が難しいとは思うのですが、含まれたことによって問題は起き得ないのでしょうか、お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　盛土のこの土の状態からの異物購入についてのおただしにお答えしたいと思います。

まず、この異物購入があってはならないという大原則にのっとって取り組まなければなりません。つきましては、農林事務所との協議の上、取組に当たっているところでありますが、この県残土において町として活用させていただくという了解をいただいてからの取組については、しっかりと県

とこの協議を図って、適切に対応していくということを念頭とするものでございます。つきましては、その適切なこの異物混入の取り払いを、どのような現況にあるかについては建設課長より説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

現在進めています流用土の盛土する部分につきましてはクロマツを植樹するということで、勾配的には５％ほど緩いところの、なおかつくぼ地になっているところに盛土のほうする計画となっておりまして、その土が大雨等によって崩れてくる危険性というものは極めて低いというふうに考えております。

また、今回の残土を取るための、現地の土砂を削るためのもともとの工事自体が林地開発の許可を取り、その中で最終的な完了の形態というようなことについても県のほうと協議をし、それに基づいて安全が確認されている計画として建築工事を進めておりますので、今回の盛土規制法の対象にも当たりませんし、安全に工事を完了をできるというふうに考えております。

説明は以上です。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。確認を行われているということで答弁をいただきました。その際、町のほう、建設課のほうでは、土質試験表とか、現地の確認とか、５月の臨時会で述べられたとおりに実施をされたのでしょうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいま建設課長の答弁の中で、極力というその現況について再度お答えをさせていただきたいと思います。

ただいまいただきました土質試験表におけるこの実態も重ねて答弁させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

土質の部分につきましては下層部ということもありまして、根の張り具合、そういったものから、根が張るために適正な土質であるというところの確認をしているところであります。

また、先ほど異物が混ざっているということを極力取るというようなお話で説明のほういたしましたが、そちらの部分につきましては植樹をするために必要な盛土ということで根を張るのに対し、支障となるような大きいものについては取り除いて盛土をすると。ただ、小さいものとか細かいようなものについては、根が張るということについては特別支障にならないというふうに考えております。

説明は以上となります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　ありがとうございます。私、今質問したのは、５月の答弁の中で、実施するかしないかを、したのかしていないのかを問うていたはずなのですが、５月の受入れ時に町のほうでは確認をしたのか、していないのか。するというご返答を５月の臨時会のときにはお話ししていたと思うのですが、そういったところはしているのかしていないのかをよろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　５月臨時会においてこの取組をいたしますと答弁申し上げたことについては、この定義に従って厳密に届いていないという現況にございます。つきましては、重ねて広野庁舎内において再度検討して適切に対応に当たっていく、反省をして対応に当たっていくということといたします。

〔何事か声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　もう一度質問してください。

１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　すみません。されていないということで、認識でよろしいのですか。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　そのするかしないかの認識を、再度建設課長より答弁させていただきます。よろしいでしょうか。お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

受け入れている残土につきましては、私も現地のほうに行って確認のほうしております。盛土をして仮置きということもありましてその盛土規制法の対象にはなりませんが、そういったものが仮置きしている間に流れ出ないかといったことも含めまして、現地の状況をしっかりと確認しています。

説明は以上です。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　ただいま私が答弁いたしましたその内容については、恐縮ですが、訂正させていただきたいと思います。

適正に対応をしているという対応については、いたしているということで答弁をさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　それでは、建設課長のほうが受入れ時のほうに確認していただけるということで私のほうは分かりました。ただし、やはり流用土という性質上、均一ではないものだと私は思います。できる限り行ける範囲で、業務が忙しい中ではあると思いますが、担当者を含め確認して

いただきたいと思います。というのは、やはり折木地区一部土砂災害の警戒区域かかっているはずです。のり面あたりがかかっていたと思います、福島県の発表の中で。そういったエリアもあり、またあの斜面から流末という言い方とか、のり尻方面に対しては人家もありますので、そういった先ほども出しましたが、町民の財産や命を守る点では再三の注意を払ってしかるべき問題かと思います。

私、今回この質問を出すに当たって、５月からずっとちょっと気にはなっていました。その中でちょっとこれは最後に述べておきたいのですが、工事に対して、今回は盛土に使用されるものに対しては、工事費を抑えるために流用土を使う、安く抑えるために使うのではなく、あくまでも安全、品質を保った上で安い物が優先されるべきだと思います。少しでも懸念があるようなもの、極力とか先ほどの言葉に一部不安があるようなものはできるだけ避けていただきたい。もしそういうものが使用されることがあるのであれば、それらに対する対応策、改善策、そういったものを持ちつつ施工、業務の執行等を進めていただきたいと思います。以上で２点目のほうを終わりたいと思います。

それでは、３点目のほうに移りたいと思います。３点目ですが、町民に示すべき町の将来に向けた町政の方針と施策の展開について。町長は、これまで長年、町づくりや福祉、教育、地域振興など幅広い分野で町民のために力を尽くしてこられました。そして、現在も継続して進められている施策が多くあります。一方で、これまで町の将来像や施策の方向性について、町民に直接説明される機会が十分とは言えなかったように感じております。次の町長選挙を前に、町民の関心はこれまで進めてきた施策をどのように発展させ、これからの町づくりをどのように変えていくのかという点に集まっています。これは町の将来に関わる大切なことですので、町民に分かりやすく示す責任があると考えます。

そこでお伺いします。町長は、これまでの取組とこれからの町づくりとでどのような違いや新たな方向性を考えておられるのか。また次回の選挙にどのように向き合われるのかについても、町民に分かりやすくご説明ください。町長、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

登壇を許します。

町長。

〔町長　遠藤　智君登壇〕

○町長（遠藤　智君）　ご質問の３番目、町長はこれまでの取組とこれからの町づくりとでどのような違いや新たな方向性を考えておられるのか、また次回の選挙にどのように向き合われるのかについても町民に分かりやすく説明くださいについてであります。

町長就任以来、町民主体の町づくり「いのちを守り、人を活かし、未来をつくる町づくり」を念頭に、医療、福祉、産業の創出、人材育成、誇れる町づくりを掲げ、全町民避難からの町民の希望

に向けた帰還をなし得て、町民の皆様とともに広野町の誇りとなる施策、復興事業、火力の町の展望に取り組んできました。来る第３期復興・創生期間において復興の取りまとめを行い、町民の生活の安定と持続可能な町づくりを念頭に、国との折衝を行うことを通して必要な財源措置を講じてまいります。大震災から復興庁の下で令和８年から発災20年目の令和12年への第３期復興・創生期間が極めて重要な復興期間を捉えるに当たり、広野町の復興創生をなし遂げ、町民の生活を守り、町民皆様のお声による町づくり、私たちの愛する子供たちの笑顔に満ちた明るい住みやすい町・広野町をつくるため、全身全霊、身命を賭して立候補をいたす決意であります。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　町長がこれまでされてきたこと等は、私も確認しております。その中で近年、私は議員になってまだ２年目ですが、その中でも既に何点か説明がちょっと足りていないというか、事後報告の点があったりもいたします。確認しております。そういったところが不信感でもあり、ちょっと議会なのに、議員なのに知らないことってこんなにあるのだというのを実感しているところであります。そういったところも改善する、これは執行部があるべき姿ではないと私は思っております。私たち議員、別に全てが報告ではなく、町に関わる、町民に関わる重大な事項については、私たちに報告なり、協議なり、そういったものが適切に行われるべきだと私は感じております。ただ、なって数年ですが、そういったことが何点か見受けられました。そういったところがちょっと注意すべきところだと私は思っております。町長の意思確認等は、私のほうでは受け止めるだけですが、私は議員として中立、公平の立場ですので、町民の利益を私は最優先で、町政のほうを見守るのが私の仕事だと思っております。

これまで町長、町民への説明が十分でないという点を私は述べました。そちらに対して、これから改善策とか課題についての検討、そういったものを町民のほうに分かりやすく、丁寧に説明する機会が必要だと私は思います。行政懇談会とか行われておりますが、出席者が少ないというのも把握しております。出席者が少ないのを何回繰り返したところで、私はそれは町民には伝わっていないと思っております。そこは町民の方が少しずつでもいいですが増える、少しずつでもいいですが来たくなるようなやり方をこれからは考えていくべきだと思います。町民の方が知らなくていい、やったからいいではなく、これから町民の方には丁寧に説明していく機会を増やしていくべきだと思います。回数ではありません。中身を徐々に改善していって、来ていただくような懇談会を開くべきだと私は思っております。しかも、町の将来に関わるような重要な判断等が起き得たときには、それらについては町民のための町政だということを念頭に置いていただきたいと私は思っております。施策の継続とか新たな取組等、これからのことについて考えていく中では町民のことをまず第一に考えて、誰のための町政なのか、そういったことを第一に考えて、理解できる仕組みづくりをこれからはしていただきたい。これまで広野町を支えてきてくれた世代、今現在活躍している世代、

これから支えていく世代、そういった方たちのために分かりやすいことが、もちろん若い世代はこれから安心して暮らせるために、そういった説明の責任が首長等にはあると思います。そういったところを注意し、私は見守っていきたいと思います。

３点目の質問については以上で終わりたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　これで１番、西本久雄君の一般質問を終わります。

今期定例会における一般質問者として議長宛て通告がありましたのは以上の７名であります。

これで一般質問を終わります。

○議案第４１号　広野町議会議員及び広野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第41号　広野町議会議員及び広野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第41号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、広野町議会議員及び広野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第41号　広野町議会議員及び広野町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議案第４２号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第42号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第42号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び地方公務員の仕事と生活との両立支援制度の拡充等に伴い、職員の育児休業等に関する条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第42号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議案第４３号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第43号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第43号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公務員の仕事と生活との両立支援制度の拡充に伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　申し上げます。

議案書の「職員の勤務時間、休業」となっておるのですけれども、「休暇」というふうに訂正をお願いします。こちらだけが「休業」になっていますけれども、「休暇」ということで議案書のほうです。

それでは、説明、総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第43号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議案第４４号　広野町税特別措置条例の一部を改正する条例

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第44号　広野町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第44号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、町民税務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

（参事兼町民税務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第44号　広野町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

○議案第４５号　双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、議案第45号　双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第45号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、現在双葉地方町村会に設置しております災害弔慰金審査会について、東日本大震災及び原子力災害に係る災害弔慰金申請件数が減少していること、近年は地震や豪雨等による自然災害が多発していることを踏まえ、災害弔慰金審査会を双葉地方広域市町村圏組合の共同処理をする事務へ継承するため、本規約について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第45号　双葉地方広域市町村圏組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

○議案第４６号　福島県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（渡邉正俊君）　日程第８、議案第46号　福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第46号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、南会津地方環境衛生組合が令和７年３月31日に解散したことに伴い、本規約について所要の改正をいたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　南会津地方の環境衛生組合が解散ということなのですが、この辺のところ若干詳細にご説明いただければありがたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

南会津地方環境衛生組合の解散の詳細な経緯をというご質問でありますが、その詳しい経緯まで基本的には持ってございません。入手次第、後日報告させていただきたいと思います。今般につきましては、基本的に県の市町村総合事務組合のほうから規約の改正が首長宛てに、こういう改正をしろというようなことしか載ってございません。ですから、詳しい経緯までは、必要がなくなったのだろうというふうには推察はできますけれども、詳細については把握次第、後日になってしまいますが、お示ししたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第46号　福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時16分であります。ただいまから10時30分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時30分まで休憩いたします。

（午前１０時１６分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時３０分）

○議長（渡邉正俊君）　先ほどの議案第46号において、渡邉忠義議員からの質疑に対し、総務課長より報告がございます。

総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　議案第46号におきまして、２番、渡邉忠義議員のほうから解散等の経緯等について分かればということでございますが、そちらについて回答させていただきます。

南会津地方環境衛生組合につきましては、本年の３月31日をもって解散をし、その後につきましては南会津地方広域市町村圏組合のほうで業務のほうを引き継いでおります。至った経緯でございますが、こちらにつきましては福島県でごみ処理の広域化を進める計画が定められ、会津地方は会津ブロックとして一つのまとまりで広域的な処理を行うという方針で協議が進んでおりました。しかしながら、なかなか会津地方を一つにするのは難しいということで、当面は会津、喜多方、南会津がそれぞれで処理を進めるというようなことで平成21年度から検討を行ってまいりました。それで、今般３月31日で解散をし、先ほど説明した南会津地方広域市町村圏組合が事務を引き継いで担っているというようなことでございます。

経過については以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔「了解しました」の声あり〕

○議案第４７号　原状回復請求等調停事件の和解について

○議長（渡邉正俊君）　日程第９、議案第47号　原状回復請求等調停事件の和解についてを議題といたします。

本件については、門馬まりえさん、渡邉忠義君、北郷伯弘君、遠藤浩君、西内玄太君、以上５名より、個人情報を含む内容となるため、秘密会で審議することの発議が提出されています。

この発議は３人以上から発議されていますので、直ちに議題といたします。

秘密会とするには、地方自治法第115条の規定により、出席議員の３分の２以上の者の賛成を必要とし、討論を用いないで決定することになっています。

では、秘密会とすることの発議について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この発議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし〕

○議長（渡邉正俊君）　全員起立であります。

したがって、本件について秘密会で審議することについての発議は可決されました。

議長が指定する説明員である町執行部三役及び町管理職、議会事務局職員及び代表監査委員以外の職員並びに傍聴人の退場を命じます。

〔町執行部三役、町管理職、議会事務局職員、代表監査委員以外の
職員、傍聴人退場〕

○議長（渡邉正俊君）　また、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

〔秘密会〕

○議長（渡邉正俊君）　議場の閉鎖を解除します。

〔議場開鎖〕

○議長（渡邉正俊君）　傍聴人おりましたら、傍聴人も入場してもらって結構です。

〔町執行部三役、町管理職、議会事務局職員、代表監査委員以外の
職員、傍聴人入場〕

○議案第４８号　工事請負契約の締結について

○議長（渡邉正俊君）　日程第10、議案第48号　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第48号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、合宿の宿維持補修工事の入札を去る８月27日に執行いたし、西本建設株式会社が落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、復興企画課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　工事請負契約、8,000万円もある大規模な改修となります。工事については

さほどないのですが、最近私１件利用者の方から入ってきたことがありまして、今年度だったのかな。合宿など利用させていただいた際に、宿泊したら布団の中から虫が出てきた、調理場使おうとしたら調理器具の中から虫の被害とか、小動物の何かがあったという事例が聞こえてきました、残念ながらですが。ハードをせっかく改修して利用者の促進、利用者の安全性を確保することは十分いいことだと思うのですが、維持管理していくことをもうちょっと重点的にやっていただかないとせっかくの金額が無駄になってしまうというか、もったいないなと。そういった事例が一例でもあるというのは、私のちょっと聞いた中では残念な部分でした。今後管理者のほうと密に打合せしていただいて、しっかりとした維持管理をしていくよう指導していただけないかと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えします。

まず、私のほうにそういった報告が上がってきていなかったことについて、密にこれから連絡を取りたいと思います。まず、利用者の方に対しても、それはやはり多分対外的にもイメージが大変よくないと思います。ご指摘のとおり、指定管理者として広野町振興公社が入っております。そういった部分につきましては厳重に私直接話をしに行って、二度とそういうことがないように。ただ一方、人手がという話が出てくると思います。それはそれとして、やはり利用者が入る前には布団をめくって１回見るとか、調理場１回確認するとか、貸す前の貸主側のそういった一般的な常識の範疇のものだというふうに私は考えておりますので、今のお話に関しましては重く受け止めて、振興公社のほうとしっかり話をしていきたいと思います。大変申し訳ございません。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　２点ほどお願いします。

この工事期間は来年の３月31日までなのですけれども、平面図を見る限りではこの工事をやっている期間は何か使用できないのかなと思うのですけれども、その１点。

それから、この入札額が最大と最高の差が120万円です。この落札率が幾らなのかということと、この予定額役場のほうで算出していると思うのですけれども、こういった電気とか建物ではないのです。何となく専門的なものが多いのかなと思うのですけれども、事前にこういった部分的に見積りを取ったとか、何かそういうことをして予定額を算出したのか、ちょっとお聞きします。

その２点お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

まず、１点目ですが、ご指摘のとおりこの期間は使えないということで、閉鎖のほうになるということでご理解いただきたいと思います。

２点目でございます。落札率98％程度になってございます。見積りに関しても当然町のほうでも

取っておりますし、開示等もしておりますので、そういった部分で近い金額での応札になったかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　１点ちょっと確認させていただきたいのですが、先般の委員会のときに拝見させていただいたときに浴槽のほうを見せていただいて、湯量のほうはちょっと少なくして給湯器はちょっと増やすような形で、現状ちょっと故障して使えないお風呂も使えるようにしますよというご説明をいただいた記憶があるのですけれども、そういった工事に付随して入れる給湯器だったりとかそのほかもあればなのですけれども、備品関係とかはこの工事の後に別に発注したりとかってするような予定というか、お考えがあるのかどうか確認させていただこうと思います。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えします。

先日視察をしていただいたことでのご質問かと。備品については、追加の購入予定はございません。その工事の中で、あと機械、電灯設備に給湯設備となっておりますが、この中でやっていきます。備品という考えではございません。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第48号　工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議案第４９号　工事請負契約の締結について

○議長（渡邉正俊君）　日程第11、議案第49号　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第49号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、林専道狼山叶沢線（７工区）の開設工事の入札を去る８月27日に執行いたし、株式会社金村組が落札いたしました。工事請負契約を締結いたすための提案であります。

詳細な内容につきましては、産業振興課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ちょっと１点だけ。

この道路の施工延長が736.46メーターです。このうち、図面番号の５ページの上段のほうで舗装工って、特殊路面工と路盤工って書いてあるのです。この103.5メーターに関しては、ここの一番最後の資料にも書いてあるのですけれども、舗装区分に関しては縦断勾配が７％を超える区間はアスファルト舗装とするというふうに書いてあるのですけれども、現実ここの部分、この林道工事に関しては、今までずっとこれから９工区に分けて施工するのでしょうけれども、何かアスファルト舗装ではなくてこういう路盤工というのもあったのでしたっけ。ちょっとそこだけ。やはり７％の勾配というとかなりの勾配なのです。ですから、そこの部分だけ舗装で100メーターだけ舗装でないとなると、大雨降ったときにすぐ掘られるというか、何かそういうあれがないかなというふうにちょっと思ったのですけれども、この辺は設計の段階できちっと協議してこういうふうに決めたかと思うのですけれども、何かそういう今後大雨のときにないのかなというようなちょっと危惧しているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

○産業振興課長（黒田泰将君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

狼山叶沢線全線におきましては、路盤工のみの場所というものもございます。高木光雄議員が懸念される大雨等に関しての対処ですけれども、こちらにつきましては県のほうと設計協議を進めてこのような状況になっているところでありまして、大雨対策等については木製の横断溝とか、そういったもので対処をするような形となっております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　分かりました。この工事に関してはずっと何年か続いていますから、県と協議しているということですから、今後何かあればそういった舗装にするとか、検討はしていただき

たいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第49号　工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

○議案第５０号　工事請負契約の変更契約について

○議長（渡邉正俊君）　日程第12、議案第50号　工事請負契約の変更契約についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第50号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和６年第３回定例会において議決を賜りました広野町学校給食共同調理場建設工事に係る変更契約の締結について、議会の議決をいただくための提案であります。変更の主なるものは、工事請負金額の変更によるものであります。

詳細な内容につきましては、学校教育課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

（参事兼教育次長兼学校教育課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　何点か質問させていただきます。

今回こういった変更の内容をきちっと書いていただいて、これで分かりやすいです。それから、あと図面等もどういうふうなところということで今課長から説明してもらって内容は分かったのですが、この変更の内容が、今説明してもらった中に、これは言葉の表現かもしれないのですけれども、未計上とか、仕様を変更した、あるいは追加とか増加って、こう書いてあるのですけれども、この点は、これ新築工事なのです。例えば既設の、あるいはこういう外部の工事であれば変更というのは結構あるかと思うのですね、現場に合わせて。ただ、これ新築工事で、ぱっと見たときに未計上ということは、そもそも設計の段階で何かちょっと足りなかったのか、あるいはその設計の段階で見落として、数量か、あるいは単価が違ってなのかということだと思うのですけれども、見た限りのこの変更内容に関しては、もともと設計上のところに何か問題あったのかなというふうに思うのですけれども、その辺は今回この設計図書にもぴしっと設計会社、１級建築士ということでこの名前が載っています。これらの図面の責任者でしょうから、この辺は何かこの変更、実際やる会社はこの横山・西本ＪＶですから、施工会社には関係ないと思いますけれども、その設計の段階でこういう変更的なものの理由というのは何か話し合われたのでしょうか。お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　学校教育課長。

○参事兼教育次長兼学校教育課長（遠藤義宏君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま高木議員のほうから、今回未計上ですとか仕様変更ということでそういった箇所が多いということと、あと未計上というものはそもそもいかがなものなのかということでご指摘をいただきました。これにつきましてはこちらの発注者側として設計書を確認した時点で、例えば床下点検工などはもうあって当然なものと私も思いますが、その時点でそこまで確認できなかったのは発注者側の責任もあるかと反省をしているところでございます。こちらの工事に関しましては、工事開始以降も毎月定期的に発注者と工事請負者側と、あと管理委託、業務を委託している設計会社も入って定期的に打合せと進捗状況を確認しながら工事を行っておりまして、そういった中でいろいろ出てきた問題といいますか、こういうふうに改善したほうがいいのではないかといういろいろな意見が出てきておりまして、それに合わせてよりよい建物にしていこうということで改善をしておりますが、こういった未計上というようなものは今後こういったことがないように気をつけて対応していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　了解しました。変更に関しては、設計会社、発注者、それから施工会社も関係ありますよね、場合によっては間に合わないとかってなりますから。今その３者協議しているということですから、その辺は町としてはこの工事以外にもこういう３者協議というのは結構あると思うので、その辺は今後密にしてやっていただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第50号　工事請負契約の変更契約についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの時間は11時58分であります。ただいまから13時まで休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、13時まで休憩いたします。

（午前１１時５８分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時００分）

○議案第５１号　令和６年度広野町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第13、議案第51号　令和６年度広野町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第51号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、別冊のとおり監査委員の審査を受け、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、決算審査意見書を付して議会の認定をいただくための提案であります。

令和６年度は、当該年度をふるさと復興・創生「草創の年」と位置づけ、第２期復興・創生期間となる新たな10年に向けて、医療、福祉、教育の充実、地域経済のさらなる発展を図り、原子力事

故からの新たな時代の防災に強い安心・安全な共生のまちづくりに取り組みました。

このような状況下で決算規模は歳入歳出とも前年度を下回りましたが、これは固定資産税及び県支出金を原資としたプレミアム付商品券事業分の減、財政調整基金積立金の額が大きな要因となっております。歳入総額57億5,756万4,000円に対し歳出総額52億4,913万7,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源は１億889万3,000円、実質収支は３億9,953万4,000円であります。

なお、歳入歳出の決算につきましては別冊決算書のとおりであり、地方自治法第233条第５項の規定による主要な施策の成果などにつきましても別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　次に、会計管理者の説明を求めます。

会計管理者。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、令和６年度一般会計及び特別会計に対する審査意見について監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員　針生寛美君登壇〕

○代表監査委員（針生寛美君）　それでは、令和６年度決算書に係る審査の結果報告及び意見を述べさせていただきます。

審査期間は、７月22日から８月１日までの間の９日間行いました。令和６年度の予算執行については、関係諸帳簿及び証拠書類等が関係法令に準拠して作成されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置いて審査いたしました。基金については、例月現金出納検査でその都度金融機関との残高照合の確認を行い、決算監査においても基金運用状況報告書に併せ基金台帳を確認し、運用が効率的に行われているかどうかを審査いたしました。工事等の執行状況については、７月10日に書類審査、７月11日に現地調査を行い、関係職員の説明を求め、審査いたしました。結果については、お手元に配付いたしました令和６年度広野町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書に記載したとおりであります。

それでは、概要について説明いたします。地方自治法第233条第２項及び第241条第５項の規定により、審査に付された令和６年度広野町一般会計・特別会計の歳入歳出決算書及び関係諸帳簿、証書類、その他政令で定める書類並びに各基金運用状況を示す書類を審査した結果は、４ページに記載のとおり各会計の歳入歳出決算等は正確なものと認め、また予算の執行についても適正かつ効率的に行われていると認めました。

続いて、７ページになりますが、令和６年度広野町一般会計及び特別会計の歳入決算総額は72億9,203万2,158円、歳出決算総額は65億9,793万8,558円、歳入歳出差引額、いわゆる形式収支は６億9,409万3,600円となり、このうち翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費繰越額）１億893万3,000円を差し引いた実質収支は５億8,520万600円の黒字となりました。また、前年度実質収支８億121万3,364円を差し引いた単年度収支は２億1,601万2,764円の赤字となり、これに財政調整基金等への積立金6,840万6,000円を加えた額から基金取崩金（ゼロ円）を差し引いた実質単年度収支は１億4,760万6,760円の赤字となりました。

続いて、９ページに財政指標が記載されています。実質収支比率は実質収支額の水準を判断するための指数として用いられ、本年度は11.0％で前年度を4.1ポイント下回っています。その主な要因は、指標の分子となる実質収支が前年度に比べ減少したことによるものです。経常収支比率は財政構造の弾力性を測定する比率として用いられ、比率が低いほど財政運営に弾力性がありますが、本年度は76.9％で、昨年度より17.6ポイント増加しました。主な要因は、地方税等経常一般財源が減少し、経常的な人件費、物件費、補助費の増加によるものです。公債費負担比率は財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が高いほど財政硬直化の一因となるものとされております。本年度は3.4％となり、前年度を0.3ポイント下回っています。これは、指標の分子となる公債費充当一般財源が減少したことによるものです。財政力指数は財政力を示す指標として用いられ、１を超えるほど余裕財源を保有していることになり、令和６年度の場合は1.296となり、普通交付税不交付団体となっています。

次の10ページからは、各会計の審査内容等を記載しております。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

続いて、32ページをお開きください。審査意見でありますが、令和６年度の一般会計をはじめ、特別会計及び基金運用状況の歳入歳出決算は、審査の結果で述べたとおり、各会計とも計数、諸帳簿、諸書類に誤りはなく、予算の執行も適正に処理されていました。

一般会計の歳入は57億5,756万3,718円で、前年度と比較して２億2,024万7,707円減少しています。町税は、町民税個人分、法人分及び固定資産税を合わせ32億6,788万1,000円となり、前年度と比較して４億9,588万922円（13.18％）減少し、令和６年度の東日本大震災による震災復興特別交付税は４億1,927万9,000円交付されました。また、財政調整基金積立金は6,840万6,000円となり、令和５年度実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額を合わせ、財政調整基金年度末残高は３億6,840万6,000円の増加となりました。

令和６年度は、令和５年度と比較して広野ＩＧＣＣパワー合同会社に係る固定資産税大規模償却資産分による税収が減少となり、次年度以降はさらに逓減していくことが予測され、またその他の税収増は見込めない状況にあるため、中長期的に歳入財源の確保は厳しさを増すものと思われます。また、町税及び使用料等の収入未済額については、前年度と比較して530万2,645円（8.58％）増加

し、未納額は6,712万8,256円となっています。収入未済額の縮減は自主財源の確保及び負担の公平性の観点からも最も重要な課題であることから、滞納の長期化の抑制、滞納者への早期対応など有効かつ効果的な徴収対策を行うなど、町税等収納の向上に積極的に努められるよう望みます。

次に、33ページになります。歳出全体としては52億4,913万6,783円で、前年度と比較して2,723万8,406円減少しています。主な要因は、総務費における基金積立金の減少によるものです。先ほども申し上げましたが、経常収支比率は比率が低いほど財政運営に弾力性がありますが、令和６年度は76.9％となっており、前年度に比べ17.6ポイント増加しています。この要因は、分子となる経常的な人件費、物件費、補助費等を増加し、分母となる固定資産税大規模償却資産分の減少により、経常一般財源が減少したことによるものであります。今後においても、東日本大震災からの復興・創生への取組などの経費が必要とされる中で、広野ＩＧＣＣパワー合同会社の大規模償却資産分が逓減し、税収の減収となり、次年度以降さらに逓減していくことが予想されるため、財源の安定確保に努めるとともにさらなる経費の削減を図り、適正かつ効率的な予算執行が行われるよう望みます。

当町の財政状況は、広野火力発電所の固定資産税の大規模償却資産分への依存度が依然として高い状況にあります。財政力を示す指標である財政力指数は、令和６年度については1.296となり、普通交付税が交付されない不交付団体となりましたが、令和７年度以降広野ＩＧＣＣパワー合同会社に係る固定資産税の大規模償却資産分は毎年逓減する税収であることを鑑み、令和６年度に実施した施策の結果を検証するとともに、町民のための優先事業等を見極め、さらなる財政の健全化を図る必要があると思います。

国民健康保険や介護保険特別会計の給付費は、依然として高い水準で推移しています。引き続き特定健康診査の受診率の向上に努めていただくとともに、高齢者の疾病の早期発見、適正医療による重症化防止により、歳出の削減に努めるよう要望します。

以上、町民福祉の増進、町政発展のため、なお一層安定した財政基盤の確保及び構築に努められるよう要望いたしまして結びといたします。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　説明及び報告が終わりました。

これより歳出全般について質疑を行います。

質疑の際は、ページ並びに款項目をしっかりと表示して質疑していただくようお願いいたします。

それでは、66ページ以降、歳出全般で質疑をお願いいたします。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　説明を受けて大体のことは分かってきたのですが、85ページの下段右側に税務関係の一番下、賦課徴収、この関係で、町長、先ほど不納欠損350万円あったという今説明もありました。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君、マイクを……

○２番（渡邉忠義君）　失礼しました。

監査委員の先ほどの徴収率どうのこうのという話もいただきました。この350万円の不納欠損で落とすということについては、私も非常にびっくりしたような状況なのであります。町長、結局税金はこれ国民の義務でありますので、誠実な人はきちんと納めている、納めていない人はずっと納めなくてもいいのだと、それでは税の在り方は成り立たないわけでありますよね。

それで、これ古い取組だか分からないけれども、分納誓約というのあるのです。結局時効中断をさせる、５年の分を中断させるという意味あるのですが、それでいわゆる税の部分を分割してもらうというような仕組みなのですが、これは当然今も行われていると思うのですが、やっぱり結局それには今の税務課職員対応だけではなかなかできないというふうな経緯もあるみたいなのですが、それでやっぱり一つの特別な職員でもいいから徴収吏員というのを１人つけて、毎月徴収に当たる、そういう分納誓約をした方については月々もらいに行くという姿勢もないと、この納めない人というのはもう納めなければそれでも済むのだという感覚になってしまうのです。ですから、税は納めなくてはならないのだという自分の自己責任というのを全うしてもらうのにはやっぱり納めてもらうと。

それと、今後の状況を考えてみると、今年は後期高齢者が2025年問題でどっと入るということで継続して入ったのですけれども、それと今度その後の15年後の2040年には生産人口の働く人ががっと減る。そうしたら当然もう吹きだまりの高齢者が残っていくということなのです。そうすると、固定資産税の場合については本当に今の若い人たちも、その家族の中でも結婚もしてからという方もいるわけでありますから、そういう中でこの親の負担というのが大変だろうと思うのです。そのときに月々の分納誓約をしながら税金はためないという手法については、やっぱりその徴収吏員あたりも考えていかなくてはならないということだろうと私は思っております。そんなところでちょっと考えてみてはどうでしょうか。

それと、次の109ページの中段に敬老会、この間敬老会ありましたが、町長、そのとき会場はちょうど雨が降った上がりだったので、午前中はよかったのですけれども、今後だんだん、だんだん温度が上がってきたと。そういう中で、後から来場した人たちが、体育館にできればエアコンが欲しいななんて、こう言われた経緯あるので、そういう冷暖房ということもこれからもやっぱり考えてあげるべきなのかなというふうに思ったところであります。その辺は予算もありますので、それは伝えておきたいと思います。

その次……

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君に申し上げます。質問項目１項目ごとに答弁をいただくようにお願いします。

○２番（渡邉忠義君）　失礼しました。では、お願いします、この２つ。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

〔「町長に」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　最初の質問はよろしいですか、町税の。

〔「いやいや、町長」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　町長の。

では、町長。

○町長（遠藤　智君）　２番、渡邉忠義議員の350万円、不納欠損の処理についてのおただしにお答えしたいと思います。

おただしいただいているように、分納誓約、時効の中断等々、この不納欠損の処理についてはここ長年長期にわたりこれ適正にこの税収を図り、対応していくことを捉えて取り組んできたところであります。徴収員のこの対応について、現況を含めて税務課長から説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。では、よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

徴収吏員につきましては、震災前においては１人臨時職員として雇用をして徴収に当たった経緯があります。震災後につきましてはそれがなくなったということでございますけれども、１つには徴収の在り方を検討した結果、それは県税部との協議もありまして、県税部は徴収吏員で戸別に訪問して徴収するのではなくて、滞納処分を適切に執行していくのだということで、滞納処分を重点的にということで徴収吏員を設置しなくて、そういった方向で今までやってきたわけではございますけれども、議員おただしのように身近な徴収吏員を設置して少しでも税収を上げるという方法もありますので、税負担の公平性を鑑みて今後その辺についてはよりよい徴収方法を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　次に、先ほどの109ページの敬老会においての体育館の関係の利用でいろいろと町民の方から言われたものですから、冷暖房を完備するということについては私も当然いいのかなというふうに思ったのと、結局今パークがかなりやられている。これは健康上すばらしいことなのですが、これだけ今年のような天候が上がってくると、どうしても屋内的な健康づくりの部分もあるのにはやっぱりこの冷暖房がないとちょっと難しいかなと。ただ、今後の取組の中で老人関係の、いろいろ体育なんかの面も見るといろんな老人に向けたスポーツがかなりあるのです。それがやっぱり将来的今後の健康づくりにも波及していくところがあるので、安易に敬老会だけのものではなく、やっぱりそういう高齢者の体育をすることによって健康の増進にもつながっていく施設なのかなというふうに思ったところがありましたので、この辺も併せて町民と一緒に声をかけたと

ころであります。町長、そのところ。

○議長（渡邉正俊君）　町長、答弁。

○町長（遠藤　智君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えしたいと思います。

現在、中央体育館の冷暖房の取扱いにつきましては、その事業ごとにクーラー、送風機などを捉え、冬場においてはヒーター等々を設置してスポット的に対応しているところであります。これは、経費の削減という観点からのことであります。令和６年度に至るまで町内の集会所全体に冷暖房を入れるということで、それも簡易的な冷暖房に限って交流等々いただける対応について、この今の非常に著しい自然の、この気候の変更から対応できるように対応して、今至っているところでございます。つきましては、ただいまご指摘いただきました中央体育館等々で、それは中央体育館においてでありますが、保健センター等々については整備がなされておりますので、中央体育館等々について再度検討して、この夏と冬場の気温の対策について再度検討し、検討の上、また確認をしてまいりたいと、このように考えます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ありがとうございました。ただ、町長、今回の敬老会のときにも、ああ、冷房入ったなという機械があったようなのですけれども、涼しいのが出るのだけれども、こっちから熱いのも出てくるのだ。プラ・マイ・ゼロでないのかなと私は思ったのです。あの吹き出しを外に出すのならこれは正解だというふうに思うのですけれども、幾らもしないこのくらいの幅のところで片一方熱いのばあっと出たのでは、その辺のところがちょっと私も感じたものですから、そんなものなら確かに冷暖房をきちっと完備したほうがいいのではないかなというふうに思ったところであります。

次いいですか。

○議長（渡邉正俊君）　はい。

○２番（渡邉忠義君）　続きまして、149ページの畜産振興、これ中段ですけれども、この畜産振興の部分の積立金については和牛貸付基金ということで、これ昔から牛の繁殖牛を、子牛を買ったときの代金の貸付けということで、次に１頭だけ出せばその代金を、競りにかけて売れればその金を払っていただくという積立てのやり方で今日まで来ているわけなのですが、今はなかなか。

それで、ちょっと私思ったのは、今水稲関係とかその他の畑やる人にはある程度の補助は出ているのですけれども、この畜産関係については補助も何もないのです。ただ、繁殖農家が１戸と、あと酪農農家が１戸というふうなことなものですから、それに対しての補助がなかなか難しいということになれば、今後はこの畜産業はもうゼロになってしまうなと、年齢的にもいっているので。そんなちょっと心配あるものですから、何か片手落ち、そこの部分があるのかななんていうふうに思ったものですから、この辺も少し検討していただければというふうに思ったのです。ちなみに平田村の方とも交流ご承知のとおりしていて、今の畜産関係のお話ししていたら、まだ牧草あたりが補

助されているよという話なのです。それなので広野町に聞いたらば、広野町なんか二、三年でもう終わってしまったよという話もあったものですから、その辺も含めて何とかお願いできればと思ったところであります。

次に……

○議長（渡邉正俊君）　これは、答弁はよろしいですか。

○２番（渡邉忠義君）　お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　町長。

○町長（遠藤　智君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えします。

畜産関係においてのこの補助について、私も町村会の対応においてＪＡさん関係の方々と被災地におけるこの意見交換等々をやってまいりました。現在、被災地における展望というものも今期されているところにおいて、今現在に至るまで取り組んでいる補助関係の対応について、今ご指摘いただいた事例もございます。再度改めて検討、確認をして対応に当たっていきたいと、このように考えます。今、畜産関係非常に縮小されている現況にありますので、継続、存続していく、そしてその先にまた新たな展望に期することができるように捉えていきたいと思います。

〔「議長、５番、議事進行について」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　ただいま一般会計歳入歳出決算の認定についてが議題でございます。当議題について、決算の認定の可否について疑義をただすことに集中するべきで、一部ただいま一般質問等で政策提案等行うべき内容が含まれているというふうに考えます。議長のほうで当決算に対してあまり関連の薄い質疑については、ぜひ整理をしていただけるようにお願いをいたします。

○議長（渡邉正俊君）　分かりました。

２番、渡邉忠義君、十二分にその辺を注意しながら質疑をお願いいたします。

○２番（渡邉忠義君）　最後の件ですが、171ページの下段、消防団員報酬……

○議長（渡邉正俊君）　款項目も先ほど申し上げてくださいということを言いました。

○２番（渡邉忠義君）　９、１、２の002消防団員報酬等になるのですが、さきの産業常任委員会のときにお話ししたときあったのですが、今回の産業常任委員会の報告の中に婦人消防隊の今後の検討ということがあったのですけれども、その辺のところは今までは「婦人消防隊」だったものが「女性消防隊」というような言葉が出たのですが、その辺のところちょっと理解できなかったのですが。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（佐藤尚文君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

先日の産業常任委員会の中で、現状婦人消防隊がある中で今後女性消防隊等の部分も検討しているということを私のほうからお話ししました。今後消防団活動を継続していくためにも、そういったものも必要なのかなということで話した内容でございました。隣の楢葉町等ではそういったこと

も行っているところでございます。今後消防団活動を維持していく上で検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君に申し上げます。先ほども動議ありましたけれども、この決算項目に従った質疑、それに注意してお願いします。

その他質疑ありませんか。

８番、門馬まりえさん。

○８番（門馬まりえさん）　136ページから137ページで、衛生費、保健衛生費、母子保健費の不妊治療等助成事業補助金28万5,000円出ているのですが、これは１人の方でしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（北郷　功君）　８番、門馬まりえ議員のただいまの質問に対してご回答いたします。

不妊治療等助成事業補助金につきましては、２世帯に補助をしております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　１点だけ。

103ページの備考のパークゴルフ交流事業費で、ここで11万380円出ていますけれども、パークゴルフ場の経営等に関しては振興公社のほうに一括して頼んでいると思うのですけれども、振興公社の報告書等見ると大体月に2,000人弱ですか、これ平均して来ているのかなと思うのですけれども、この辺はこのパークゴルフ場を何となく、例えば広野町の町民が使っている方は大体固定されているというか、できれば小学校、中学校、高校とか全町民にわたって月に、あるいは年を通して何回かするって、町民が全部ではないのでしょうけれども、町民全域に使ってもらうような計画をしたほうがいいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　ただいまの３番、高木光雄議員のご質問にお答えします。

まず、103ページのパークゴルフ交流事業費については、南相馬市との交流事業費ということでご理解をいただきたいと思います。それに加えて、今そのパークゴルフ場の利用者が固定化している、さらに年齢がちょっと重ねられまして、高齢化がということで利用人口が減っているのは事実でございます。そういったことがありまして、昨年度におきましては生涯学習課のほうと話をして、夏休みだったですか、子供のパークゴルフ教室を開催していたというふうに考えております。パークゴルフ年代的にもどこかの年代にとらわれてやるスポーツでもなくて、生涯スポーツの向きもあると思っております。機会を捉えてそういった学校、こども園の子供たちはちょっと難しいのですけれども、小学生以上であれば親しみを持ってやれるスポーツかと思っておりますので、今後もほかの課と連携しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　そうですね。例えば南相馬市ですと、あそこ石炭灰を有効に利用して、もう超平らなのですよね、広野と比べると。広野のほうは起伏があったりして大変かと思いますけれども、やはり町で大整備して我々が除染したときも、全部芝生を入れ替えたときに、当初はあそこの芝生に関しては除染しますって普通のやり方で提案したのですけれども、やっぱり子供が来るということで、あのときたしか協会の会長から全部張り替えてくれというような、多分そういうことでやり直ししたと思いますから、そういったことも含めて子供も使えるような施設にしたほうがいいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○５番（西内玄太君）　１点お伺いしたいと思います。

80、81ページの２款１項６目財政調整基金費の財政調整基金積立金につきまして、基金運用状況報告書のほうで財政調整基金積立金の決算年度末現在高ということで41億7,100万円というふうに記載されておりますけれども、こちらのほう数年間財政調整基金費積立額増加しておりますけれども、町としてこの財政調整基金積立金の残高に対する適正な水準、どのぐらいあったら大丈夫とか、そういった町の考え方をお伺いできればお願いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　５番、西内玄太議員のただいまのご質問にお答えいたします。

財政調整基金が幾らあれば適正なのかというところでありますが、こちらについては様々に勘定を運用するために多ければ多いというのが当然よろしいことであります。震災前だと５億円を切るような財政調整基金費だったものが、様々に事業をやる上において国のほうから特別交付税的に裏補助があったりとかそういったもの、あとは緊縮財政ということで積み増し、積み増しということで40億円を超えるような現況になっていると。ただ、なかなか投資的な事業をやっていく上において仮に５年、６年たった段階でいうと、基本的には先ほど報告のあった不交付団体というものが交付団体に陥るであろうというような見込みも持ってございます。ですから、幾らあればというところはなかなか難しい判断になりますが、やはり必要なものをやる、あとは優先順位をつける等々の事業のやり方をしていかないと財政調整基金のほうも枯渇していくというような状況ありますので、やはりそういった状況を見ながら適正な財政運営をしていかなければいけないのかなと。なかなか幾らあればというのはお示しはできないのですけれども、そういったものの捉えでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　５番、西内玄太君。

○**５番（西内玄太君）**　ありがとうございます。これから歳入のほうも減収していくであろうというようなことと、あとは監査委員のほうからもご意見ありましたけれども、人件費とか物価等のほうで歳出のほうも増えていくという状況もありまして大変難しいことかとも思うのですけれども、歳入の維持とかそちらについては人口の維持とかというところにもつながってくると思うのですけれども、ずっとためていて尻すぼみになっていってしまうようなことよりは使うべきところには使っていって、行く行くの町のほうの歳入状況の維持みたいなところにもお金必要なところにはしっかり使っていくようなことも必要なのではないかなというふうに思いまして、ぜひ令和８年度のほうの予算の編成に向けて状況のほう総括的に見ながら作成していただければというふうに思います。

以上でございます。

○**議長（渡邉正俊君）**　総務課長。

○**参事兼総務課長（飯島洋一君）**　ただいまのご質問、令和８年度以降に向けてというようなことのおただしかと思います。必要なものに使っていくというのは当然であります。やはり必要なものには投資はしていかなければいけない。ただ、事業をするに際して、庁舎内でも副町長等々から指示があるのですが、基本的には事業をやる場合にはなるだけ補助を活用するというようなことの徹底、そういったものもしていくということで職員一同取り組んでいく所存でございますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

○**議長（渡邉正俊君）**　３番、高木光雄君。

○**３番（高木光雄君）**　ちょっと１点だけ、すみません。

87ページの区分22の償還金利子及び割引料のところで、この備考で中段から下に税過誤納還付金って書いてありますよね。ここで3,559万5,720円ってあるのですけれども、これは税過誤って書いてあるのですけれども、どんな状況なのかだけちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

○**議長（渡邉正俊君）**　町民税務課長。

○**参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）**　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

税過誤納還付金の中身につきましては、法人町民税が主なものになります。事業所が前年度の国に納める法人割並びに町に納める均等割を合わせたものを、結局事業の業績によって額が決まってくるものでありまして、中には予定で申告して、前もって申告して納めるものもありますけれども、事業が確定したことによってマイナスになる場合があります。その場合に還付金として事業所に返還する、還付するという中身がこの税過誤納還付金の主な中身になっている。そのほかにおいては、住民税であったり、もらうものは住民です。住民税の申告等によりまして基礎となる金額が変わることによって住民税の還付金が発生する場合がありますので、主なものは法人の町民税でありますけれども、中には住民税であったり、固定資産税の還付金が含まれる場合があります。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これで歳出全般についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。歳入全般について質疑はありませんか。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　１点だけお願いします。

今回の主要な成果説明書に、５ページなのですけれども、歳入決算のときに、この自主財源、それから依存財源ってありますけれども、広野町では多分火力発電所関係の税収があるので、自主財源がちょっと多いのかなと思いますけれども、通常の自治体ですとどちらかというと依存財源のほうがちょっと多いのかなというような気がするのですけれども、広野町はもしかしたら火力あるということで特殊なのですけれども、この辺は今後のことも踏まえてどのように考えているか伺いたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

○参事兼総務課長（飯島洋一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

成果説明書５ページにある歳入決算額、自主財源と依存財源どのように今後推移していくのだということでありますが、基本的に不交付団体県内に４つございますが、そちらにおいては、広野町も含みますけれども、自主財源が多いと。恐らくそういったそれなりに大規模な償却資産だったりとか固定資産的なものが入ってくるところ、基本的には広野であるとＪＥＲＡさんであったりとか、ＩＧＣＣパワー合同会社、新地町さんだと火力発電所だったりとか、西郷村だと様々な企業だったりとかというものもございます。そういったことなのだろうと思います。ただ、そういった税に関しては再三お話ししているとおり、一定水準でいくものではなくて、毎年低減していくというようなものでございます。当然に当町においてもそういったことが見込まれるということでございます。ですから、先ほどの私の答弁の中でもありましたとおり、いずれ交付団体に陥る時期が来るというのは想定してございます。ですから、そういう見込みに立ちながら、先ほど来の答弁になりますが、やはり優先するものは優先して事業を執行しという見極めだったりとか、先ほど言った補助の活用だったりとか、そういった必要な時期が遠からず来るのかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君に申し上げます。あくまでも説明書から入るのでなくて、歳入歳出決算書、これに何ページのどの項目に沿った質疑なのか、その辺を明確にした上でその説明書のほうの説明入っていってください。お願いします。

そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第51号　令和６年度広野町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし〕

○議長（渡邉正俊君）　全員起立であります。

よって、議案第51号は原案のとおり認定されました。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第２日目の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日９月10日は午前９時から会期３日目を開きます。

ご苦労さまでした。

（午後　２時０３分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡　邉　正　俊

署名議員　　北　郷　伯　弘

署名議員　　遠　藤　　浩

第 3 回 定 例 町 議 会

(第　3　号)

令和７年第３回広野町議会定例会会議録（第３日）

令和７年９月１０日（水曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第５２号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　３　議案第５３号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　４　議案第５４号　令和６年度広野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　５　議案第５５号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　６　議案第５６号　令和６年度広野町下水道事業会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（８名）

１番	西本　久雄　君	２番	渡邉　忠義　君
３番	高木　光雄　君	４番	渡邉　正俊　君
５番	西内　玄太　君	６番	北郷　伯弘　君
７番	遠藤　　浩　君	８番	門馬　まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　　智	君
副町長	杉浦　孝幸	君
教育長	根本　良政	君
参事兼総務課長	飯島　洋一	君
参事兼 復興企画課長	加賀　博行	君
産業振興課長	黒田　泰将	君
建設課長	松本　周次	君
参事兼 環境防災課長	佐藤　尚文	君
健康福祉課長	金子　一隆	君
こども家庭課長	北郷　　功	君
参事兼 町民税務課長	猪狩　裕一	君

会計管理者兼 出納室長	横	山	正	文	君
参事兼教育次長 兼学校教育課長	遠	藤	義	宏	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介	君
代表監査委員	針	生	寛	美	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻	介	君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第３回広野町議会定例会第３日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

８番　門　馬　まりえ　さん

１番　西　本　久　雄　君

を指名いたします。

○議案第５２号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、議案第52号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第52号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前議案同様、議会の認定をいただくための提案であります。東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故から14年が経過した現在において、生活環境の変化による持病の悪化や心身の不調、運動不足、食生活の変化等を要因とする医療費の増加に対し、引き続き庁内関係部署はもとより、関係機関との連携を密にし、生活習慣病の予防を重点的に各種施策に取り組みました。

保険給付費は、前年度と比較して12.93％減となり、歳出総額は73.14％を占めました。また、東日本大震災の発生等に伴う医療費一部負担金の免除分については、昨年度同様、国庫支出金として手当てされました。歳入総額は、前年度と比較して9.29％の減となる７億2,321万3,000円となり、これに対して歳出総額は６億5,919万8,000円となり、実質収支は6,401万5,000円となる事業会計であります。

なお、歳入歳出の決算につきましては、別冊決算書のとおりであり、地方自治法第233条第５項の規定による主要な施策の成果などにつきましても、別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　次に、会計管理者の説明を求めます。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ページ数が26、27ページの下段、２款１項１目療養給付費の支給でありますが、今回は当初予算が５億9,000万円のうち9,800万円を補正減額したということについては、これは前も言ったとおり、後期高齢者に移行された一つの要因があって減額されたということですよね。それちょっとお伺いしたかったのですが。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（金子一隆君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

後期高齢者の移行や、また国保離脱者による減額によるものでございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　今の9,800万円のうち、後期高齢者はいいのですけれども、離脱者というのは、これはどういう関係なのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（金子一隆君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

転出による国保から離脱した方々においてのことでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ということは、主にほぼ9,800万円というのは後期高齢者のほうに移行した金額というふうに見てもよろしいということですよね。

そうしますと、今回の療養給付費の４億7,000万円を見る中でも、今回の支出合計から見ると６億5,000万円、かなり療養費にほぼいっている国民健康保険の予算のようなのですが、昨日も話したのですが、これから2025年の問題として、後期高齢者にかなりの人数が移るということが前々からこれ言われていたことですよね。今度は2040年、15年後には生産労働者ががくんと減るということの中で、さらにまた高齢者が増えていくという現状になっていくというお話をさせてもらったのですが、そうしますと、後期高齢者は75以上なのですけれども、私も今72になりましたが、どうい

うわけか70過ぎたらば、あっちこっち痛くなったりという気がしたり、いろいろ私自身も感じる中になってきたのです。ですから、これは年を取れば必ずどこかの病気にはつながっていくということが、私自身も72になって初めて分かったのです。だから、それまで、今あと15年、2040年までの問題もまた起きるという中であっては、せめて50代あたりから、やっぱりある程度健康維持をしていくという啓蒙はやっていかないと、70からいって健康にするといったって、これはもう無理な話なのです。だから、やっぱり50代あたりからもう常に健康運動をさせていくという、今後やっぱり持っていかないと、この予算、社会保障費、何のための社会保障費なのだか、もう高齢者のための社会保障費ですよ、これ今。そこをやっぱり変えていく今時代には来ているのではないかなということで、その辺よくまた来年度に向かっては考えてほしいなというふうに思ったところであります。これは意見はいいです。

終わります。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　それでは、歳入の１款１項の区分の４ですか、備考欄に、ここに不納欠損額ということで137万5,247円ありますけれども、これはどういう内訳か、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　町民税務課長。

○参事兼町民税務課長（猪狩裕一君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えします。

不納欠損につきましては、決算の事前説明でもお話ししたかと思うのですけれども、時効によって徴収も不能となったもの、消滅時効によって納期限から５年を過ぎると時効が成立するわけですけれども、その時効が成立したことによって、もう徴収ができないというふうに法律上決まっておりますので、その部分について４節、５節、６節において不納欠損額として決算上、処理をしているという状況にございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　そういったいろいろ事情、５年間やって取れないというふうに判断したということですね。

あともう一点、24ページの１款１項の３目、償還金で備考欄に国保災害臨時特例補助金償還金って書いてありますけれども、これはどういう内容でしたか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（金子一隆君）　災害臨時特例補助金の償還金につきましては、こちらは保険税の一部負担金免除等による精算による償還金でございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第52号　令和６年度広野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり認定されました。

○議案第５３号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第53号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第53号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前議案同様、議会の認定をいただくための提案であります。令和６年度においては、広洋台整備事業及び駅東側整備事業並びに東町土地開発事業を主体に事業を展開してきましたが、これらの事業に係る工事請負費、委託料が歳出総額の51.95％を占めました。歳入総額3,610万6,000円に対し、歳出総額3,559万4,000円となり、実質収支は51万2,000円となる事業会計であります。

なお、歳入歳出の決算につきましては、別冊決算書のとおりであり、地方自治法233条第５項の規定による主要な施策の成果などにつきましても、別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　次に、会計管理者の説明を求めます。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　10ページ、11ページの事業費、需用費の節が10で広洋台整備事業費でありますが、これは今の６号国道の両脇にある街路樹、それらの工事予算かと思うのですが、今回高かったやつが２メーターくらい切って、家並みも見えるようになりましたけれども、そうすると、これは今後はこの予算は減るというふうなことでよろしいのか、ちょっと伺いたかったのですが。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

２款１項２目広洋台整備事業費の除草委託料のところのお話、あと工事等のお話かと思いますが、伸びたら切るというか、そういうことでございますので、これが時間的にずっと減っていくというわけではございません。伐採に当たっては、広洋台の方、またあとどこを切るとか、そういった話を相談しながら除伐しておりますので、多分令和７年度の話をされていると思うのですけれども、今年度に限ってはそういう伸びたところを切るということでございます。来年度の決算がこれから下がるかというと、これはまた別の話でございます。相談しながらやっているという意味でございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　いや、私聞いているのは、今まであれ高かったよね。そして、２メーターくらいずっと切り落としたでしょう。そうすると、今度家並みがずっと景観よく見えるようになりましたよね。その分の２メーター分減らした分は、来年度の予算からすれば減るのではないのということを言いたいのだけれども。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

○参事兼復興企画課長（加賀博行君）　ただいまのご質問にお答えします。

その部分についてはそのとおりでございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第53号　令和６年度広野町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり認定されました。

○議案第５４号　令和６年度広野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第54号　令和６年度広野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第54号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前議案同様、議会の認定をいただくための提案であります。原発事故による生活環境の変化による介護サービス利用者への負担増を抑えるため、介護サービス利用時の自己負担分を全額負担するなどの施策を前年度に引き続き実施するとともに、介護予防事業として、町内の集会所においていきいき百歳体操を実施し、高齢者が自主的に運動できる取組を行いました。歳入総額７億823万4,000円に対し、歳出総額５億8,776万3,000円となり、実質収支は１億2,047万1,000円となる事業会計であります。

なお、歳入歳出の決算につきましては、別冊決算書のとおりであり、地方自治法233条第５項の規定による主要な施策の成果などにつきましても、別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　次に、会計管理者の説明を求めます。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

１番、西本久雄君。

○１番（西本久雄君）　それでは、ページ数で27ページ、２款１項７目、８目、ちょっと併せてお聞きしたいところがありまして、備考のほうで居宅介護福祉用具購入費、こちらは主立ったものは何でしょうか。また、併せてですが、その下、居宅介護住宅改修費、こちらについては該当件数というか、対象件数は令和６年度で何件程度だったのでしょうか、お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（金子一隆君）　１番、西本久雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

居宅介護福祉用具の購入につきましては、主に居宅で介護するに当たっての介護用品等、例えば便座ですとか、手すりですとか、そうしたものの費用になります。利用件数につきましては25人でございます。

続きまして、居宅介護の住宅改修、こちらなのですけれども、こちらも同じように手すりの設置や、またバリアフリー化などに伴う住宅の改修でございます。利用者につきましては12名でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　よろしいですか。

○１番（西本久雄君）　はい。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　２ページ、３ページ、歳入部分、保険料のところで収入未済額というところで600万円ほど、これ今後の考え方としてちょっとお聞きしたかったのですけれども、この収入未済額、これ単年度分という扱いになるかと思うのですけれども、これが今後不納欠損のほうにこれ回っていく数字という理解でよろしいのでしょうか。支払い等がたまっていけば、経過していけば、結果的には不納欠損額のほうに処理せざるを得なくなってくる数字だという理解でよろしいのか、ちょっとそこを確認したいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（金子一隆君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

滞納額につきましては、令和５年以前分といたしまして574万5,930円、令和６年分として50万5,000円となっております。こちらにつきましては、令和７年度において滞納整理のほうを実施してまいりますので、収納した結果によって不納欠損の額等も変わってくるような形となります。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　ありがとうございます。

そうすると、過去分でというところが大きいのかなと思うのですけれども、結果的に収入未済額として、要は払われていない方がそのまま年数がたてば、先ほど説明の中では５年というところでしたけれども、そういった中で処理されていくのでしょうけれども、そこでの対策ではないのでしょうけれども、行政側としてどういう努力をされているか、徴収に関してお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（金子一隆君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

例えば文書催告によるものですとか、あとは電話催告、また場合によっては訪問による催告等を

行い、保険料の滞納整理に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　これ最後にしますけれども、そうは言いながらも、なかなか経済的に厳しいですという方もいらっしゃるのだろうと思います、こういう形になっているのは。そういった中で、恐らくその対応としてやっているのは、これまでの対策としてのものを継続でやっているかと思うのですけれども、例えば独り暮らしでと、そういった中で収入部分も少なくてという話になってくると、こういった負担が大きいと感じている方は恐らくいるはずなのです。そういった中での先ほど同僚議員からもありましたけれども、どんどん、どんどん高齢化していく、そういった中で当然介護もそうですけれども、保険料としては負担としてかかってくるというのは、これからのそういった状況の中では感じてくることなのだろうというふうに思っていますので、新たなというのはおかしいですけれども、これまでのそういった対応というものを継続されていくのか、あるいはそういった中でいろいろと方法を今模索しているところなのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（金子一隆君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

お一人お一人の生活状況に応じた滞納相談等にも応じて徴収のほうをしてまいりたいと思っております。また、今後につきましても早期の催告というのが重要だと感じておりますので、そういった早期の催告に重点を置きながら、今後滞納整理のほうをしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ページ数が24、25の款項目が１、３、１の12、18の認定調査費並びに認定審査会についてお聞きしたいのですが、いわゆる認定審査会というのは要介護が１、２、３、４、５あって、そして地元の地域包括センターが３名くらいいるのかな、その人たちが各集落に行って、そして認定審査会にかけると。そして、この審査会を受けると、その費用が主に500万円くらいかかるということですよね。それで、広野町のそういう要介護の認定を受ける人数というのは年間どのくらいあるのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（金子一隆君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

認定者数につきましては280名でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ちょっと聞くのが私遅れてしまったのですけれども、ということは、要介護

の方が１、２、３、４、５、これが全員認定調査の中に全部入るということでいいのですよね。それが280名いますということですよね。いろいろ内訳があって初めてこれだけの予算支出しているということなのでしょうけれども、ただここの介護認定審査会の中には医者の先生が何人かいるとも言っていましたよね、前に。それは、この金額は町としてもこのところの部分はこれかかるのだなということで、やむを得ないなというふうなことなのか。

ただ、私言いたいのは、ある程度地域包括センターの人たちが行って調査をして、大体この人は２か３か４だなという認定が大体分かると思うのです。そこにまたさらにこれだけの500万円をかけて審査をするという意味があるのかどうか、その辺がちょっと私は高いなと思ったのですが、その辺はどうでしょうか、担当者としては。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（金子一隆君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

件数につきましては、認定調査のほうを職員のほうが行っておりまして、それに基づいて包括支援センター等と連携しながら、最終的には双葉郡の認定審査会のほうにお諮りするような形となっております。金額につきましては、単独町村ではできない金額ですので、妥当であると思います。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ということは、広野的にはこれだけの500万円をかけるけれども、ほかの町村からも負担をいただいて認定審査会というのは運営されているということなのですね。了解しました。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第54号　令和６年度広野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

○議案第５５号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第55号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第55号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前議案同様、議会の認定をいただくための提案であります。本医療制度は、県内全ての市町村で構成する福島県後期高齢者医療広域連合が財政運営をして、構成市町村は保険料徴収と窓口業務を担っております。歳入総額6,691万5,000円に対し、歳出総額6,624万6,000円となり、実質収支は66万9,000円となる事業会計であります。

なお、歳入歳出の決算につきましては、別冊決算書のとおりであり、地方自治法第233条第５項の規定による主要な施策の成果などにつきましても、別冊のとおりであります。

詳細な内容につきましては、会計管理者より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　次に、会計管理者の説明を求めます。

（会計管理者、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第55号　令和６年度広野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

○議案第５６号　令和６年度広野町下水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第56号　令和６年度広野町下水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第56号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前議案同様、議会の認定をいただくための提案であります。令和６年度の建設改良費として、公共下水道処理場内の汚泥ポンプと上浅見川地区におけるマンホールポンプの経年劣化に伴う更新工事を行うとともに、各施設の点検及び維持管理業務に努めてまいりました。経営状況のうち、事業の営業活動を表す収益的収支においては、収入総額２億6,972万5,000円に対し支出総額２億4,866万2,000円となり、2,106万3,000円の利益となる事業会計であります。

なお、歳入歳出の決算につきましては、別冊決算書のとおりであり、詳細な内容につきましては建設課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　次に、建設課長の説明を求めます。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、令和６年度広野町下水道事業会計に対する審査意見について、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

代表監査委員。

〔代表監査委員　針生寛美君登壇〕

○代表監査委員（針生寛美君）　令和６年度下水道事業会計決算に係る審査の結果報告及び意見を述べさせていただきます。

審査期間は７月22日から８月１日までの間の９日間のうち、７月30日に実施しました。令和６年度の予算執行については、一般会計、特別会計決算同様、関係諸帳簿及び証拠書類等が関係法令に準拠して作成されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置いて審査いたしました。

結果については、お手元に配付いたしました令和６年度広野町下水道事業会計歳入歳出決算審査意見書に記載のとおりであり、資料に記載のとおり、歳入歳出決算等は正確なものと認め、また予算の執行についても適正に行われていると認めました。

それでは、下水道事業会計について説明いたします。１ページをお開き願います。令和６年度末の処理区域内人口は3,448人であり、令和５年度末の3,477人と比較し、29人減少しておる。下水道

の普及率においては、人口比率で公共下水道が68.9%、農業集落排水が８％であり、合計76.9%となっています。

２、３ページをお開き願います。こちらは、予算の執行状況としまして、収益的収入と収益的支出を記載しております。下水道事業収益の決算額は２億7,478万1,289円で、予算現額に対して132万4,289円の増、収入率100.48%となっております。これは、営業収益で下水道使用料が予算額を上回り、増額となったものであります。

下水道事業費用の決算額は２億5,284万8,834円で、執行率は92.36%であり、2,091万1,166円の不用額が生じています。これは、営業費用における処理場費の委託費用で入札による請負差額が生じたことから不用額が生じているものです。

４、５ページは、資本的収入及び支出となりますが、資本的収入の決算額は3,743万7,000円となり、予算額に対し同額で100%の収入率となっています。資本的支出の決算額は9,038万2,348円で、執行率94.87%となっており、488万9,652円の不用額が生じています。

令和６年度において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は5,294万5,348円となり、引継金、現年度分損益勘定留保資金によって補填されることとなっております。

６、７ページは、損益計算書となります。令和６年度の経営成績の内容は、経常収支比率が109.4%、総収支比率が108.5%と、ともに100%を上回り、経営状況が良好ではありますが、営業収支比率においては100%を大きく下回り21.6%となり、収益性に乏しい結果となっています。これは、経常収益において不足する財源を一般会計からの補助金で補填しているためであり、厳しい財政運営となっている状況にあります。また、１立米当たりの処理原価は同規模事業体指標の284円を上回り、599円と高価な状況であり、経費回収率は19.2%と低い状況にあります。

下水道事業会計において、令和６年度は公営企業会計に移行して初年度の決算となります。東日本大震災により被災した施設、設備等を復旧し、平成24年度から通常使用料として徴収が再開しておりますが、本町の下水道使用料は安価であるため、処理単価が同規模事業体に比べ低い状況にあり、また下水道区域内の人口が減少し、分母となる年間有収水量も減少しているため、処理原価が同規模事業体と比較し、大きく上回っております。このように処理単価と処理原価の差額が大きいため、経費回収率が19.2%と低調であり、100%から大きく下回る結果となり、経営状況としてはかなり厳しい状況にあります。

財務諸表を見ると、決算書の損益計算書では経常利益が2,434万7,000円となり、特別損失を差し引いても当年度純利益が2,235万4,000円、経常収支比率が110.0%と良好な値を示していますが、実態としては営業費用に係る財源不足を一般会計からの負担金により補填しているため、営業収支比率が100%を大きく下回る21.6%と健全な経営とは言えない状況にあります。

また、資本的収支においても不足額を引継金及び当年度損益勘定留保資金で補填しているため、後年度における更新費用の財源を十分確保できない状況ともなっています。

公共下水道事業は、住民の良好な生活環境の維持と公共用水域の水質保全という重要な役割を担う公共インフラであることから、今後も厳しい財政状況が予想されますが、引き続き計画的な施設整備や処理場経費等の削減、定期的な料金体系の見直しなど、健全経営に向け努められ、一般会計からの負担金を極力減らすよう努めていただくことを決算審査の意見として申し添えるものでございます。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　説明及び報告が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第56号　令和６年度広野町下水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員（賛成７名、反対なし）〕

○議長（渡邉正俊君）　起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

○散会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会第３日目の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

明日９月11日は午前９時から会期４日目を開きます。

ご協力ありがとうございました。

（午前１０時１４分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡　邉　正　俊

署名議員　　門　馬　まりえ

署名議員　　西　本　久　雄

第 3 回 定 例 町 議 会

(第　4　号)

令和７年第３回広野町議会定例会会議録（第４日）

令和７年９月１１日（木曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第５７号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第３号）
日程第　３　議案第５８号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
日程第　４　議案第５９号　令和７年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第２号）
日程第　５　議案第６０号　令和７年度広野町介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第　６　議案第６１号　令和７年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第　７　議案第６２号　令和７年度広野町下水道事業会計補正予算（第１号）
日程第　８　議案第６３号　広野町教育長の任命に関する同意を求めることについて
日程第　９　議案第６４号　広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて
日程第１０　報告第　１号　広野町の健全化判断比率等の報告について
日程第１１　委員会の閉会中の継続調査の申出について

○出席議員（８名）

１番	西本久雄　君	２番	渡邉忠義　君
３番	高木光雄　君	４番	渡邉正俊　君
５番	西内玄太　君	６番	北郷伯弘　君
７番	遠藤　浩　君	８番	門馬まりえ　君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	遠藤　智	君
副町長	杉浦孝幸	君
教育長	根本良政	君
参事兼総務課長	飯島洋一	君
参事兼復興企画課長	加賀博行	君
産業振興課長	黒田泰将	君
建設課長	松本周次	君

参事兼 環境防災課長	佐	藤	尚	文	君
健康福祉課長	金	子	一	隆	君
こども家庭課長	北	郷		功	君
参事兼 町民税務課長	猪	狩	裕	一	君
会計管理者兼 出納室長	横	山	正	文	君
参事兼教育次長 兼学校教育課長	遠	藤	義	宏	君
生涯学習課長兼 公民館長	鯨	岡	圭	介	君
代表監査委員	針	生	寛	美	君

○本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長	林		聡	宏	君
議会事務局書記	黒	田	峻	介	君

○開議の宣告

○議長（渡邉正俊君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は８名全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和７年第３回広野町議会定例会第４日目を開きます。

（午前　９時００分）

○会議録署名議員の指名

○議長（渡邉正俊君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、広野町議会会議規則第127条の規定により、

２番　渡　邉　忠　義　君

３番　高　木　光　雄　君

を指名いたします。

○議案第５７号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第３号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第２、議案第57号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第57号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ１億40万円を増額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、一般管理費、企画総務費、地域振興対策費、障がい者福祉費、後期高齢者医療費、児童措置費、農地費、観光費、道路維持費、道路新設改良費、学校管理費、公民館費の増額計上のほか、共済組合保険料の定時決定に伴う人件費の調整ほかの計上となっております。

歳入の主なるものは、国庫補助金、特別会計繰入金、繰越金などの増額計上のほか、財政調整基金繰入金の減額計上となっております。

詳細な内容につきましては、各担当課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、こども家庭課長。

（こども家庭課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、環境防災課長。

（参事兼環境防災課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、産業振興課長。

（産業振興課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、学校教育課長。

（参事兼教育次長兼学校教育課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、生涯学習課長。

（生涯学習課長、内容説明を行う）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　それでは、歳出でございますが、14、15ページ中段、３款２項１目12節７の子育て短期支援事業、短期支援委託料というところがあるのですが、このところもう少し詳細にご説明をお願いしたいのですが。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（北郷　功君）　２番、渡邉忠義議員のただいまのご質問にお答えいたします。

子育て短期支援事業とは、先ほど説明はいたしましたが、保護者の方が病気とか、あと冠婚葬祭、出張等でお子様の面倒を見れないときに、児童養護施設のほうに一定期間お預かりして面倒を見ていただくというようなサービスになっております。ショートステイということで24時間お預かりすることが可能であったりとか、そのような事業となります。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　そうすると、これは24時間も扱うということでしょうか。これまでこの事業に支出したという経緯はあるのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（北郷　功君）　ただいまの質問にお答えいたします。

これまでは一度も実施したことはないのですけれども、今後こういったサービスを利用するご家庭があるかと思われますので、こういった予算を計上させていただきました。

説明は以上です。

○議長（渡邉正俊君）　２番、渡邉忠義君。

○２番（渡邉忠義君）　ちょっと予算なものだから、予測されるだろうというところの予算項目を上げたということなのですが、実質これまでないけれども、今後あり得るだろうということなのですが、その辺のところ、課長的にどういう考え方があっての歳出提案なのか、ちょっと。

○議長（渡邉正俊君）　こども家庭課長。

○こども家庭課長（北郷　功君）　ただいまの質問にお答えいたします。

現在福島県の浜児童相談所の方と協議いたしまして、ご教示いただきまして、いわき育英舎という事業者を紹介いただきまして、そこと協議をしているところでございます。

説明は以上です。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　ページ数は12、13の３款４目の細目の１、障がい者福祉事務費の国県等精算還付金812万円あるのですけれども、これに関しては今後もどんどんこういう還付金というのは増えるというふうに思ってよろしいのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（金子一隆君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの国県等精算還付金につきましては、令和６年度の決算に基づく障がい者医療費自立支援給付費災害臨時特例の国庫負担金に係る精算ですので、こういった費用は毎年発生するものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　あともう一点、16、17ページになるのですけれども、６款５目の細目の２の土地改良施設維持管理事業費で、工事費で、先ほど道路維持管理関係で増設という話あったのですけれども、この520万円に関しては３月の当初予算から五、六か月たって、その中で追加したということなのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

○建設課長（松本周次君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの土地改良施設維持管理事業の工事費につきましては、当初予算で計上しておりました予算の中では不足することが見込まれたもので、増額補正しております。南山地区の水路の一部が崩れているところに対する補修と舘地区の水路のやはりのり面が崩れているというところ、そういったところの部分に関しての補修費ということでの計上をしております。

以上です。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　11ページ、２款１項７目、防犯対策費、先ほど説明では防犯灯を今期４か所立てていると、それ以外で修繕等が出ての計上という理解でしょうか。ちょっとよく聞き取れなかったものですから、お願いします。

○議長（渡邉正俊君）　環境防災課長。

○参事兼環境防災課長（佐藤尚文君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちら修繕料ということで、防犯灯の球の交換を４か所実施しております。当初予算のほうでそれほど大きな予算を取ってはいなかったものですから、今回不足が生じるということで補正計上しております。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　すみません、ありがとうございました。球の交換ということで、防犯灯をたしかＬＥＤに替えていますよね。替えてまだそんなにはたっていないのかなと思うのですけれども、切れているということはそういった箇所は今後も増えてくるのかなと思いますので、その辺の管理というか、維持のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それと、すみません、19ページ、７款１項２目、みかん畑の管理事業費ということで、これ看板費用で143万円ですか、予算上げますということなのですけれども、Ｓマーク使った看板ということでの話かと思うのですけれども、看板での周知といいますか、宣伝、そういったのもよろしいかと思うのですが、ミカン農家、苗木自体、以前よりは多少よくなってきているのかなと思うのですけれども、まだまだ木自体も小さいというか、こういった予算、周知等の看板使用に使うのもよろしいのですけれども、しっかりとミカンを使った中での生産、特産品ですか、そういったのもいろいろ今期話も出ていますけれども、苗木というか、そういったミカンの木自体の育成に使う、あるいはもっと数を増やすというところに予算等をつけるというお考えはないのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　産業振興課長。

○産業振興課長（黒田泰将君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

ミカンの苗木等の数を増やさないのかといったご質問でございますけれども、今後ミカンの特産品を図るべくミカンの苗木等を増やしていきたいと考えております。農家さんなども耕作放棄地の解消なども含めた中で検討を進めているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　７番、遠藤浩君。

○７番（遠藤　浩君）　しっかり増やしていきますということで、やっぱり町内にミカン等がしっか

り実っているというのがこの町のイメージとしてなければ、なかなか特産品というものに結びつかない、あるいは町外の方が広野町イコールミカンという、やっぱりそこをしっかり意識づけていくのであれば、そういったミカンの見える風景というか、それをしっかりと町内に具現化していくというのがやっぱり一番大事かなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それと、23ページ、10款５項１目、五社山登山５月流れて９月というところで、これは特に予算的なところというよりは、最近熊の目撃情報入っています。今月末ですか、９月の28で五社山登山ですけれども、町としては、これは予定どおり実施するという考えでいるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（鯨岡圭介君）　７番、遠藤浩議員のただいまのご質問にお答えいたします。

９月４日に町内で熊目撃事件が発生しておりまして、そちらにつきましては関係機関との目撃情報の収集に努めまして、登山における熊対策と、そして熊鈴、それからホイッスルなど、準備物を拡充させて、終日安全に行事が実施できるように準備を進めながら、実施の有無について検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　教育長。

○教育長（根本良政君）　ただいまのご質問でありますが、登山の予定を立てて実施する旨で予算を組んであるのですが、先ほどの熊の出没について、いわき市の上小川、それから十文字、それから川内に親子の熊が出現していることが判明しましたので、今のところ、五社山登山については中止の方向で見ております。

以上であります。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第57号　令和７年度広野町一般会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議案第５８号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第３、議案第58号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第58号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ5,026万9,000円を増額いたすための提案であります。

歳出の主なるものは、一般管理費、繰出金、予備費の増額計上のほか、共済組合保険料の定時決定に伴う人件費の調整ほかの計上となっております。

歳入の主なるものは、国庫補助金、繰越金の増額計上及び基金繰入金の減額計上となっております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

３番、高木光雄君。

○３番（高木光雄君）　１点だけ。８、９ページで１款１目の細目で、先ほど細目２の一般管理諸経費のＯＡ業務委託ということで、ちょっと先ほど説明はあったのですけれども、このＯＡ業務委託って当初の予算には計上していなかったと思うのですけれども、これは何かその後、急遽こういったシステムの改修か何かで出てきたのでしょうか。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（金子一隆君）　３番、高木光雄議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、子ども・子育て支援金制度の内容について、国のほうから内容のほうを示されましたので、今回の補正予算のほうで計上しました。

以上でございます。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第58号　令和７年度広野町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議案第５９号　令和７年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第２号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第４、議案第59号　令和７年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第59号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ4,595万2,000円を増額いたすための提案であります。

歳出につきましては、一般管理費、駅東側整備事業費の増額計上となっております。

歳入につきましては、繰入金、繰越金の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、復興企画課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　復興企画課長。

（参事兼復興企画課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第59号　令和７年度広野町土地開発事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議案第６０号　令和７年度広野町介護保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第５、議案第60号　令和７年度広野町介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第60号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ１億2,129万1,000円を増額いたすための提案であります。

歳出につきましては、介護給付費準備基金積立金、償還金、一般会計繰出金の増額計上のほか、共済組合保険料の定時決定に伴う人件費の調整ほかの計上となっております。

歳入につきましては、一般会計繰入金、繰越金の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第60号　令和７年度広野町介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議案第６１号　令和７年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第６、議案第61号　令和７年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算

（第１号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第61号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出それぞれ66万7,000円を増額いたすための提案であります。

歳出につきましては、後期高齢者医療保険料還付金、一般会計繰出金の増額計上及び予備費の減額計上となっております。

歳入につきましては、繰越金の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

（健康福祉課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。

６番、北郷伯弘君。

○６番（北郷伯弘君）　ページが８、９ページ、歳出、４款１項、細目１、説明１、後期高齢者医療保険料還付金、保険料還付金63万7,000円とありますが、これはなぜ還付されたのかお願いしたいと思います。

○議長（渡邉正俊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（金子一隆君）　６番、北郷伯弘議員のただいまのご質問にお答えいたします。

こちらは、令和６年度に特別徴収として年金から仮徴収した保険料につきまして、年度をまたいだ形となりましたので、今年度予算にて過誤納分について還付金を支出する内容となっております。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（渡邉正俊君）　そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第61号　令和７年度広野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいまの時間は10時６分であります。ただいまから10時20分まで休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、10時20分まで休憩いたします。

（午前１０時０６分）

○議長（渡邉正俊君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時２０分）

○議案第６２号　令和７年度広野町下水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（渡邉正俊君）　日程第７、議案第62号　令和７年度広野町下水道事業会計補正予算（第１号）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第62号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳出について8,000円を増額いたすための提案であります。

歳出につきましては、収益的支出のうち過年度損益修正損の増額計上となっております。

詳細な内容につきましては、建設課長より説明いたさせますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　建設課長。

（建設課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第62号　令和７年度広野町下水道事業会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

○議案第６３号　広野町教育長の任命に関する同意を求めることについて

○議長（渡邉正俊君）　日程第８、議案第63号　広野町教育長の任命に関する同意を求めることについてを議題といたします。

教育長、根本良政君の退席を求めます。

〔教育長　根本良政君退席〕

○議長（渡邉正俊君）　事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第63号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現教育長の根本良政氏が来る10月14日付をもって任期満了となることから、同氏を適任者と認め、再任いたすための提案であります。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願いいたします。

なお、再任の提案でありますので、履歴書の配付は省略させていただきます。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第63号　広野町教育長の任命に関する同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり同意されました。

教育長、根本良政君の出席を求めます。

〔教育長　根本良政君出席〕

○議案第６４号　広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについて

○議長（渡邉正俊君）　日程第９、議案第64号　広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　議案第64号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、現委員の渡辺昇氏が来る９月30日付をもって任期満了となることから、同氏を適任者と認め、再任いたすための提案であります。

よろしくご審議の上、ご同意くださるようお願いいたします。

なお、再任の提案でありますので、履歴書の配付は省略させていただきます。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　討論なしと認めます。

議案第64号　広野町教育委員会委員の任命に関する同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり同意されました。

○報告第１号　広野町の健全化判断比率等の報告について

○議長（渡邉正俊君）　日程第10、報告第１号　広野町の健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（朗読する。）

○議長（渡邉正俊君）　本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤　智君）　報告第１号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、別冊のとおり監査委員の審査を受け、健全化判断比率等を報告するものであります。

詳細な内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邉正俊君）　総務課長。

（参事兼総務課長、内容説明を行う。）

○議長（渡邉正俊君）　次に、広野町の健全化判断比率等の報告について、監査委員の意見を求めます。

代表監査委員、登壇を許します。

〔代表監査委員　針生寛美君登壇〕

○代表監査委員（針生寛美君）　それでは、令和６年度健全化判断比率及び資金不足比率に係る報告並びに意見を述べさせていただきます。

審査に当たっては、健全化判断比率計算書及び資金不足比率計算書が関係法令に準拠して作成されているか、計算方法に誤りはないか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類を検証するとともに、関係職員に説明を求め、審査いたしました。その結果につきましては、お手元に配付いたしました令和６年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書に記載のとおりです。

それでは、令和６年度健全化判断比率及び資金不足比率について説明させていただきます。

健全化判断比率についてでありますが、審査意見書の２ページ目を御覧ください。まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、一般会計、特別会計及び事業会計とも実質収支は黒字であり、実質赤字額及び連結実質赤字額はない財政状況であると認めました。実質公債費比率については、早期健全化基準が25％であるのに対し4.7％であり、前年度と比較して0.7ポイント減少しています。実質公債費比率は３年間の平均値で表しますが、比率を算出する計算式において分母となる標準税収入額は、多額の大規模償却資産に係る固定資産税の収入により、昨年度に引き続き高い水準にあります。昨年度に比べ、広野ＩＧＣＣパワー合同会社の大規模償却資産分の低減により、当該年度の単年度比率が前年度に比べて0.0227ポイント増加し4.8685％となり、３年間の平均値である実質公債費比率は0.7ポイント減の4.7％となりました。このように、実質公債費比率は早期健全化基準を大きく下回っています。今後の実質公債費比率の推移については、学校給食共同調理場建設工事の新規起債により元利償還金の額に増加分はあるものの、既発債の償還終了による減少分が上回ることから、こちらも減少する見込みであります。このことから令和７年度以降５年間は５

％から６％台で推移する見込みです。今後、税収の減少などにより標準財政規模の縮小や復興関連新規地方債の償還も見込まれ、これに伴い実質公債費比率及び将来負担比率ともに数値の落ち込みが予測されることから、中長期的な財政計画による、より一層の財政健全化へ向けた取組を強化されるよう要望します。

続きまして、３ページの表を御覧いただきたいと思います。こちらは資金不足比率について記載しておりますが、広野町で対象となるのは特別会計の名称欄に記載されている１特別会計及び１事業会計でございます。２会計とも資金の不足額がない財政状況にあると認めました。

以上のことから、今後もなお一層財政の健全化に努められるようお願いし、結びといたします。

○議長（渡邉正俊君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　質疑なしと認めます。

以上で報告第１号　広野町の健全化判断比率等の報告については終了いたします。

○委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡邉正俊君）　日程第11、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長からは所管事務の調査のため、議会運営委員会委員長からは所掌事務の調査のため、広報委員会委員長からは議会だよりの企画、編集及び発行に関する事務のため、政治倫理条例に関する調査特別委員会委員長からは広野町議会政治倫理条例に関する調査のため、広野町議会会議規則第75条の規定により、総務文教常任委員会は広野駅周辺開発について、給食センターの改築について、所管施設の調査について、産業厚生常任委員会は林業専用道整備事業（狼山・叶沢線）について、空き家対策について、議会運営委員会は本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、議会の会議規則、委員会条例等に関する事項について及び議長の諮問に関する事項について、広報委員会からは議会だより編集について、政治倫理条例に関する調査特別委員会からは広野町議会倫理条例に関する調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邉正俊君）　異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び広報委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○閉会の宣告

○議長（渡邉正俊君）　以上で今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

閉会に先立ち、町長より挨拶があります。

町長。

○町長（遠藤　智君）　９月定例会におきまして、ご質疑をいただくに当たりまして、様々なご指導、ご教示等を賜りまして、職員一同、日々の常任委員会、定例会、臨時会をはじめとする様々なご機会をしっかりと正面に受け止めて、町民皆様のご承知、ご理解をいただけるよう取り組んでまいります。

重ねて、町民皆様へのご説明に当たりましては、行政事務における計画から実行に向けてのプロセスにおいて、個別具体的に承知とご理解をいただけるよう、明確に実施をいたしてまいる考えにございます。

議員の皆様、私ごとでありますが、今期任期となる最後の定例会に至るまで、ご議決、ご指導、ご指南等を賜りましたことを心から感謝と御礼を申し上げます。大変にありがとうございました。

○議長（渡邉正俊君）　これで令和７年第３回広野町議会定例会を閉会いたします。

円滑な議事の進行にご協力をいただきました。誠にありがとうございます。

ご苦労さまでした。

（午前１０時４６分）

以上会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

議会議長　　渡　邉　正　俊

署名議員　　渡　邉　忠　義

署名議員　　高　木　光　雄